

日本の戦歿者慰霊と戦争記念碑の系譜

西南戦争戦死者慰霊

檜
山
幸
夫

- 序
- 一、 「西南之役雲石隠戦死者記念碑」
 - 二、 西南戦争十周年記念と記念塔碑の建立
 - 三、 西南戦争戦死者記念碑の建立
- 結

序

戦歿者慰霊と戦争記念碑は、近代国家における国民統合の象徴的な事象である。このため、戦歿者慰霊と戦争記念碑に関する研究は、基本的にその国家の成立と国民統合の質にかかわる問題を解くことでもある。そこでは、慰霊と記念碑建立の仕方に大きな意味が込められていることからそれが主な分析の素材となる。なお、本稿で「記念碑」として表記しているものは、英語の Monument や 独語の Memorial, Denkmal といったような広い概念で用いているので、そこには謂わば碑・塔・像・墓をはじめ戦争にかかわって造られた全ての構築物を指している。

近代日本の戦歿者慰霊と戦争記念碑の起点は、明治七（一八七四）年から同一（一八七八）年にかけて起こった内外事件であった。対外事件とは、近代日本最初の海外出兵となった明治七年の征台役（台湾出兵）と同八年の江華島事件を指し、対内事件とは、同七年の佐賀の乱・同九年の熊本の乱・萩の乱・秋月の乱と内戦にまで発展した同一〇年の鹿児島での叛乱（以上を、本稿では便宜的に一括して「明治初期の役」と表記する）に、日本軍最初のクーデター事件となる同一一年の竹橋事件を指す。もっとも、ここに戦歿者慰霊と戦争記念碑として掲げた事件として挙げたのは、天皇がそこでの事件で死亡した者を戦死者または国難殉死者として認定し東京招魂社（靖国神社）に合祀したときのものを基準にしたもので、農民一揆などを鎮圧する際に死亡した者をも含むものではない。つまり、この国民国家形成の胎動期に起こった武力による死者を出した国家にかかわる政治的事件が、日本の戦歿者慰霊と戦争記念碑の嚆矢となるということになる。

そこでの特徴的は、近代主権国家誕生のための対外的事件と、統一国家形成における国家統合のための内戦を含む対内的事件とその犠牲者に対するものであるとともに、その多くが内戦犠牲者であったことにある。つまり、日

本の戦歿者慰霊と戦争記念碑とは、必ずしも外国との戦争による国民統合の象徴的事象とはいえないということになる。それは、戦死者を国家として葬る国立墓地を造り国民統合の象徴的なものにしてきたアメリカが、南北戦争を起点にしていることと同じものでもある。

もっとも、日本のそれは極めて複雑であった。天皇が戦死者として東京招魂社に合祀するというのは、幕末維新期の官軍の戦死者と幕末期の国難殉死者の合祀と同じものであったが、その合祀の方法は太政官による法的手続きにより行われるという近代的手法に基づいていたことから、前近代的君主慰霊と近代的国家慰霊とが無秩序的に混合したものであったことにある。それが、戦後（本稿で、断りを入れないで用いる「戦後」は一九四五年敗戦後を指し、「戦前」とは明治維新から太平洋戦争の戦中を含む一九四五年八月一日までを指している）の戦歿者慰霊問題でもある靖国問題の原因ともなっている。それは、維新政府ともいべき明治政府による戦歿者の慰霊が、法制的に整備されてこなかったことにあった。

このことの意味はどのようなものであつたのであろうか。周知の如く、戦歿者慰霊と戦争記念碑は国民統合の手段としてはもっとも基本的なものであつた。近代国家においては、ドイツを例にとってみると、ライプティヒのナポレオン戦争に勝利したことを記念して一九一三年一〇月一八日に建設された諸国民戦争記念碑³⁾や、普仏戦争に勝利して統一ドイツを成し遂げドイツ帝国を誕生させたことを記念して、ライン川を挟んでフランスを睨むリュースハイムの丘に一八八三年九月二八日に建設されたドイツ国家またはドイツ民族を擬人化したゲルマニア像を戴いたニューダーヴァルト記念碑⁴⁾、しかもこの記念碑の竣工式にはヴェイルヘルム世が臨席するというように、国家統合の象徴的建造物として国家的規模での戦争記念碑が造られている。

しかし、日本では維新政権が徳川政権から権力を奪取して新しい国家を築いていったものの、それを国家が記念

し国民統合に繋げる記念碑などの象徴的建造物は造ってこなかった。さらに、一大戦争となつた日清戦争や日露戦争においても、その戦勝を記念する建造物も造ることはなかった。これら、戦勝を記念するための記念碑も戦死者を慰霊顕彰するための記念碑乃至慰霊碑のいずれも、国家としては造られていない。日本の戦争記念碑の大きな特徴は、かかる国家としての重大事件を題材として国民統合の象徴的建造物を造ってこなかったところにある。このため、日本における戦争記念碑研究の大きな課題の一つに、何故、日本では国家の戦争記念碑がないのか、政府は造らなかつたのがある。

だが、国家乃至政府が国家としての戦争記念碑を造ってこなかったからといって、日本に戦争記念碑が建立されていないというのではない。それどころか、全国各地に、しかも地域によっては字単位(旧村落・近世村単位)にさまざまな戦争記念碑(戦勝記念碑・凱旋記念碑・従軍記念碑・平和祈念碑から忠魂碑・慰霊碑まで)が建立され、さらに忠魂堂や招魂社といった宗教的慰霊施設すら設けられていた。つまり、日本という国家は、国家の制度や機関としての戦歿者慰霊施設と戦争記念碑は設けられてこなかったが、日本社会では国民の自発的・自主的なかたちでの戦歿者慰霊施設や儀式および戦争記念碑の建立などが行われていたという特異性があつたことになる。

さて、このような国家と地域、政府と国民との乖離はいつたいつから起つたものであろうか。さらに、何故、そのようなかたちになつていったのか。それを解く鍵が、西南戦争の戦死者慰霊と戦争記念碑にある。西南戦争は、徴兵制の軍隊と兵士にとつて、最初の近代的戦争体験でもあつた。しかし、近代国家としては国家の制度も国家の質も含めて未完成な段階にあり、戦争を遂行するための多くの制度や態勢も整つていなかった。このため、西南戦争における戦死者慰霊と戦争記念碑にかかわる事象は、西南戦後のかんりの期間まで関わりを持つことになる。それを、象徴的に示しているのが、本稿が主たる分析の対象に用いた、明治二十一年五月に松江城址に建立された西南

戦争戦死者記念碑である。

この記念碑は、西南戦争一〇周年を契機として、県令や県内の名望家を中心に小学校生徒にいたるまでの県内各層の人々が動員され、旧松江藩を中心とする島根県における建碑県民運動ともいべきものによつて建てられたものであった。近代日本では、圧倒的多数の住民が動員されて戦争に関する事業や行事が行われるようになるのは、日清戦争からであった。しかし、維新时期に政治的に微妙な位置に立たされていた山陰地方の有力地である島根県で、この戦争に関する事業と行事が戦死者慰霊と戦争記念碑というかたちで行われたということは、逆説的にはその島根県であつたからこそ行われたと考えられることから、この慰霊と建碑の歴史的意義は大きい。それは、それこそが、国際的に見ると特異なかたちをしている、日本の戦歿者慰霊と戦争記念碑のかたちが形成されてきた原因を解く鍵となるからにほかならない。

本稿では、かかる認識を基に、先ず、一章で松江に建立された西南戦争戦死者記念碑が如何に近代的であるかとともに戦時支援態勢における国民動員の端緒であるかをその本碑と副碑を中心に分析し、二章でこの建碑運動と一対になった慰霊行事である西南戦争十周年記念祭がその後の戦争記念行事の原型をなしていることについて、同じ時期に石見で建立された記念碑や徴兵制改正に伴い徴兵支援組織・軍隊支援組織が創られそれにもない地域住民に軍事にかかわる意識改革運動が進められてきたという社会的背景を踏まえて、『山陰新聞』の記事を中心に分析し、三章で全国各地に建立されている西南戦争戦死者記念碑の若干の事例をみながら、松江の特異性と共通性を明らかにしていく。

なお、本稿で用いる戦争における犠牲者に関する用語は、戦争で死亡した軍人軍属から一般民間人までを含む全ての戦争犠牲者を「戦歿者」、戦場・臨戦地・出征途中及び凱旋復員途中・帰還後など戦争に動員されて戦闘死・

戦傷死・戦病死した者を「戦死者」、さらに戦闘で死亡した者を特定の表現する場合には「戦闘死者」、同様に戦闘で負傷しそれが原因で死亡した者を「戦傷死者」、従軍し伝染病・風土病その他の疾病によって死亡した者を「戦病死者」として表現している。なお、戦歿者には、本土や沖縄だけでなく旧外地や満洲などにおいて、戦争にかかり死亡した人々を含んでいる。

一、「西南之役雲石隠戦死者記念碑」

明治二十二年五月五日、島根県松江市の松江城二ノ丸⁵⁾に、西南戦争に従軍して斃れた島根県出身の将兵を慰霊顕彰するために記念碑が建立された⁶⁾。それが、「西南之役雲石隠戦死者記念碑」(以下、記念塔碑と表記する)である。この碑は、西南戦争から十周年に当たって行われた「西南役十周年祭祀」を機に、当時の島根県知事籠手田安定の呼びかけによって戦争記念碑建立の県民運動が起こり、それによって建立されたものであった。その時に建立された構築物が、次頁の図にあるものだが、これは現存していない。それは、記念碑本体の素材が金属であったため、昭和の戦争における金属抛出により撤去されてしまったからである。このため、記念碑本体については確認することは出来ないが、この記念碑を撮影した写真(写真1)から当時の状態を見ることが出来る。その限りでは、記念塔碑の形はこの図と同じようなものであったことを確認することは出来る。しかし、これでも詳細を知ることが出来ない。このため、島根県庁文書などの公文書史料からの検証が必要であるが、昭和二〇年八月二四日に県庁焼打事件に遭い庁舎が全焼してしまったこともあり、当該文書を探し出すことはできなかった。そこで、この記念塔碑に關係した副碑と、この記念塔碑にかかわって奉納された石燈籠とその付属碑といった「もの」史料と、建立経過を

克明に報じていた『山陰新聞』を手掛かりに分析することにする。

まず、右の図を掲載した『山陰新聞』明治二十一年五月三日・第九九一号附録に記載された記事から記念塔碑の輪郭をみることにする。この記事によると、碑の正面には「西南之役雲石隠戦死者紀念碑」とした一三文字の篆書が刻まれ、その下に同様の内容を英文に認めた文字が彫刻されていたという、日本の戦争記念碑では特異なものであった。これは、時期はズれるがパトリック・ラフカディオ・ハーンを松江中学校と師範学校の英語教師に受け入れた

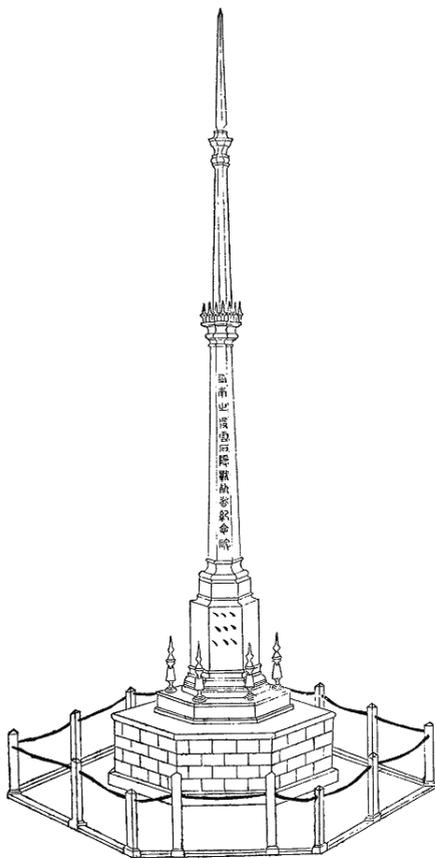


図 西南之役雲石隠戦死者紀念碑 (『山陰新聞』明治二十一年五月三日・第九九一号附録)



写真1：城山公園の記念碑 Monument of Shiroyama park
(有限会社今岡ガクブチ店 今岡弘延氏所蔵 - 松江市天神町29)

文明開化の松江の雰囲気を描き出したものとしても注目すべきである。

一方、裏面には、「明治二十一年三月島根県有志者建之」と、島根県民によるものであることが明記されている。つまり、この碑面から、この記念塔碑建立は島根県の県民運動として造られたものであることが推測される。記念塔碑の形状は、碑銘が刻まれた碑の上部には滅金が施され、その高さは三丈六尺八寸であったという。さらに、この内、銅製の部分が三丈、石台が六尺八寸で、六角形の銅製剣先型碑柱であったと記されている。つまり、規模とすると、約二メートル六センチの土台の上に、約九メートル九センチの標柱が乗っていたという、高さ約一メートルを超えるかなり大きなものであったことがうかがえよう。

次に、建碑の目的を碑銘からみると、この記念塔碑は西南戦争において出雲・石見・隠岐の三国から出征した兵士を中心に、政府軍として従軍し



写真2 「西南之役雲石隠戦死者紀念碑」副碑
(2013年10月29日筆者撮影)

て戦死した将兵を慰霊顕彰するために建立されたものであることが判る。このことは、明治一四年以降の島根県民を対象にしたものであったことを意味している。

つまり、出雲・石見・隠岐の住民で西南戦争に従軍し戦死した将兵に限定して慰霊するためのものであったことになる。実は、碑銘を敢えて「雲石隠戦死者」と、出雲・石見・隠岐の旧三国の名を冠して「島根県」としなかったのは、当時の県内事情によるものであった。西南戦争時、「島根県」は出雲・石見・隠岐だけではなく、現在の鳥取県にあたる因幡・伯耆の旧二国が含まれており、西南戦争での戦死者とは、この出雲・石見・隠岐・因幡・伯耆の旧五国の者を指していたからである。事実、靖国神社に合祀されている祭神の名簿には、この五国の者は「島根県」として記録されており、行政区画の変更による本籍地変更も修正されることなくそのままになっていることによる。⁷⁾ 松江に建立された記念塔碑が慰霊の対象としたのは、建碑の段階で島根県人である者に限っていたのであった。⁸⁾ 実は、そこに記念塔碑建立を成功させ島根県民運動として盛り上



写真3 「征西忠死者十年祭奉納大燈籠」
(2013年10月29日筆者撮影)

がっていった事情があつたように思われる。

本碑は存在していないが、本碑に關係する記念碑は現存している。それが、松江城址に建立されている記念塔碑の副碑と、鳥根県護国神社の入り口にある「征西忠死者十年祭奉納大燈籠」である。この碑から、記念塔碑の輪郭を探っていく。

まず写真2の副碑であるが、この碑は内容的にいと記録碑に分類される。これは、現在は松江城二ノ丸興雲閣の入り口手前の月見櫓跡に設置されているもので、記念塔碑を建ててから後に、大蘆浦山中より切り出した青白色の重さ一千貫におよぶ円形の巨石を基に造られたもので、写真1から分るように記念塔碑の右側に設けられたものであつた。¹⁰⁾史料学的に表現するならば、西南戦争記念塔碑建立費特別義捐金寄附芳名者と記念塔碑の建立に寄せた籠手田知事の碑文とを記録した記録碑ということになる。分類学的には、記念塔碑の副碑としての西南戦争戦死者慰霊記録碑となる。なお、この記録碑の建立日については、鉅鹿敏子が著した籠手田安定の伝記と史料集ともいうべき『県令 籠手田安定』と『史料 県令 籠手田安定』に異なる記述があるが、資料的には記録碑に刻まれている明治二年九月に建立されたとみるべきものであろう。¹²⁾

なお、明治二三年五月四日に行われた招魂祭において籠手田知事が記念塔碑前で読み上げた祭文の中に「記念銅

碑ヲ松江城山ニ建設セシカ尋テ又石碑ヲ其側ラニ建テ事蹟ヲ録シテ不朽ニ伝ヘントス爰ニ本日招魂祭典ヲ挙ケ併セテ石碑ノ成ルヲ落ス¹³⁾(傍点筆者)とあることから、記念碑が別に建立されていたことが判る。これが、写真1の左端に立っている割石型の石碑を指すものと思われる。このことは、西南戦争戦死者の霊を祀るために毎年五月に招魂祭が行われていたこと、その招魂祭はこの記念塔碑が象徴的建造物として使用されていたことを示し、さらに記念塔碑は戦死者慰霊祭祀の象徴として長く機能していたことが判る。日本の記念碑の特徴は、建立したり建設したりするところに価値と意味があるだけでなく、¹⁴⁾建立や建設すること以上にそれが現用の戦死者慰霊施設として機能してきたところにある。このことは、記念碑研究にとって大きな意味を持っている。それは、記念碑は建てることが目的ではなく、それを如何に活用するかにあるからで、それ故、多くの記念碑が小学校の校庭や役場の前など人の集まれる広い敷地のある場所に建立されたのであった。それは、その記念碑の前で儀式を行うからである。つまり、記念碑研究では、現用の戦死者慰霊施設としてどれだけ機能しているのか、又は機能しなくなったのかを含めて捉えていかなければならないということになる。

この副碑の史料概要(註11)をみると、形状は自然石二段式台座付円形石版型碑石、規模は碑石が直径一八センチメートル・厚さ四〇センチメートル、台座一段目が高さ三八センチメートル・横幅二三センチメートル・奥行き七四センチメートル、台座二段目が高さ五四センチメートル・横幅二〇八センチメートル・奥行き七八センチメートルである。碑石の文字配置は、表面・裏面の二面式で側面には記載がない。表面となる正面には、籠手田県知事の撰文と島根県属毛利八弥の書になる碑文が石谷為七の手により刻まれている。裏面には、百円から三円までの高額寄附者である大谷光尊から斎藤真佐治まで三〇八名の名前が、金額の高い順に、肩書きを付せずに二八列九段及び七列八段に配して「特別義捐者」として刻み、さらに記念碑建設委員田中知邦以下五名の氏名と、銅標の鑄

造者である原正次郎と助手の名前に、銅標台座の建設を請け負った中村長次郎の名前が刻まれている。

まず表面に刻まれている籠手田知事の碑文であるが、ここではこの記念塔碑を島根県民の総意として建立したことの意義づけをしていた。このなかで籠手田は、維新の功労者である西郷隆盛以下桐野利秋陸軍少将・篠原国幹陸軍少将などの梟雄が起こした叛乱軍の賊徒討伐のために、出雲・石見・隠岐三州から「官軍」兵士として出征し戦場で斃れた「忠奮義烈忘身報国之士」たる「百十四人」は、郷土三州の誉れとしてその功績を顕彰するとともにその姓名を不朽に伝承していくために、「県下有志者追想徒事胥謀釀金鑄銅建記念碑」と記している。そこには、かつて朝命により長征にかり出されながらも時世の急変により、却って長州により苦汁をなめさせられた松江藩・浜田藩・津和野藩などへの思いが秘められていた。ここから、西南戦争からの十周年を機に、維新以来の苦節二〇年後に訪れた時代の変化に敏感に反応した島根県人の熱い思いが感じられてくる。

裏面の「特別義捐者」であるが、この記録碑で注目されるのは記念塔碑の建立を呼び掛けた籠手田知事の碑文を刻むだけではなく、三円以上の高額な義捐金を寄附した者を金額順に記していたことにある。日本の戦争記念碑に一般的に見られる、発起人・建立者・建設委員と寄附者（建設にかかわる経費・労力・敷地の提供などを含む）を本碑や副碑に記録するという形式は、早くもこの記念碑にみられていた。¹⁵これは、建碑にかかわる事象をその社会に対して表現するだけではなく、その事象を後世に共同体として共有すべき記憶として伝承していこうとする考えが根底にあることを示している。それは、公平性・平等性と公開の原則を基とする共同体的民主制を表すものでもあろう。

次に注目されるのは、この記念塔碑の建立が島根県民を挙げて行われたものであることから、旧藩主である松平直亮伯爵や亀井茲明子爵はもとより、出雲大社の千家尊福男爵をはじめとする名士がこぞって建設資金を寄附して

いた点である。それは、まさしく鳥根県の新旧名士・名望家の名鑑的なものでもあったことでもあるが、それにもかかわらず記載されている名前の順位が、所謂、社会的地位に拘わらない、寄附金額の多寡で決まるという、明治という時代、近代日本社会の変動を象徴的に表現していることにある。したがって、旧松江藩主であった伯爵松平直亮をはじめ子爵福羽美静・子爵亀井茲明、子爵伯爵松平直平、男爵北島脩孝・男爵北島齊孝や出雲大社の男爵千家尊福、さらに千家尊紀・千家尊賀はもとより、広島鎮台司令官で明治二十一年五月から第五師団長になつた野津道貫陸軍中将すら、彼らの位置は寄附した金額の基準にしたがつて記されていた。そこには、封建的身分序列が姿を消しただけではなく、明治国家における新しい社会的階層における序列すらなく、新しい国家秩序と資本主義的秩序による新社会の姿があつた。まさに、徳川封建権力が崩壊してから、僅か二〇年の成果が山陰の地に起こつてきた文明開化現象とでもいふべきものである。それは、自由民権運動が挫折し帝国憲法が公布され、新しい立憲制国家として大日本帝国という国家が誕生せんとした時期における社会現象でもあつた。だが、この社会現象は、単なる価値転換に留まるものではない。

この記念塔碑の副碑表面に刻まれている碑文のなかで注目されるのは、この記念塔碑は象徴的建造物としての記念塔ではなく、そこには「百十四人」の姓名が刻まれていたことにある。それは、この「記念塔」が戦争記念碑の一つとしての戦死者慰霊碑という性格を持ったものであつたということの意味するからにはほかならない。

このため、この記念塔碑に刻まれた出雲・石見・隠岐三国の戦死者「百十四人」とは誰を指すのかを探し出さなければならぬ。それは、この記念塔碑が慰霊碑的な性格を持ち、その戦死者を鳥根県民が彼ら「百十四人」を郷土の英霊として祀り慰霊していたからである。しかも、その慰霊祭典としては記念塔碑建立記念の催しだけではなく、その一年前に、既に神社では十年祭を、仏教各派も招魂祭を催しており、その彼らの郷土の英霊への慰霊招魂

の儀式の延長上に建碑が位置付けられていたからでもある。つまり、ここでの主旨は西南戦争戦捷記念といふのではなく、西南戦争での戦死者を後世にまで継続して慰霊顕彰するための象徴的永久建造物として建設し、それに併せて改めて招魂祭を催すことであつた。したがつて、この「百十四人」とは、単なる記念碑に刻まれた戦死者といふだけではなく、島根県において広く一般に認知された島根県西南戦争戦死者であつたことになる。

まず、建碑の二年前にあたる明治一九年に島根県内で行われた西南戦争戦死者十年祭の事例を『山陰新聞』の記事から拾つてみると、既に次のように記念塔碑建立の胎動のようなものがあつたことが分る。

同年三月一七日美濃郡多田村の産土神社において行われた、明治一〇年三月一七日に田原坂で戦死した広島鎮台歩兵第一聯隊第三大隊第四中隊兵卒杉内常治⁽¹⁶⁾の十年祭について、『山陰新聞』は、

去る十七日美濃郡多田村産土社内に於て曾て西南の役に戦死せし村内杉内常次の十年祭を挙行せしが予て戸長の誘導により常次の親戚を始め人々打集ひ万事を周旋し当日正午戸長用係等前駆して一同式場に到り檀に各種の腆物を具薦し久保傭臣氏(戸長)は人民惣代祭主となりて祭文を朗読し其他郡長及び小学生徒等の吊詞式了つて小学生徒三百余名の旗奪ひを為し且つ社内に於て一同直会を開きしが当日参拝せし遠近の父老子女に至る迄数百名も群集せり且つ該席上戸長は起て兵役奨励の演説を為し頗る聴者をして感覺せしめたりと(以下略)

と報じていた。多田村では、戸長の久保傭臣が人民惣代祭主となり、美濃郡長や小学校生徒などの吊詞が読み上げられるという招魂祭が行われていたのである。そこには、「遠近の父老子女に至る迄数百名も群集せり」とし、さらに小学校生徒三〇〇余名による「旗奪」という学校の運動会が行われてもいた。参拝してきた数百人の村民などに対して、戸長は「兵役奨励の演説」をなしたという。この時期、全国各地では徴兵支援組織の創設と住民の組織化が進められていくが、西南戦争十周年祭は絶好の機会であつたといえよう。

一方、邇摩郡福光村では翌二〇年五月一六日・一七日に、記念碑の建立と西南戦争戦死者である中川友吉と松久惣太郎の招魂祭が行われている。中川は、広島鎮台歩兵第一一聯隊第三大隊第一中隊に所属して従軍したが三月二六日に熊本県滴水村で戦死¹⁸⁾し、松久も同じ歩兵第一一聯隊の第二大隊第四中隊に属して従軍し四月八日に滴水野村で戦死¹⁹⁾していた。中川と松久は、徴兵により広島鎮台に服役し西南戦争が起ころや戦場に赴き肥後の戦場に斃れた福光村出身の青年であつたことから、福光村の木島清之助外戸長以下八名は、各々資を投じ且つ有志者を募り、彼らの偉業を讃え村民の鑑として後世にその名前とともに伝承していくために、記念碑を建立し、その竣工を機に戦死した二人の「忠臣」の招魂祭を神仏により催していたのであつた。まさしく、地方共同体戦死者慰霊運動ともいふべきものであつた。

この記念碑と招魂祭の模様を『山陰新聞』の記事²⁰⁾から見ると、記念碑は「高さは一丈有余にして幅三尺の自然石」で、撰文は広島鎮台司令官野津道貫陸軍中将、書は和知夔一郎陸軍歩兵少佐になるものであつたという。野津中将の碑文には、「明治十九年十二月」とあることから、建碑運動は西南戦争十年忌において発議されたものであることが分る。文面には、野津がこの碑文を書くに至つた経緯が記されているが、後世に見られるような忠君愛国的な軍国主義を鼓舞するような表現は用いられていない。それどころか、「十九年七月巡視過斯地來請記其事余亦与西南役追想当時苦戦之状不覺悽然淚下嗚呼其死難可恨而名則不朽語云好惡有甚於死生者豈不信乎後進之士亦可以鑑矣」と、軍司令官という立場ではあつても武人としてのかなり控えめな表現が記されていた。なお、記念碑の建立地は八幡神社ではなかつた。それは招魂祭が行われたのが「建碑地を距る四町余同村八幡宮の社前」とあるからで、戦死者を慰霊顕彰する 後に忠魂碑と一般的に称される記念碑であつても、神社に建立されているわけではない。²¹⁾

一方、招魂祭であるが、五月一六日に福光村の八幡神社の社前で設けられた式場で行われ、そこには「四方は幕

を打廻し入口に緑門を造り羅紗地に鉄葉を以て忠臣の二字を書し周囲は銃を組合せしの一大幅を横たへ又た紅白の大旗を翻せり」であつたという。まさしく、七年後の日清戦争において全国で見られた情景が既に島根県の一村で現れていたのであつた。もつとも、そこで行われた行事などは、既に台湾出兵の東京凱旋に際して登場していたこと²²⁾から、ここで注目されるのは西南戦争という内戦における戦死者や戦勝にかかわる奉祝・慰霊などの行事の形式が、国家の主導がないなかで自主的に島根県(いわば全国各地)に広がっていたこと、それがナショナルリズムによるものでも国民意識や愛国心を育成する政治的目的に基づく対外戦争におけるものでもなかつたことにある。

式典は、午前一〇時に木島清之助戸長が先導した巡回中の溝部惟幾県書記官をはじめ中村秀年邇摩郡郡長、佐田大田警察署長(『職員録明治十九年乙』の三二九頁によると、明治一九年の大田警察署長は警部の判任官七等細谷秀夫であつて佐田ではない。又、「佐田」なる人物は存在せず、近い人物としては警部補佐の佐々田莞の名前を探し出すことはできるが佐々田の誤植と判定できないので、ここでは『山陰新聞』の記載に従つた)、久保庸臣温泉津分署長以下県属郡吏等と遺族者及び予備後備軍人一六人に発起人が着席してから開始された。式場には、小学生徒一六〇人が紅白の二隊に分れて並立し、そのほか一般の参観人をあわせるとその数は「千五六百名もありしならん」という。さらに、午後三時から祭場で相撲が催され、一方で、発起者は郡長をはじめ臨場した「四拾余名」の名士を小学校に招き宴会を開いている。翌一七日は、仏祭で村内にある瑞光寺本堂で追悼法要が一六名の僧侶の回向法により行われ、戦死者の意味にかかわる演説等あり、次いで前日に続き相撲も行われたという。このような形式も、日清戦争では一般的にみられたものであつた。

ここでは、多田村と福光村の二ヶ村における十年祭の模様を事例に、西南戦争での戦死者が郷里の地域共同体で認知され慰霊されていた実態をみたが、次に県レベルで行われた記念塔碑に刻まれた戦死者「百十四人」と靖国神

社の関係をみていくことにする。

まず、基本的な事実から確認すると、靖国神社に祭神として合祀されている島根県人は二六八名で、それは『松江市誌』によると西南戦争で「島根県人(五州)にして戦死者者合計二百六十八名、内出雲国籍に属した者大尉一、少尉一、曹長二、軍曹六、伍長十一、兵卒二十九人合計五十六人に及んだ」とあることから、靖国神社に合祀された明治一一年一月三日(第八回合祀)の時はまだ鳥取県が島根県から分立(明治一四年九月二日)していなかったために、ここでは因幡州の岩井郡・邑美郡・法美郡・八上郡・八東郡・智頭郡・高草郡・気多郡の八郡と伯耆州の河村郡・久米郡・八橋郡・汗入郡・会見郡・日野郡の六郡の戦死者は島根県人とされていたことになる。このことは、靖国神社の祭神は合祀された段階が正式なものであると認識されていたことを示している。もっとも、この戦死者は純粹に鹿児島賊徒討伐の際の犠牲者ではなく、敬神党の乱(熊本の乱)で死亡した熊本鎮台歩兵第一三聯隊第一大隊第四中隊林静一郎伍長(一月四日歿)・同鎮台砲兵第六大隊第二小隊坂谷敬正少尉(一〇月二四日歿)と、萩の乱で死亡した広島鎮台歩兵第一聯隊第三大隊第二中隊の中原才吉二等卒(一〇月三日歿)と同聯隊第一大隊第二中隊の原田栄之助二等卒(二月一日歿)が含まれていることから、これは明治初期の内乱である佐賀の乱・敬神党の乱・萩の乱・西南役という四役の戦死者を祀ったものであったことになる。さて、この「百十四人」の戦死者について、『山陰新聞』は次のように「西南之役島根県陣亡者」としてその詳細を掲載していた。

西南之役島根県人陣亡者人名

島根郡

肥後国田原坂ニテ死

松江外中原町 陸軍大尉

曾爾 忠一

同国野中原ニテ負傷長崎軍団病院ニテ死	同中原町	同	曹長	坂本 元明
同国八代ニテ死	同殿町	同	軍曹	田辺 武
同国人吉口ニテ重傷ヲ負熊本軍団病院ニテ死	同石橋町	同	軍曹	浅野 俊章
同国上古閑村ニテ死	同南田町	同	軍曹	沢 重治
同国田原坂ニテ死	同同町	同	伍長	意東熊次郎
同国鳥ノ巢ニテ死	同鍛冶町	同	伍長	角田 雅朝
同国滴水村ニテ重傷臨時病院ニテ死	同北田町	同	伍長	津川正次郎
同国二俣ニテ死	同内中原町	同	伍長	山岡 文樹
同国鳥ノ巢ニテ重傷ヲ負長崎軍団病院ニテ死	同奥谷町	同	伍長	木村 信之
同国二俣ニテ負傷高瀬軍団病院ニテ死	同北堀町	同	伍長	森本富次郎
同国大月原ニテ死	同鍛冶町	同	兵卒	中村作次郎
同国二俣進撃之際死	同新材本町	同		角 覚之助
同国熊本城段山ニテ死	同 殿町	警視庁巡查		黒沢 卿二
意 宇 郡				
肥後国竹宮口ニテ死	同雑賀町	陸軍中尉		富山 茂郎
薩摩国雀ノ宮ニテ重傷ヲ負長崎軍閥病院ニテ死	同同町	同 士官見習		倉橋 愿
肥後国二俣口ニテ死	同同町	同 曹長		中村豊五郎
肥後国二俣村腹倉 激戦ノ際死	同寺町	同 軍曹		飯田 友重

	肥後国大月原ニテ死	同雑賀町	同	森山康之丞
	肥後国二俣口ニテ死	同同町	同 伍長	亀田 扶齋
	肥後国横平山ニテ死	西津田村	同	吉岡 台蔵
	肥後国二俣口ニテ死	松江和田見町	同	青戸 建衝
	同	同雑賀町	同 兵卒	石原 之衛
	肥後国滴水ニテ死	同天神町	同	川本常次郎
	肥後国土鍋村ニテ死	下意東村	同	角 梅太郎
	肥後国植本町ニテ死	松江和田見町	同	中島福太郎
	肥後国鳥ノ巢ニテ死	竹矢村	同	角田捨三郎
	同国黒川口ニテ死	松江雑賀町	警視庁巡查	小笹啓三郎
	秋鹿郡			
	肥後国鳥ノ巢ニテ死	秋鹿村	陸軍兵卒	田中友次郎
	同国山鹿小群ニテ死	野鄉村	同	兼折平太郎
	能義郡			
	日向国江ノ嶽ニテ死	下坂田村	陸軍兵卒	高見伴右衛門
	肥後国娑婆峠越ニテ死	広瀬町	警視庁巡查	玉田 光
	鹿兒島警視出張所ニテ死	西母里村	同	神谷 源造
仁多郡				

薩摩国鹿児島大明神ノ岡ニテ死

大呂村

陸軍兵卒

和久利善太郎

肥後国鳥ノ巢ニテ死

河内村

同

森山富太郎

出征中流行病ニ罹リ広島病院ニテ死

亀嵩村

同

村上文太郎

大原郡

肥後国滴水村ニテ死

川井村

陸軍伍長

勝部弥太郎

出征病氣ニ罹リ長崎軍団病院ニテ死

篠淵村

同

石原徳五郎

肥後国二俣口ニテ死

寺領村

同

板持 豊蔵

飯石郡

肥後国滴水村ニテ重傷ヲ負長崎軍団病院ニテ死

古城村

陸軍伍長

古瀬 八塩

肥後国二俣口ニテ死

大呂町

同 兵卒

渡部啓二郎

薩摩国吉野進軍ノ際帯迫ニテ負傷鹿児島軍団支病院ニテ死

上熊谷村 同

渡部捨太郎

肥後国鳥ノ巢ニテ死

入間村

同

神田 為市

肥後国二俣村ニテ死

三刀屋町

同

南京 民蔵

同国荻迫村ニテ死

波多村

同

矢飼 小市

日向国大崎村ニテ死

給下村

同

藤原 政市

出征中病氣ニ罹リ長崎軍団病院ニテ死

殿河内村

同

細井 勘太

肥後国鳥ノ巢ニテ負傷広島病院ニテ死

多久和村

同

吾郷甚太郎

出雲郡

肥後国鍋田口ニテ死	下直江村	陸軍軍曹	伊藤 豊助
大隅国末吉村ニテ負傷臨時病院ニテ死	同村	同 兵卒	黒田儀之助
榑 縫 郡			1
肥後国田原坂ニテ死	西林木村	陸軍少尉	喜多川政方
同国鍋田ニテ死	東福村	同 兵卒	常松新太郎
神 門 郡			
肥後国鳥ノ巢ニテ死	所原村	陸軍兵卒	飯塚常三郎
豊後国日ノ谷越ニテ死	修里免村 ^マ	同	山崎 金助
日向国財部小陣山ニテ死	北荒木村	同	三成庄之助
肥後国山鹿小 ^(不明) ニテ死	大津町	同	日野甚次郎
肥後国二俣村ニテ重傷ヲ負久留米病院ニテ死	白枝村	同	日野 又助
肥後国鳥ノ巢ニテ死	古志村	同	公田 兵市
出征中流行病ニ罹リ臨時病院ニテ死	北荒木村	同	手袋庄太郎
肥後国滴水野村ニテ死	大石村	同	足立千之助
邇 摩 郡			1
肥後国滴水村ニテ死	西田村	陸軍兵卒	大屋善三郎
肥後国鍋田ニテ死	磯竹村	同	橘 弥太郎
肥後国荻迫村ニテ死	小浜村	同	田儀豊太郎
			2

肥後国滴水村ニテ死	福光村	同	中川 友吉
肥後国滴水平野村ニテ死	同村	同	松久惣太郎
肥後国鳥ノ巢ニテ重傷ヲ負後死	白坏村	同	福間 準吉
肥後国植木ニテ重傷ヲ負高瀬軍団病院ニテ死	天河内村	同	木島 貫一
肥後国鳥ノ巢ニテ死	大家本郷	同	岡田三代吉
安濃郡			
肥後国鳥ノ巢ニテ死	小屋原村	陸軍兵卒	堀越富五郎
肥後国木留口ニテ負傷臨時病院ニテ死	同村	全	堀越辰五郎
肥後国野中原ニテ死	波根西村	同	山尾 常吉
肥後国二俣ニテ負傷臨時病院ニテ死	長久村	同	福間 新蔵
肥後国二俣ニテ死	多根村	同	森 武男
肥後国鍋田村ニテ負傷広島病院ニテ死	稲用村	同	福田六太郎
日向国三角山ニテ負傷後死	池田村	同	岡 長太郎
邑智郡			
出征中流行病ニ罹リ第二旅団大繙帯所ニテ死	布施村	陸軍伍長	山根 浅吉
肥後国鳥ノ巢ニテ死	市木村	同 兵卒	橋本 富吉
肥後国鍋田ニテ死	井原村	同	兔谷 慶二
肥後国鍋田ニテ死	川本村	同	大畑喜太治

肥後国荻迫村ニテ負傷臨時病院ニテ死	市木村	同	奥水喜代松
肥後国滴水村ニテ重傷高瀬軍団病院ニテ死	谷住郷村	同	松原 啓八
肥後国鍋田口ニテ死	岩屋村	同	佐貫 寅吉
肥後国滴水村ニテ死	宇都井村	同	三刀 為吉
日向国鏡口権現山ニテ死	川本村	同	藤田 藤市
那 賀 郡			
薩摩国舟引村ノ内黒北ニテ死	和木村	陸軍喇叭卒	井口定次郎
肥後国荻迫村ニテ死	治和村	同 兵卒	岩本 寅次
肥後国大野村ノ内谷木場山ニテ死	上津井村	同	太田 倉吉
肥後国平野村ニテ死	古市場村	同	亀山作四郎
同国大月原ニテ死	井野村	同	中村龜太郎
同国滴水平野村ニテ死	黒沢村	同	宇川佐之八
同国大月原ニテ死	上府村	同	佐々木松太郎
同国田原坂ニテ死	黒川村	同	肥塚 政吉
同国鍋田ニテ死	坂本村	同	湯浅 又次
日向国三角山ニテ負傷後死	岡崎村	同	斎藤 友次
美 濃 郡			
肥後国田原坂ニテ死	美野地村	陸軍兵卒	大庭 末太

同国田原坂ニテ死	美野地村	同	大賀新兵衛
同国田原坂ニテ死	多田村	同	杉内 常治
同国古麓村ニテ死	高津村	同	塩田 広助
鹿 足 郡			
凱旋途中流行病ニ罹リ大坂病院ニテ死	森村	陸軍軍曹	細野 正音
肥後国熊本城外藤崎社内ニテ死	青原村	同 伍長	久保田賢一
同国古麓村ニテ死	森村	同	三宅 秀雄
同国大月原ニテ死	須川村	同 兵卒	木嶋 辰蔵
豊後国半助森ニテ負傷後死	河村	同	橘 音吉
肥後国田原坂ニテ負傷久留米病院ニテ死	六日市村	同	石田 庄蔵
同国轟村ニテ死	下須村	同	赤松 鉄治
同国田原坂賊軍追撃之際死	森村	同	宮藤多三郎
日向国宮崎口赤江川ニテ死	森村	警視庁巡査	山田 正枝
周 吉 郡			
肥後国二俣口ニテ死	今津村	陸軍兵卒	笠本定次郎
凱旋途中流行病ニ罹リ兵庫病院ニテ死	加茂村	同	門脇周次郎
肥後国横平山ニテ負傷大坂臨時病院ニテ死	犬来村	同	佐藤一三郎
同国屋敷ノ越ニテ死	元屋村	同	溝畑 乙若

穩地郡

出征途中流行病二罹り長崎軍団病院ニテ死 那久村 陸軍兵卒 村上 茂石 1

出征途中脚気病二罹り陸軍臨時病院ニテ死 那久村 同 齋藤清次郎 1

知犬郡

肥後国古賀村ニテ死 美田村 同 兵卒 岩佐吉次郎⁽²⁹⁾

註 氏名の下に付した 1から 3は、次のことを表している。

1は、靖国神社に合祀されていない者。

2は、靖国神社の合祀記録にはないが、『山陰新聞』の誤字が不明の者。

3は、靖国神社合祀記録では齋藤友治とある。

つまり、記念塔碑の「百十四人」とは、この者たちと言うことになる。それは、同時に鳥根県が西南戦争戦死者として認定し戦死者として取り扱った者ということを意味する。さて、ここで問題になるのが、地方行政機関が戦死者として認定した者と、国が戦死者として認定し靖国神社に合祀した者とが異なるという点である。これは、靖国神社への合祀が国家意思であるとした場合に、国民の意識と国家の意識との乖離として考えなければならないからで、靖国神社を国家慰霊施設とするときの大きな問題として理解しなければならぬ。それは、国家における「戦死者」と天皇が祀る「戦死者」、すなわち軍が認定した「戦死者」とが一致しないという問題があることを意味するからで、ここに靖国神社合祀問題の根本的問題の原点があるからにはかならない。

もっとも、この問題は西南戦争だけでなく、その後の日清戦争・日露戦争にもみられた問題であることから、

日本における戦歿者慰霊の問題として考えていかなければならない。従来の戦歿者慰霊研究では、戦前期の靖国神社を無批判的に捉えそれを前提に論じる傾向が強いが、靖国神社を国家慰霊機関として認識(容認・非容認にかかわらず)するのであれば、その祭神について改めて学問的に検討すべきではなからうか。それは、靖国神社合祀に見られる戦死者に対する国家と国民との認識の違いという根本的な問題が、戦前期靖国神社合祀で論議されなかったのは、靖国合祀が飽くまでも天皇による祭神であることを基本原則としていたことから国家の統治行為論に矛盾するものではなかったからで、それを国家の英霊を靖国神社の祭神とするならば、改めて問い直さなければならぬからにほかならない。これは、A級戦犯の靖国神社合祀問題と同様に、大きな問題でもある。

このような問題を抱えていることから、この一―四名のなかで靖国神社に合祀されている者と合祀されていない者を照合してみる必要がある。そこで、『靖国神社忠魂誌』を基に、靖国神社に合祀されていない者を探し出すと、一四名が抽出できるが、これをさらに死因別に分類すると次のようになる。

戦病死

村上文太郎・石原徳五郎・細井勲太・手袋庄太郎・山根浅吉・細野正音・門脇周次郎・村上茂石・斎藤清次郎

戦傷死

黒田儀之助・斎藤友次

戦闘死

亀田扶齋・兎谷慶二・公田兵市

ここから、靖国神社に合祀されていない者には、三つのパターンがあることが判る。第一は、制度運用論的な問題ではあるが西南戦争までの時期では合祀対象になっていなかった戦病死者、第二は『山陰新聞』の誤植などによ

るもの、第三が何故に合祀されていないのか根拠が判らない者である。検討しなければならぬのが、第一と第三のパターンであろう。

第一のパターンは、出征途中・出征中・凱旋途中のいずれかにおいて病気や流行病に罹つて死亡した村上文太郎以下斎藤清次郎までの九名（戦病死者欄）で、いずれも戦歿者分類上では戦病死者となる者たちであった。つまり、包括概念的には「戦死者」の者である。彼らが合祀されなかつたのは、明治初期における戦死者と靖国神社（この時期は東京招魂社であるが特別の理由がない限りは便宜上靖国神社と表記する）への合祀基準との関係で、これはこの時期の戦死者の扱いに対する国家又は軍の認識の問題でもある。明治初期の役と竹橋事件で死亡した者で東京招魂社に合祀された者の合祀基準は、戦闘死としての「戦死」であつた。台湾出兵での犠牲者数は、少なくとも五七三人 + 人³⁰であつたが、このなかで靖国神社に合祀された者は牡丹社討伐作戦における戦闘で即死乃至その傷が原因で死亡した、所謂戦闘死した一二人の軍人であつた。したがつて、戦病死者などの戦死者の全てではなかつた。もつとも、明治初期の役では軍役人夫（夫卒・人夫・賄夫・小使・馬具職他）は合祀されていないが、従軍した非軍人軍属たる民間人が合祀されないというわけではない。六役全体でみると、軍人だけが合祀対象であつたわけではないからで、佐賀の乱では佐賀県吏の県大属小出光熙・県中属中島修平・十五出仕大橋春次から傭夫山田松蔵をはじめとする者たち、熊本³¹の乱では熊本県の県令安岡良亮・大書記官小関敬直・中属青木保弘・六等警部村上新九郎から所属不明の厨夫大津俊太郎をはじめとする者たち、秋月の乱でも福岡県の七大区長江藤良一・少属加藤木貞次郎をはじめとする者たちが合祀されていた。つまり、軍に関係しない県などの行政職官吏など、非軍人軍属の者たちも対象になっていたからである。つまり、戦闘死者だけが所属にかかわらず合祀されているとみるべきで、そこでの基準は戦闘による死亡者という死因にあつたことにならう。

そこには、靖国神社合祀にかかわる管轄権がかかわっていることは言うまでもない。六役の最初の合祀は、明治七年一月二日の太政官達「佐賀県下暴動ノ際兵事ニ斃候県官等別紙名前ノ者共招魂社へ合祀被仰付候夫々可取計此旨相達候事」とした第三回合祀によるもので、合祀は太政大臣の下で行われていた。これは第四回合祀となる台湾出兵でも同じで、明治八年二月八日太政官達「台湾蕃地ニ於テ戦死ノ兵員別紙名前ノ者共招魂社へ合祀被仰付」であつた。さらに江華島事件で戦死した一等水夫村松千代松を合祀した第六回合祀(明治八年二月一日太政官達)³⁵にみられるように、明治八年一月三〇日に川村純義海軍大輔から三条実美太政大臣に「右之者本年九月中雲揚艦朝鮮江華嶋ニ於テ暴撃ヲ受ケ候節憤激突戦台場ニ乗入レ遂ニ深手ヲ負ヒ帰還之後之力為メ同月二十二日死去致シ実ニ愍然之儀ニ付来ル明治九年一月招魂社例祭ノ節合祀被 仰付候様仕度此段上請仕候也」とした伺い書が出され、これに対して三条太政大臣から海軍省伺は「朱書ノ通及指令候」とする達が出され、これに基づき川村海軍大輔から執行方法と関係社への参列方が達せられることによつて実施されていた。

つまり、基本的には靖国神社への合祀に関する責任官衙は太政官であり、その執行は被合祀者となる祭神の所屬していた中央政府機関、主に陸海軍省があつていった。これが変わるのには、東京招魂社が靖国神社となり、管轄が陸海軍省となつてからであつた。³⁷これにより、靖国神社をもつて国家の戦歿者慰霊が国家的英霊祭祀から陸海軍英霊祭祀へと変質したと考えることができる。それは、太政大臣が国家として戦死者を靖国神社に合祀する候補者選定の決定権を有していたものを、陸海軍大臣に移譲したということは実際上の格下げを意味するからで、そこに国家祭祀と軍祭祀との違いとなつて表れ、それが後の台湾人合祀問題という帝国の内部矛盾として表面化していく原因となつていった。

それは兎も角として、ここで検討しなければならないのは、傷病死者の取扱である。台湾出兵における戦死者合

祀は、圧倒的な戦病死者を無視して僅かな戦闘死者のみを合祀していたからであった。しかし、日清戦争では戦病死者も合祀されていたこと³⁸から、戦死者の靖国神社合祀制度という制度論的観点からすると、制度的不整合や処遇の不等性という制度運用の安定性の問題があったことになる。西南戦争は、国内の戦争であったことから、病死者とはいつても台湾出兵や日清戦争・日台戦争といった外国での戦争とは、医療施設の関係や戦地の衛生環境の違いから病死者の数はそれほど多くはなかった。それでも、出征中の戦場などの戦地で流行病に罹り村上文太郎・石原徳五郎・山根浅吉が死亡し、病名は判らないが同様に罹病して死亡したのが細井勘太・手袋庄太郎がいた。さらに、凱旋途中に流行病により細野正音・門脇周次郎が死亡している。このような条件での死亡した場合、日清戦争以降では戦病死として認定され靖国神社に合祀されていた。

行政論的には、制度運用の安定性や制度的平等性からすると、改めて遡及するという考え方があっても不思議はない。ましてや、靖国神社合祀においては幕末維新期における死者(獄死・自殺を含め)を国難に殉じた者として遡及して合祀していたことからみるならば、合祀基準の変更による追祀という方法が採られても不思議はなかったからである。

死因についてみると、出征途中に脚気に罹り斎藤清次郎が死亡しているが、この時期、平時において兵役に服しているときに脚気により死亡する者が激増し深刻な状況に陥っていたこと³⁹から、軍隊病とも言われる脚気の恐怖は共有されはじめていた。なお、出征途中に流行病に罹り村上茂石が死亡しているが、この場合は、日清戦争においても歩兵第七聯隊の悲劇⁴⁰にみられるように取り扱いが微妙であったことから、一概に問題視することは出来ない。

また、日清戦争でも大きな問題になっていたのが不衛生な戦場から離脱し凱旋途中の狭く閉ざされた船内などで病原菌に感染したことによる病死であるが、それは深刻で重大な事態を招いており、既に戦争における衛生問題は

大きな課題になっていたのである。このこともあり、多くの戦病死者を出した日清戦争以降の戦争においては、戦病死者なども靖国神社に合祀されることになった。つまり、日清戦争から合祀基準が変更されたことになるが、靖国神社合祀を国家慰霊とする考えを前提にするならば、制度の安定性と平等性の確保という観点からみて何故に追祀という手続きがとられなかったのかという疑問が起こる。少なくとも、竹橋事件の事例からして兵士や遺族からの不満が出ても不思議ではない。

第二は、『山陰新聞』の誤植が戸籍管理の問題によるものか、のいずれかの理由によるものである。それが、日向国三角山で負傷後死亡した那賀郡岡崎村の齋藤友次で、『靖国神社忠魂誌』には「齋藤友次」という人物はいない。同書では、「齋藤友次」に該当する人物として考えられるのは、島根県人で八月二日に戦死した広島鎮台歩兵第一聯隊第三大隊第一中隊の兵卒齋藤友治^(註)ではなからうか。なお、公田兵市なる人物は探し出せない。

第三は、靖国神社合祀の問題の中でもっとも理解できない且つ重大な問題であるが、兵士を戦場に送り出していった地方行政機関の公式記録と陸海軍の記録に相違がある点だ。それは、「百十四人」のなかで戦闘死したものとされる亀田扶齋・兎谷慶二と戦傷死した黒田儀之助の三人が合祀されていないからである。これは、国家の戦歿者慰霊という観点からすると、重大な問題であった。しかし、それが戦前期に問題視されてこなかったのは、靖国神社が国家の戦歿者慰霊施設ではなく、飽くまでも天皇と陸海軍の戦歿者慰霊施設でしかなかったからではなからうか。それは兎も角として、記録上は亀田は「肥後国二俣口ニテ死」、黒田は「大隅国末吉村ニテ負傷臨時病院ニテ死」、兎谷も「肥後国鍋田ニテ死」と、いずれも激戦地での死亡であるばかりか、黒田のごとくは戦傷死者ともいうべきものであった。ここでの「死」の表記法を『山陰新聞』の表記方法からしても、戦死と読める。例えば、橘音吉を事例にしてみると、橘は広島鎮台歩兵第一聯隊第三大隊第四中隊兵卒として従軍し三川内附近の戦闘に参

加し大分県の「半助村ニテ負傷後」の八月一七日に、大分郡鶴崎陸軍病院で死亡したとして靖国神社に合祀されている¹²ことから、黒田が特別であったとは思われない。

いずれにせよ、日清戦争でも明らかになっってくるように、靖国神社合祀者については、制度運用的に説明しきれない問題を抱えていることを理解しておかなければならない。それは、既に筆者が指摘してきたように、日清戦争では地方において行われている招魂霊祭などに戦死者として扱われている者や、建立されている戦争記念碑に戦死者として刻まれている者、さらには小隊長などの部隊の長などから戦闘死した模様を含めて家族に知らせてくる書翰(軍事郵便、これらは村での葬儀などで弔辞として読まれたり墓碑石や個人忠魂碑などに刻まれている)、小隊から聯隊までの軍団隊などの記録に戦死者として記載されている者のなかで、『靖国神社忠魂史』から漏れている者がいるからである。つまり、合祀されていない者が少なからずいたという事実である。戦後の靖国神社への合祀認定とは異なり、軍によりかなり厳格に行われていたであろう戦前期における合祀認定であっても、このような問題を抱えていた。この原因を解くには、陸海軍及び市町村兵事課の詳細な公文記録と合祀申請から決定までの全ての過程を記録した公文書から検証することになるが、現実的にはその多くが敗戦直後に組織的に廃棄されてしまったために容易ではない。

さて、この松江の記念塔碑は、近代的様相と前近代的色彩とが混在し融合し均衡的關係を保って建立されたものであるが、さらにこれが日清戦争以降に建立されていく戦争記念碑の基本形となっていく。それは、日本における戦死者慰霊と戦争記念碑のかたちの源流ともいえる。その理由は、現実的な政治的・社会的要請の中で精神的な環境条件と融合させることによって、戦死者の慰霊顕彰という運動が起こされ金銭を伴う現実的経済的關係を基にした戦争記念碑の建立という実体が達成されていくからである。

前述のように記念塔碑建立の先導は、飽くまでも地域の指導者でありその主導は伝統的な地域の有力者であったが、その推進力は新しく擡頭してきた地域社会の勢力であった。ただし、松江城の復興修復と公園化による松江市の再興を意図した籠手田知事は、元平戸藩士であったことから、呼び掛け人が伝統的な有力者であったということではない。この場合は、飽くまでも籠手田個人の問題として考えるべきであろう。

西南戦争から日清戦争・北清事変の頃までは、徴兵慰労会・義会・尚武会といった地方有力者からなる地方名望家などが主導し、それに若者組・若連中といった伝統的的青年組織が融合することによって、平時下における軍事支援と戦後における戦歿者の慰霊追悼顕彰と戦争記念碑の建立が行われていく。しかし、日露戦争以降第一次世界大戦になると、地域社会は資本主義的発展による社会階層の改編が進み地域の指導者層に変化がみられつつも伝統的価値観と秩序が維持されたが、凱旋兵士や予備後備役兵士といった在郷軍人が増加してくるなかで彼らの推進力が大きく作用してくる。だが、ここにおいても、伝統的な地域共同体における共通認識と価値観が維持されていた。そこに大きな変化が訪れたのが、昭和の軍国主義による支配であったが、それが地域社会に直接的な影響をもたらすのは多くが敗戦後であった。いずれにせよ、日本における戦歿者慰霊と戦争記念碑の研究では、一元的・一面的な解釈は成り立たないことを見落としてはならない。

さて、松江城内に建立された記念塔碑の歴史的価値とは、これが国民国家における戦争記念碑建立運動の嚆矢であったことにある。それが、如何に県民の厚い熱意と共感を呼び島根県人としての郷土意識とともに帝国を支える皇国民としての意識を形成させたものであったかは、この記念塔碑建立経費の献金額の多さから見ることが出来る。この経費については後述するとして、この建碑にかかわったものか、同じ時期に奉納された石造の大燈籠が松江護国神社入り口にある(写真3参照)ことから、この記念碑的大燈籠からみていくことにする。

これは、征西忠死者十年祭奉納大燈籠というべきもので、高さ三五七センチメートルの六角形台形型台座一段組石燈籠である。柱六面に文字が刻まれ、正面に「氣凌霄漢之間」と、左一面に題字を筆した「明治二十一年四月下浣 陸軍々医総監從四位勲二等松本順書」と刻まれ、左二面と三面に献金者の中島市造・和田正幸・山本利貞・片山辰之助・森山敬典の名前が、左四面と五面に「明治廿一年五月上旬」「征西忠死者十年祭賞補余額建之」とある。島根県にとって、西南戦争十年祭が如何に盛大なものであったかがわかる。なお、この大燈籠は初めから該地に建立されてものではなかった。その由来については、現在、大燈籠の隣に建てられている記録碑から知ることができ⁽⁴⁴⁾る。

この碑は、高さ一四九センチメートル、幅一八・五、奥行き一九センチメートルの尖塔式四角柱のもので、碑石の正面に「西南役十年祭大燈籠の由来」と刻まれ、左面に「明治廿一年五月松江市城山に於て西南役殉難者を祀る招魂祭を執行し記念碑建設の際和田正幸その他により寄附この度和田田氏の実子大阪在住横山郁之助氏に父の志を継ぎ夙に敬神の念篤く本年当神社御鎮座廿周年に当り松江市の許可を得て城山より此の聖域に移建寄附せらる」と大燈籠の由来が記され、右面には「昭和三十四年八月十日建 宮司 半尾芳春撰」とある。

これにより、大燈籠は記念塔碑の側に建立されていたが、戦中の金属供出によつて塔碑本体が取り外され土台石だけが虚しく残されていたことから、昭和三四年に松江護国神社の入り口に移築されたものであったことが判る。

以上のように、記念塔碑建立に象徴された西南戦争戦死者慰霊碑の建立は、島根県における県民運動として大がかりに起こつたものであった。このため、これがどの程度大がかりなもので、それが島根県民意識形成と帝国の国民意識統合として大きな作用を及ぼしていったのかを検討してみる必要がある。次章において、記念塔碑建立と一〇周年祭典にかかわる献金運動との関係を見ていくことにする。

二、西南戦争十周年記念と記念塔碑の建立

実は、「西南之役雲石隠戦死者記念碑」は記録碑に記載された高額寄附者だけではなく、一万八四三九名以上の県民から集められた義捐金総額約四二〇〇円余をもって建設されたもので、まさしく島根県民の戦争記念碑建立運動の成果であった。このような、県民を挙げての事業、全ての市町村民挙げての事業として義捐金を募集し、それを基に戦争記念碑を建立するというのが、日本的戦争記念碑建立の特徴の一つである。それは、日本の戦争記念碑が国家の戦争記念碑ではなく国民の戦争記念碑であるからにほかならない。

日本の特徴とは、日本の戦争記念碑は共同体を基本軸に多くが町村単位に建立されるところにある。しかも、その単位は日清・日露戦争頃までの多くが、行政町村単位ではなく近世村・自然村という旧村落で、町村制でいうと字を単位としたものであった。このため、戦争記念碑建立の思想は、地域共同体とその共同体構成員が如何に戦争にかかりその結果として戦争に勝利したか、つまり戦勝に如何に貢献してきたかを主張することにある。これが変化していくのは、戦死者や徴兵による兵役服務者が増え彼らを支える組織に一定の財政的基盤を含めた組織化が図られていくという、つまり地方における軍事支援体制の整備と在郷軍人会の組織化からであった。だが、それでも在郷軍人会分会といった組織単位にみられるように、そこでの基本単位は村落を単位とする範囲を越えることはなく、飽くまでも共同体的結合が基盤となっていた。これが根底的に崩れるのは、戦後の高度経済成長期における地域社会の変動と町村合併による共同体的結合の消滅によるものであった。もともと、このような地域的共同的結合による戦歿者慰霊と戦争記念碑建立といったものは、日本だけのものではない。さらに、戦争記念碑の建立は、

同時に戦歿者慰霊の行事と一体的関係をもっていることから、慰霊の方法も共同体的独自性が優先されていく。それが、死者に対する戦歿者慰霊の方法にはかならない。そこでの死者の霊に対する弔い方は、その共同体の社会的伝統に基づき死者の信仰に従って誠実に行われる。ここでは、決して死者の信仰を無視して死後の世界を強制することはない。

さて、ここで記念塔碑の建設に対する寄附金の実態を『山陰新聞』から見ていくことにする。この記念塔碑建設の呼びかけを行った籠手田知事は、松江市内の清光院における集会で「明治十年西南ノ役本県下ノ士民ニシテ従軍死没スル者ノタメ旧亀田城へ建設セントスル記念碑……建碑事業ニ付帯スル離ルヘカラサル事業ノアルアリ……当松江八山陰第一位ヲ占ムル都会ナル……松江二一良公園ナキヲ惜メリ……抑モ亀田旧城跡八松平氏二百有余年ノ居城タリ樹林鬱蒼城壁豊壕古色瀟然水ニ臨ミ山ヲ負ヒ頗ル勝地ト称ス……当土族ノ祖先ヨリ二百有余年間其久シキ太平ノ恩沢ヲ受ケタル松平氏ノ居城ニシテ今日ノ如ク靡朽ニ属セシムル八実ニ情ニ於テ忍ヒサル所ナル……然ラ八則亀田旧城跡ニ建碑スルニ該リ其地ニ桜桃李梅等其他四時ノ草花ヲ移植シ彼ノ天然ノ勝地ニ一層ノ粧飾ヲ加ヘ……朝ニ記念碑ヲ望テ国家ニ尽スノ恩念ヲ振興セシメタニ豊壕ノ依然タルヲ見テ旧恩ヲ忘レサラシメ又一八松江市街ノ体裁ヲ補ヒ一八旧城保存ノ旨意ヲ達セ¹⁷⁾」よと演説し寄附を呼び掛けていた。籠手田が記念塔碑の建立を意図したことは、英霊顕彰だけではなく記念塔碑建設を契機に荒廢の一途を辿っていた松江城（亀田城）を修復し、城内を公園化して山陰第一の都市である松江市のシンボル化を図ることにあった。もつとも、このような戦争記念碑の建立を契機に新たな施設を造つたり改築したりするといったことは、必ずしも特別なことではない。¹⁸⁾

勿論、籠手田知事が呼び掛けた記念塔碑の建立も、単純な盲従的に国難に殉じた英霊を祀りその偉業を顕彰するといったものではなかった。それは、明治二十一年五月五日に籠手田が記念塔碑建立の際に読み上げた松江城山招魂

祭の祭文のなかに鮮明に描かれているからで、そこには「籠手田安定県下有志ノ諸氏ト俱ニ明治十年西南ノ役我出雲石見隠岐三国従軍戦死ノ諸君百十四人ノ為メニ紀念ノ銅碑ヲ松江城山ニ建設シ粵ニ本日ヲトシ恭シク清酒ヲ奠シ諸君ノ靈ヲ祀ル」は、「国家艱難ノ時ニ際リ忠臣義士ガ身ヲ鴻毛ニ比シ肝腦地ニ塗レ骨ヲ原野ニ曝スノ節アルニ非ンバ焉ンゾ能ク国家ヲ泰山ノ安キニ置クコトヲ得ンヤ」とし、彼らにより「国家ノ大敵」となりたる「賊魁隆盛首ヲ授ケ大乱速カニ平グ……忠奮義烈死ヲ致シ国ニ殉スルノ力ニ依ルニ非レバ官軍ノ捷ヲ奏スル豈此ノ如クナルニ至ランヤ……国家ノ大敵ヲ滅ボシ乱ニ戡テ禍ヲ定メ上ハ天皇陛下ノ宸襟ヲ安ンジ下ハ億兆生民ノ荼毒ヲ救フ諸君ノ功名ハ永ク千載ニ存シテ日月ト並ビ明力ニ諸君ノ恩沢ハ普ク衆庶ニ及ンデ雨露ト共ニ滋フ」とし、「茲ニ聊カ碑ヲ建テ祀ヲ修ム尚ク八諸君ノ靈魂髣髴トシテ来リ饗ケヨ」と結んでいる。このなかで、籠手田は司馬遷の報任少卿書を引き彼ら一一人の戦死者を「忠臣義士」とし、彼らは国難に「鴻毛」として殉じたことにより「皇軍ノ威烈」を示したとしていた。それは、「賊魁」になり下がった維新三傑西郷隆盛を倒したことによる維新の雪辱を果たしたことの意義を、「天皇陛下ノ宸襟ヲ安ンジ」とするなかに求める論理でもある。そこには、かつて朝命を帯び幕命により長州を征伐するために出征させられ、それが却って朝敵とされていったという島根県人が、維新一〇年にしてその雪辱を果たしたというだけではなく、近代国家建設の担い手としての地位をも確保した重要な出来事であったとする地方ナシヨナリズムの存在があった。つまり、彼らの偉業は、単なる政府軍兵士としてのものだけではなく、天皇の「忠臣」として「官軍」に復し新たに皇威発揚を担う「忠臣」となったことへの宣言でもある。このように、国家の担い手としての存在感を示しながら中央政府への抵抗の論理を秘めていることに、日本の戦争記念碑建立の特徴があり、その推進力となっていくのが下からの愛国主義ともういべき旧藩意識を基にした地方ナシヨナリズムであった。

このような意識がこの時期に起こった一因は、全国的な広がりを持った自由民権運動にあった。初期議会期の政治的環境のなかでの日清戦争における在野の対外強硬論が、権力奪取的政治闘争の論理によるものであったように、その前段階としての反藩閥政権運動がこの松江の記念塔碑建立運動であった。謂わば、西南戦争十周年招魂祭は自由民権運動の退潮期にあつて国家統一の役割を担う運動として起こつていったとも考えられる。

明治二三年五月四日に行われた記念塔副碑建立と招魂祭における籠手田知事の次の祭文に、「明治十年西南ノ役タル維新以来ノ大乱ニシテ……官軍奮戦征討功ヲ奏シ禍乱一タヒ平クヤ天下人心大ニ定マリ海内熙々トシテ干戈復タ動力ス国歩驟々トシテ文明ノ域ニ進ミ二十二年帝国憲法ヲ発布シ二十三年国会ヲ開設シ我皇国立憲ノ政体ヲ確立セントス開明茲ニ至ルモノハ……西南ノ役從軍諸子忠烈戦死ノ功与リテ力アリト謂フヘシ我島根県官民等曩キ二諸子ノ殉難ヲ追悼シ相議シテ金ヲ捐テ紀念銅碑ヲ松江城山ニ建設セシカ尋テ又石碑ヲ其側ラニ建テ事蹟ヲ録シテ不朽ニ伝ヘントス」⁵⁰とあるように、近代国家の根幹となる憲法制定と国会開設という「皇国立憲ノ政体ヲ確立」により「開明茲ニ至ル」ことができたが、それは「西南ノ役從軍諸子忠烈戦死ノ功与リテ力アリト謂フヘシ」と、彼らの死を近代国家建設の礎とする英靈顕彰論のなかに位置付けられていた。

戦死者を英霊化する考えそのものは、特異なものではなく一般的なものではあるが、ここで注目しなければならぬのは、第一がそれが対外戦争ではなく内戦であったことで、従来の戦争記念碑研究のような単純にナシヨナリズムと結び付ける論理は再考する必要があるからだ。第二は、ここでの論理が立憲制国家成立のところまで結びつかせていることで、その論理は自由民権運動の思想が根底にあつたと考えられるからである。民権運動は弾圧され退潮期に入つていたとはいえ、それは飽くまでも運動論的問題であつて、民衆の感覚意識という視点から言えば決して容易に権力的に消せるものではない。したがって、県知事の言葉とはいえ、民衆的視点や県民的視点があるか

第1表 島根県内出身地

出雲	61人
石見	46人
隠岐	7人
計	114人

これを理解するために、戦死者一―四名の出身地を見ていくことにする。第1表は、出雲・石見・隠岐三国別の割合を示したものである。この表にあるように、出雲地方出身者が六一人の五三・五パーセント、石見地方が四六人の四〇・四パーセント、隠岐地方が七人の六・一パーセントとなっていたが、旧松江藩となる出雲が半数を占めてはいたものの旧浜田藩や旧津和野藩などの石見地方も四割を占めていた。つまり、旧幕系であった。

この戦死者には、靖国神社に合祀されていない又は不明な者が一三人いるため、公式記録により軍籍などをみるためには、合祀者を見るしかないことから、残りの一〇一人について見ていくことにする。な

らこそ、建碑から年限が経っても県民の支持を得ていたのではなからうか。さて、このように島根県は県民を挙げて西南戦争戦死者の十年祭とこれにかかわる行事としての記念塔碑の建立を行ったが、その理由を検討していく必要がある。戦争記念碑研究にとって最も重要なのは、形状や建立の時期ではなく、建立の目的と建立主体と建立の意義、さらにその碑が果たした役割を明らかにすることにある。したがって、単純にこの記念碑が日本における戦争記念碑の嚆矢であったと言っただけではそれほどの意味をなさない。このため、何故に島根県では県民を挙げてこの記念塔碑を建設しようとしたのかを解く必要がある。

第2表 島根県合祀者所属部隊

師団・鎮台他	部隊等	人数
近衛師団	歩兵第一聯隊	4
	歩兵第二聯隊	4
広島鎮台	歩兵第一一聯隊	74
大阪鎮台	歩兵第九聯隊	1
	歩兵第一〇聯隊	9
熊本鎮台	砲兵第六大隊	2
東京鎮台	歩兵第三聯隊	1
	後備歩兵第一大隊	1
別働隊	警視局	5
合計		101

第3表 島根県合祀者の階級

階級	人員
大尉	1
中尉	1
少尉	1
見習士官	1
曹長	1
軍曹	5
伍長	12
兵卒	74
巡查	5
合計	101

注：卒には喇叭卒1人、巡查では三等巡查2人、四等巡查3人がある。

お、非合祀者は出雲地方出身者が七人、石見地方が三人、隠岐地方が三人であった。

まず軍籍であるが、第2表島根県合祀者所属部隊のように、合祀者が所属していたのは、管轄下の広島鎮台が七人と全体の七三・三パーセントと圧倒的な数を占めていたが、この他に大阪鎮台が一〇人、近衛師団が八人で、合わせて九一・一パーセントを占めていた。この数字は、傾向的には兵士の階級にも拘わってくる。次に、部隊をみると、近衛歩兵第一聯隊が四人、同第二聯隊が四人、広島歩兵第一聯隊が七四人、大阪歩兵第一〇聯隊が九人、同第九聯隊は一人、熊本砲兵第六大隊が二人、東京歩兵第三聯隊一人、同後備歩兵第一大隊一人で、これとは別に別働隊第三旅団の警視局五人の警察官がいた。軍籍でいうと、圧倒的な数を占めている広島鎮台兵が郷土の部隊となっていることが、建碑に大きく影響していると思われる。

彼らの階級であるが、建軍以来僅かの期間しか経っていなかったことから組織制度的にも未完成な状態にあったことが分かる。それを纏めたのが、第3表島根県合祀者の階級である。軍警の割合だが、軍人九六人、警察官五人で警察官が五・〇パーセントを占めていた。一方、軍人の割合的では、見習士官を含めた士官が四人で四・二パーセント、下士官・兵卒が九二人で九五・八パーセントと圧倒的に多い。しかも、下士官を含めた上級軍人も、一〇人と一〇・四パーセントに過ぎなかった。つまり、島根県は権力から遠かった。

このなかで、まず将校をみると、大尉は島根郡松江外中原町の曾爾忠一で、大隊長心得をもって従軍し三月九日に

田原坂で戦鬪死をとげていた。中尉は富山茂郎で、意宇郡雑賀町の出身、熊本鎮台砲兵第六大隊第一小隊に所属し四月二〇日に熊本県竹宮口で死亡⁵²、少尉は楯縫郡西林木村の喜多川政方で大阪鎮台歩兵第九聯隊第一大隊第三中隊に所属して従軍し三月七日に田原坂で歿している⁵³。見習士官とは、意宇郡雑賀町の倉橋愿で東京鎮台後備歩兵第一大隊第一中隊に所属して従軍し鹿児島県雀ノ宮で重傷を負い、九月三日に後送先の長崎軍団病院で死亡していた⁵⁴。曹長は島根郡中原町の坂本元明で、広島鎮台歩兵第一聯隊第三大隊第一中隊に属して従軍し、熊本県野中原で負傷し後送された長崎軍団病院で四月一五日に死亡している⁵⁵。

軍曹は五人いるが、意宇郡寺町の飯田友重軍曹は近衛師団歩兵第一聯隊第二大隊第四中隊に属して従軍し三月一五日に熊本県二俣村の激戦で戦鬪死⁵⁶、伊藤豊助は出雲郡下直江村の出身で大阪鎮台第一〇聯隊第三大隊第三中隊に所属して従軍していたが三月一五日に熊本県鍋田口で斃れている⁵⁷。島根郡松江外南田町の沢重治は、広島鎮台歩兵第一一聯隊第二大隊第三中隊に属して従軍し三月二五日に熊本県上古閑村で死亡し⁵⁸、意宇郡雑賀町の森山康之丞も同じ歩兵第一一聯隊第二大隊第四中隊として従軍し三月二六日に熊本県大月原で死亡⁵⁹、さらに島根郡松江外石橋町の浅野俊章は東京鎮台歩兵第三聯隊第一大隊第四中隊に属して出征し、九月二日に熊本県人吉口で重傷を負い熊本軍団病院で死亡していた⁶⁰。

このように、将校や下士官は、郷土の部隊に所属し指揮していただけではなく、各地から集められた兵士を率いて従軍し戦場で戦鬪を指揮していた。それは、同時に郷土の部隊に所属していた兵士も同じように他府県人(他藩)の指揮の下で戦鬪に従事していたのである。まさしく、兵士たちは、近代という時代の変化を、命を賭して戦う戦場において実体験することになる。それは、近代という国家を実感する貴重な体験でもあった。かつて、官軍として立ちただかっていた旧薩摩藩士が今や反乱軍兵士となり討伐の対象となっていた。僅か十年余前の苦い思いが生々

しく残るなかで、彼らが自らを倒した薩長藩閥政権のために、かつての敵を倒すために戦場に赴いていったのである。それから一〇年を経る明治二一年に、その戦場で斃れた同郷の者を慰霊顕彰する祭事と記念碑の建立には、単なる哀悼の論理だけではないもつと積極的な政治的な意識があったと考えられよう。

ここで、郷土の軍隊というものを敢えて挙げたのは、それが地域社会が徴兵制度を支える基になっているだけでなく、戦死者の慰霊顕彰や戦争記念碑の建立という戦争と軍隊を支える基盤になっているからで、しかもそれは地域住民の郷土意識(旧藩民意識)によるものであるからにほかならない。前述した美濃郡多田村の兵卒杉内常治の十年祭や、邇摩郡福光村の記念碑建立と中川友吉・松久惣太郎の招魂祭にみられたように、これらが極めて自発的に行われていたことにある。そこにおける原動力が、旧藩意識という前近代の郷土ナショナリズムと薩長政権という現政権(政府)に対する反撥にあった。日本の戦死者慰霊と戦争記念碑の研究において注意しなければならぬことは、日清戦争において全国的に広がったこのような底辺のナショナリズムによる戦死者の慰霊顕彰と戦争記念碑の建立を、一元的・現象論的に捉えるという方法論ではこの本質を理解することは出来ないという点にある。

既述のように、記念塔碑の建立は唐突に行われたわけではなく、県内各地で個々に十年祭や建碑が行われていたという、西南戦争と出雲・石見での地盤があつてのことだが、直接的には建立の一年前に行われた西南戦争戦死者十ヶ年祭にあつた。明治二〇年五月二一日、松江の白潟天神境内神道分局において籠手田知事をはじめ県官吏や郡長や警察署長・裁判所長といった主立った者が参列して西南役戦死者満十年の招魂大祭が行われていた。

この大祭を詳しくみていくと、大祭の施行のために島根郡松江本町の森田敬典以下五名が発起人となり、次のような寄附金募集の広告を『山陰新聞』に掲載していた。

西南戦死者十ヶ年祭寄附募集趣意書

抑モ招魂社之設ケタル戊申以降各地ノ数役ニ於テ身ヲ国家ニ致シタル忠魂義魄ヲ祭祀セラレ已ニ靖国招魂神社八別格官幣社ニ列セラレ年々数回ノ大祭ヲ挙行セラル又各府県ノ招魂社ニ於ルモ必ス年々一回ノ民祭アリテ彼ノ尽忠報国身ヲ鋒鏑ノ間ニ亡ヒ命ヲ硝煙彈雨ノ中ニ損シタル死士ノ忠魂ヲ慰シ其ノ大義ノ重ンスヘキヲ知ラシメラル茲ニ島根県松江招魂社八明治十年十月廿一日始テ本県管轄「因伯雲石隠五州」西南戦死者合二百七十一名ノ靈魂ヲ鎮座シ正六位権令境二郎殿恭シク大祭典式ヲ挙行サレシ以後未タ祭典ノ式有ルヲ聞ス本年八西南戦死者満十年祭ニ当ルヲ以幸

松平伯爵公御滞在中本月廿一日ヲ以テ盛大ナル臨時大祭典ヲ行ヒ祭主八大橋安敦氏ニ副祭主八内部外弘氏ニ依頼シ以テ聊カ神靈ヲ慰シ上八陸海軍拡張ノ
 叡慮ニ適ヒ下八臣民ヲシテ其榮ヲ知ラシメ且感激スル所アラシメントス然レモ其祭典ノ如キ八到底四方有志者ノ寄附金募集スルニ非ンハ其盛ナル祭儀施行スル能ハス実ニ遺憾ニ不堪ナリ庶幾ク御所中同感愛國之各位方応分ノ寄附アラント伏テ懇願ス

追テ祭典計画之都合モ御座候ニ付乍御手数本月十七日迄ニ御寄附ノ金員白瀧天神境内神道分局へ事務取扱所設置候間該所へ御報被下度候也

明治廿年五月

發起人

島根郡松江本町	賞状下賜	森田	敬典
同郡同町	勲七等	和田	正幸

ここで集まった寄附金額についての史料が探し出せないので金額は判らないが、大祭の規模からするとかなりの金額が集まったものとみられる。

さて、この趣意書から様々なことが判ってくる。第一が、西南戦争が終結した直後の明治一〇年一〇月二二日に当時島根県が管轄していた因伯雲石隠五州の戦死者二七一名の靈魂を鎮座せしめるために松江招魂社が創建されたものの、東京招魂社では「数回ノ大祭ヲ挙行」され、各府県の招魂社ですら「年々一回ノ民祭」が挙行されているなかで、「以後未タ祭典ノ式有ルヲ聞ス」と全く機能してこなかったことを指摘し、本年が「西南戦死者満十年祭」にあたるのみならず、幸いにして旧藩主である「松平伯爵公御滞在中」でもあることから、これを機会に大祭を施行することである。つまり、折角、明治一〇年一〇月二二日に西南役戦死者慰霊施設として全国的にも稀少な招魂社を創建した⁽⁶³⁾松江ではあったが、その後祭典は行われることなく朽ち果てて行くばかりであった。そこで、十ヶ年を契機に慰霊祭を行い合わせて招魂社の再興を謀ろうとしたのである。

第二は、この西南戦争戦死者十ヶ年祭を成功させるために旧藩主である伯爵松平直亮の来松を利用しようとしたことだが、そこには旧松江藩ナショナリズムの惹起の意図が秘められていたことにある。日清戦争において、天皇の藩屏たる旧藩主が旧藩士と旧領民を束ねる精神的支柱となつて戦争支援体制の形成を担いそれが戦争動員への国民統合に大きな役割を果たしていたが、まさにこの祭典と記念塔碑建立はその嚆矢でもあった。日本の戦死者慰

意宇郡雑賀町	勲七等	中島 市造
同郡同町	勲七等	山本 利貞
同郡同町	勲七等	片山辰之助 ⁽⁶¹⁾

霊と戦争記念碑の建立とは、かかる旧藩意識を基に天皇の軍隊としての「忠魂義魄」と天皇制国家としての「尽忠報国」を柱に組み立てられていく。それは、対外戦争ではなく、西南戦争という内戦において形成されたものであったことに注意すべきであろう。そこに、戦死者慰霊と戦争記念碑の日本的特徴があった。

第三は、寄付金募集に「愛国」の論理を用いていることにある。ここでの「愛国」論は、対外戦争でも民族主義によるものでもなく、西南戦争という内戦に対して求められたものであった。その背景にあるものは、薩長藩閥政権に対する強い反撥と権力奪取を願う積極的な政治論があったとみるべきであろう。

第四は、松江招魂社における戦死者二七一名に対する慰霊祭が行われてこなかったのは、この旧藩主奉迎から見られるように幕末維新时期における出雲松平藩と因州池田藩との関係にあった。鳥取藩は、明治三年六月一二日に戊辰の役戦死者八〇名の慰霊として京都靈山に因州藩招魂社を創建⁶⁴しており、朝幕間の狭間に立たされさらには鎮撫使事件や隠岐騒動に翻弄させられた松江藩とは明確な違いがあった。この幕末維新时期の立場の違いが、松江招魂社が維持されなかった原因といえよう。

このような松江藩が立たされていた明治初期の状況下における西南戦争での戦死者慰霊は、薩長専制国家に対する島根県民抵抗運動としての意味合いが込められていたと考えられる。このため、西南戦争戦死者十ヶ年祭典の経費募集の呼び掛けは、まず「戊申以降各地ノ数役ニ於テ身ヲ国家ニ致シタル忠魂義魄」は「尽忠報国身ヲ鋒鏑ノ間ニ亡ヒ命ヲ硝煙彈雨ノ中ニ損シタル死士ノ忠魂」であるためこの度西南戦死者満十年祭を行うとしたのである。彼ら英霊により、島根県民は新国家建設の主たる担い手となりたることを実践したとして、その戦死者の忠魂を慰する大祭典式を呼び掛けたのであった。戦死者慰霊を国家による国民統合の手段とする一般的な論理では説明できないものがこのなかにある。すなわち、結果として戦死者慰霊と戦争記念碑は国民の戦争動員のための国民統合の道

具として機能したという側面はあるものの、他方で権力の国民支配に対する抵抗の論理がその原動力になっていたことも見逃すべきではない。そもそも、日本の国民が無主體的に国家に追従していったわけでもなければ権力に迎合し服従してきたわけではない。より主体的に国家に関わりを持っていくこととするところに、日本的な特徴があると考えらるべきであろう。それが、日本における戦争記念碑がほとんど統一性のない個性的で自立的なものであり得た所以でもあった。

さて、五月二一日に天神天道事務分局において西南戦争戦死者十ヶ年大祭が行われることになるが、この臨時大祭に対して松江に滞在中の松平伯爵から神饌費が奉供され、⁽⁶⁵⁾ますます旧藩意識が昂揚していく。国家意識より前に、旧藩意識を基盤とする郷土ナショナリズムの昂揚があった。

この日、「西南戦死者満十年祭」として催された大祭は、松江神道分局の祭場で挙行され、その社前には島根郡・秋鹿郡・意宇郡の在郷軍人有志者より擬碑（石碑の建立が間に合わなかったために仮碑が建てられた）が建てられていた。慰霊碑は、祭典に際しての象徴的建造物として求められてもいたのである。社内外には、種々の旗が翻り、紅白の大旗二旒には内村鱸香翁が揮毫した「万古朝中名姓重」「千年地下骨頭香」の句が染められ、山形に高所より紅燈が吊るされ、天神境内では相撲も催されていた。式典では、籠手田知事・中条政恒書記官、松平伯の代参として村上家令、後備軍司令部島根県駐在官松江在住の中島勝良歩兵大尉、富永冬樹松江始審裁判所長、持田直澄収税長、各郡長、各課長、警察署長其他各官吏市街の紳商等が参拝し、中学校生徒と師範学校生徒の参拝では軍隊式に社前において指揮官が抜剣して号令し一同敬礼式を行ったという。さらに、附属小学校生徒の参拝に続いて白瀧小学校生徒が殿内に拝礼し、軍歌と唱歌をそれぞれ一曲つつ奏していた。ここにおいても、既に学校生徒が動員され軍隊式教育が普及していたことが分かる。遺族等の参拝も行われたが、そのなかの意宇郡松江の和多見町から出

征し三月九日に熊本県玉名郡二俣で戦死した近衛歩兵第一聯隊第二大隊第一中隊伍長青戸建衛⁶⁶の遺族は、撃剣流の長紐付の黒鞘の長刀と撃剣道具一組を供つて参拝していた。いずれにせよ、大祭には「各所より出掛けしもの実に夥たゞしく殊に相撲場所は余程の混雑を為せり」であつたといふ⁶⁷。

この大祭が、記念塔碑建立に大きな弾みを付けたことは言つまでもない。そのことについて、『山陰新聞』は、「招魂祭余聞」と題して「本県下人にて西南の役に戦死せし軍人の其招魂祭を明治十年の度始めて執行せしが爾後許多の星霜を経るも嘗て同祭式の挙なかりし……今度……盛祭の典を挙ぐる……松平伯にも神饌料を寄附せられ爾後年々五円の神饌料と幣帛料七十五錢宛を寄附さるゝ筈になり右祭典も毎年必ず行ふ事になりしと⁶⁸」と報じていた。十ヶ年祭の成功は、招魂祭の再興を促し且つ旧藩主と旧藩土との關係を取り戻し、旧領主と旧領民を軸とする旧藩郷土的結合による新しい県民意識を形成させていたのである。その象徴的建造物として、記念塔碑が位置していたのであつた。

明治二〇年三月二七日付の『山陰新聞』は、「戦死者記念碑」と題して、

彼の計画中なりし戦死者記念碑の建設の位置は旧二ノ丸武具方の辺にして碑の高さは台石より三丈八尺銅作り
の所は三丈五尺にて六角形柱なり銅の重さは一千五百貫目にして其柱には戦死者百三十余名の姓名を刻み且其
柱の着色は暗緑色にして开は鉾山局御傭教師コワン二丁氏より原正次郎氏が得たる法を用ゐしものなりと出来
期限は着手の時より凡三ヶ月の後に在りといふ⁶⁹

と報じていた。

この記事の重要性は、記念塔碑の概観だけではなく設計思想の一端が判るからでもある。記念塔碑には、既述のように「西南之役雲石隱戦死者記念碑」とした文字とこれを英訳した英文表記がなされていたが、後に、これを視

察した文部官僚の指摘によって削り取られた⁽⁷⁰⁾というハブニングが起こったことがあるように、戦争記念碑とはいえずそこには偏狭な国家主義的思想だけではなく近代国家建設を目指す開明的な考え方もあった。この記念塔碑のデザインに影響されたのか、隠岐に建立されている記念碑に同じような銅製の六角柱の「隠岐国西郷水火災記念碑」(金属製部高さ二四三・五センチメートル、七段式六角形土台石高さ二六九・五センチメートル)がある⁽⁷¹⁾ことから、その影響は斬新さだけではない、西洋文明を積極的に採り入れ近代化を図ろうとした意識が読み取れる。まさに、この記念塔碑は山陰という地方における近代化の潮流を示す事象でもあったといえよう。

松江の記念塔碑の特徴は、亀田城という松江城址を公園化し、そこに修復した天守閣を戴いた公園のシンボルの建造物として且つ島根県人意識の源泉として機能させようとしたことであり、この封建的国家の象徴的存在であった松江城を中心に据えた新たな近代的都市空間を築くという、まさしく「松江」復活の原動力と位置付けられていたことであつた。

この記念塔碑の建立は、「西南之役雲石隠戦死者記念碑」という記念碑の建立式典と西南戦争戦死者招魂祭という祭典とによつて構成されていた。式典と祭典は、明治二十一年五月五日と六日の二日間に行わたつて行われたのである。この模様を、『山陰新聞』の記事から見ていくことにする。

同紙は、建碑式の一ヶ月程前の四月一七日、「西南の役戦死者記念碑の建碑式は来月六日に於てする予定にて同日午前は兼て記せる如く神官僧侶の招魂祭式と中学校、師範学校生徒の対抗運動あり午後撃剣大会を催す都合なり」と⁽⁷²⁾報じていたように、既に、招魂祭の催しには、学校生徒による対抗運動と撃剣試合⁽⁷³⁾、そして軍歌⁽⁷⁴⁾が定番となつていた。

次いで、同紙は五月三日に「松江城山記念碑記事」と題した附録の紙面を載せ、式典と祭典の予定を詳細に報じ

ていた。⁽⁷⁶⁾それによると、先ず建碑について「県下三国の同胞中にして当時果敢無くも戦地の朝露と消にし百十三人の芳名を不朽に伝へ且は愛国の士の紀念」とするために有志者に義捐金を募集し、その結果「無慮四千二百余円」が集まったという（なお、この額は、明治二〇年二月三十一日の島根県の人口が六八万八二七人、戸数は一四万八九二五戸⁽⁷⁶⁾であったことからすると、かなり高額であった。それは、一戸当たり二錢八厘二毛の割合にもなる）。式典の前日の五月四日、鑄工主任の原正次郎が「建碑成功式を挙行しこれに従事せし諸職工四十余名を率ゐ搗餅凡そ一石余を撒く」予定という。さて、祭典と式典であるが、五日は、

一 午前六時天神町神道分局内に於て遷霊の祭典を執行す

一 同第九時同所より神輿の渡御あり途中の行列は絹旗十旒、錦旗二、神饌櫃、真神、八重神等にして神官の惣員は一百名、中にも千家、小野、金子、大橋、梅等の官国幣社宮司及び内部教正等の六氏は孰れも騎馬其他は腕車歩行等なり

一 午前十時より祭典執行

神輿は予て設けの台に安置し四方に八重神を樹つ

奏楽

祭員、賛者、官員各々列位に着く 奏楽

斎主安置の由を奏す

被主被詞を奏す 遙拝

大麻行事

塩湯行事

副斎主開扉

奏楽

供饌

奏楽

斎主

祝詞

地方官、武官、発企者、遺族、諸学校生徒、中、師範両校生徒は五十名宛其他各小学及び私立三洲学校生徒は一校卅名宛にして校毎に一名宛の祝詞あり、有志者順次に拝礼

奏楽

中退出

奏楽

夜に入撤饌

神楽

奉遷式

神楽

一 正午十二時有志者の拝礼畢るを待旅団長一行は師範学校講堂に遺族は県会議事堂に其他の賓客は天守閣に誘引して宴会を開く而して其人員遺族は百十四名其他の来賓は四百名余の見込なりと(略)

一 午后第二時より角力を興行す力士は東西にて八十五名なり

一 昼夜煙火を打揚げ又た夜に入りては大篝を焚き六百の球燈を点す蓋し此球燈は該職工等の寄附に係ると云

ふ

であるとし、次で六日についても、

一 仏祭を執行す各宗を三回に分ち先づ第一回は日蓮興門派にして午前七時和多見町妙興寺より行列にて押出し大導師は神門郡塩冶村妙伝寺又た法頭は石州大田法蔵寺、楯縫郡平田町本妙寺全前住の三僧山勤僧中は四十余名なり 第二回は天台、真言、浄土、臨済、曹洞(日蓮興門派を除) 時宗の各宗なるが総監は曹洞派隱岐国完全寺大導師は能義郡宇波村妙心寺にして此各宗は予て県会議事所に来集し居午前十時に入場施

餓鬼会を施行す出場の大衆は四百余名なりと 第三回は午後一時より真宗本派大谷の両派なるが殊に本願寺派に於てはこれが為め本山より懇々導師として小田仏乘又た会役者沢田円諦の両氏が出張するの筈にて総員は百三十余名なるべしと……該派にては兼て諦依者たる浜田の弘宣講益田の追徳社等の信者よりも惣代を派出せしめたりと云ふ

一 正午十二時遺族は天守閣に於て喫飯せしむ

一 午後第三時より外曲輪操練場に於て撃剣会を挙行す出席申込者二百余名(略)

一 昼夜煙火等前日の通り

と報じていたように、神仏共生的関係による祭典であつた。日本の戦歿者慰霊の原則は、無宗教的ではなく神仏共生による伝統的宗教行為と死者の尊厳にあつた。したがつて、この原則が一般的であつた戦前期の日本社会では、靖国神社における招魂祭は飽くまでも天皇の儀式、陸海軍の儀式に留まり日本人の戦歿者慰霊の精神的支柱にはなれなかつたことにならう。日本社会において戦歿者慰霊の中心に靖国神社が置かれるようになったのは、戦後であり、しかも皮肉にもA戦犯の靖国合祀問題が国際問題化してからであつた。⁷⁷⁾

さて、建碑式典と招魂祭の施行について、主催者はたびたび次のような広告を出していた。

広 告

明治十年征西之役雲石隠陣亡者紀念碑成工二付来ル五月五六兩日雨天順延松江城山二於テ建碑式ト共ニ神仏両祭ヲ以テ招魂祭執行ス

右建碑費義捐ノ諸君へ広告又

明治二十一年四月

建碑発起者⁷⁸⁾

つまり、招魂祭は神式と仏式において行うことが普通の形として決められていたのである。もつとも、一般的な日本人にとっては、神式で招魂祭を行うということ、神式で死者に向かうということの方が異例であった。軍隊が戦場で行う儀式においても、神式で招魂祭を、仏式で法会を行っていたように、死者の信仰を尊重して両者を棲み分けそれぞれ宗教的儀式として執り行っていたのである。それであるが故に、築地本願寺境内に近衛師団の戦死者慰霊碑が建立されても違和感はなかつたのであろう。

もつとも、仏式の招魂祭は全ての宗派が一堂に会して統一して行われたわけではない。取り纏めを行っていた曹洞宗務支局が、「旧城内記念碑招魂祭典時間広告」と題して、

来ル六日午前十時ヨリ同十二時ニ至ル天台真言浄土臨済曹洞日蓮時宗以上七宗合祭ス此旨報導ス

明治廿一年五月一日

曹洞宗務支局⁽⁷⁹⁾

とする広告を出していたように、天台宗・真言宗・浄土宗・臨済宗・曹洞宗・日蓮宗・時宗の七宗派が合祭を行っていたが、真宗本派と大谷派はこれとは別に、午後にそれぞれ個別に行っていたからである。もつとも、実際は、当日二日目の六日の午後は生憎の雨天であったことから、順延されることになった。⁽⁸⁰⁾この日の模様を、『山陰新聞』は、

昨六日は生憎朝未明より空模様悪し……各宗各寺の招魂仏祭は計画の如く残る方なく執り行なへ終わつて午後一時より二ノ丸操練場に於て来松の兵卒と予備後備兵等が銃創試合あり……此日午後一時より特に執行すべき真宗本派大谷両派の仏祭は雨天に付き順延することゝなせり⁽⁸¹⁾

と報じていた。

さて、実際の建碑式典と招魂祭はどのようなものであったのであろうか。これも、『山陰新聞』の記事からみていこう。先ず、主催者であるが、祭典委員は、委員長が籠手田安定、委員副長溝部惟幾（島根県第二部長・書記官

奏任官五等・会計主務)と田中知邦、庶務掛が西久米太郎(第二部・属・判任官七等)外七名、受付掛が高橋伝蔵(第一部属・判任官七等)外七名、儀式掛が長谷川春水(第一部・属・判任官十等)外五名、接待掛が甲部町原亮(外一名に附属一名と乙部桑原温男外一名に附属一名、点火掛が三名に附属一名、警務掛二名、撃剣掛三名、角力掛三名、伝令使五名に附属一〇名⁸²⁾であった。

彼らの努力によって、式典と祭典は非常な盛況のうちに終わらせることができたが、「松江の祭日」⁸³⁾と題した記事を載せた紙面は、「西南役戦死者記念碑の建碑式及び招魂祭並に之に附随して催せる各種の付景気は近年未曾有の盛況にして万事噂に倍したる予想外の盛典なりし」とし、両日は松江「市街毎戸其職業を休み県庁始め各官衙も自然臨時休暇(尤も昨日は日曜休日)」となり、「戸々国旗を掲げ軒燈を列ね」ていた。殊に「殿町通の家々には店頭に金巾幕を打廻し京橋殿町の入口には大緑門を構ひ大国旗を交叉し又城内総門の入口にも同じくアーチを設けた」という。それは、「真宗信徒の寄附に係る者にて緑門」で、その正面には「報国」の二大文字が、両側には「松江真信者寄附」の八字を鬱金色に熟せる金柑の果実を結繫して作られていた。まるで、戦捷記念の様相を呈していたのであった。

まず、好天氣に恵まれた五月五日、「軒端に掲げし国旗さへ戦ともせず払暁より打出す祝砲」が一発、市民を奮い立たせ、「万人肩を摩し其行人の踉蹌たるは宛がら蟻群の筭を乱したるが如く絡繹旁午眩暈する計りなりし」という。天神境内の神道事務分局において「兼て祭れる戦死者靈魂の遷霊の祭典」が行われ、それが終るや午前九時に「神輿の渡御ありし」がその行列の神官一〇〇名余は「何も烏帽子、直垂或ひは紅白の祭服等を着し齋主以下副典礼の人々は各々騎馬」であった。行列は城内に入り、式場となる二ノ丸記念銅標の前で午前一〇時から式典が執行された。神輿を安置した四方には八重櫛を樹て、絹旗一〇旒、錦旗二旒および大花瓶二個が置かれその外に梶

官・武官等より寄進された丹釀数尊、さらに湖水漁業組合員より供された鯉鮒数百尾、黒田・東津田・乃木の各村より寄進された俵餅数千俵等が配置され、式場の入り口には大国旗が又字形に交互に交互されていた。

式場には、祭員はじめ県官・武官・県会議員・新聞社員・一般有志者・戦死者遺族・在郷兵等数百名が着席し、式次第に従って式典が行われ、最後に巫女の大和舞、その後には神職二名が碑前で二柱の瑟琴を奏で、笙・箏・横笛を以て音楽の合奏が行われた後、祭典委員長でもある籠手田知事が「明治十年西南ノ役我出雲石見隠岐三国従軍戦死ノ諸君百十四人ノ為メニ紀念ノ銅碑ヲ松江城山ニ建設シ……賊魁隆盛首ヲ授ケ大乱速力ニ平グニ至ルモノハ何ゾヤ是レ皇軍ノ威烈アル……王事ニ死シテ父母ニ先ダチ国難ニ斃レテ妻子ヲ顧ミス諸君ノ妻子ヲシテ孤兒寡婦タルノ怨ヲ抱カシメ諸君ノ父母ヲシテ老イテ子ヲ喪フノ悲ニ遭ハシム……草木モ傷ミ悲マザルハナシ嗚呼哀イ哉然ルト雖モ諸君ハ危キヲ見テ命ヲ致シ身ヲ殺シテ仁ヲ成ス志士ナリ人ナリ国家ノ大敵ヲ滅ボシ乱ニ戡テ禍ヲ定メ上ハ天皇陛下ノ宸襟ヲ安ンジ下ハ億兆生民ノ荼毒ヲ救フ諸君ノ功名ハ永ク千載ニ存シテ日月ト並ビ明力ニ諸君ノ恩沢ハ普ク衆庶ニ及ンデ雨露ト共ニ滋フ今ヤ我輩文明ノ世ニ遭ヒ太平ノ楽ミヲ享ク皆諸君ノ賜モノナリ……茲ニ聊カ碑ヲ建テ祀ヲ修ム尚クハ諸君ノ靈魂髣髴トシテ来リ饗ケヨ」とする招魂祭祭文を朗読している。

ここでも籠手田は、一一四名の戦死者を「国家艱難ノ時ニ際リ忠臣義士ガ身ヲ鴻毛ニ比シ肝腦地ニ塗レ骨ヲ原野ニ曝」したるが故に「国家ヲ泰山ノ安キニ置ク」ことになったとし、彼らにより「国家ノ大敵ヲ滅」し「天皇陛下ノ宸襟ヲ安ンジ」とともに「億兆生民ノ荼毒ヲ救フ」という偉業を遂げた者であることから、その「功名ハ永ク千載ニ存」すと、天皇の軍隊と天皇制国家の担い手たることを強調していた。

続いて、広島鎮台第九旅団長陸軍少将大沼陟が祭文を朗読し、次いで島根県収税長持田直澄（奏任官四等）・島根県尋常師範学校男生徒惣代古川熊太郎・島根県尋常師範学校女子部生徒惣代松村工イ・島根県尋常中学校生徒惣

代大島常枝・松江高等小学校生徒惣代人江金三郎・附属小学校生徒惣代村田亀之助及び各尋常小学校生徒惣代がそれぞれ祭文を碑前に供えた。このなかで、中学校生徒惣代の大島常枝が奉納したのが英文の祭文であったことに注目したい。それは、記念塔碑に英訳文碑銘が刻まれていたことと併せて考えるならば、この建碑運動は決して復古主義的攘夷論的愛国主義によるものではなく、内戦を経て国家統一を果たし国際的で西洋的近代国家建設を目指す熱い息吹の一端を読み取ることができからにはかならない。銅製の建碑と英文の碑文と祭文は、まさしく自由民権期に国内に醸成されてきた西洋化を示す文明開化を象徴するものであったといえよう。

この後、白瀉尋常小学校生徒が軍歌を合唱し、次に私立三州学校生徒高木悌次郎・島根県魚町土族森永雅・建碑発起者の山本秀太郎・東京憲兵第一大隊第二中隊赤坂分屯所詰藤岡省成・在松江渡部桃陰などが祭文を碑前に供し、さらに源政直と郷原国麿が詠歌一首宛を供え、これをもって式典が終了し、大沼旅団長一行や千家宮司・金子宮司などは師範学校講堂に、遺族は県会議事堂へ、その他の賓客は天守台の饗応所に案内されてそれぞれ宴会に参列していた。その数、五〇〇余名という。

宴会が終わった一時過ぎに、賓客は師範学校と中学校の操練場に招かれそこで行われた角力を見学している。この相撲場には、「人山肉城を築きたるが如き数万の見物人は沸反るばかりに動揺めき叫びて其勝負の分かる、毎に鯨聲一時に城山に響きて百雷の轟くが如く遠く市街に鳴渡れり」というほどの大盛況であった。一方、湖上の権現沖では烟火業松江組と広瀬組により打揚げた烟火は「近來稀有の上出来」だったという。人出については正確な人数は分からないが、「県下三国並びに鳥取広島の両県下等より出松したるものは其幾千人なる」としているように、かなりの人数にのぼったことが想像でき、さらに「天守閣に登りしもの」が三日から六日までに一万四四〇〇人のほり、この登閣料だけでも一人一錢と見積もり一四四円にもなったということから、決して少なくはなかった。ま

さに、山陰というより中国地方で最初の一大イベントであつたともいえる。

五日の夜、市内は「惣門口より二ノ丸、三ノ丸に至るまで数千百の紅燈を吊し処々に大篝火を焚きたるにより宇御濠端の辺より遠く望めば得も云われぬ風光にて青葉なす樹立の間に映射する火影の閃めくに随つて千態万状の幻影を写出し来り」であるとし、さらに「全市街には毎戸軒燈を照して松江市街は茲に不夜城と化し来たり各割烹店より各貸座敷よりスモール、ピーフシヨツプに至るまで歓声屋に充み陽氣飄飄何れも充分の収穫を得たるよし」であつたという。

雨天となつた翌六日について、「生憎朝未明より空模様悪しく市街の人は前日の如くならざり」しも、午前八時頃から「城山に於ては頻りに祝砲を轟ろかした」ことから出かけてくる者も増えてきたが、そのころから微雨となり午後には降雨となつたため、却つて「城内は一層混雑した」という。午前に予定されていた仏教各宗派の招魂仏祭は予定通りに行われ、午後一時からは二ノ丸操練場で松江に来ている兵卒と予備・後備役兵による銃槍試合、銃槍と管鎗との試合、撃剣野試合等が行われたが、真宗本派と大谷派の両派の仏祭だけが順延となつた。

さて、この催しで注目したいのは、傷痍兵士人形と赤十字の問題である。「山陰新聞」も「茲に一寸特筆すべきは彼の三ノ門前の草原に設けたる人形の一事なるが」と書き出した記事で、この同紙の記者も注目した展示とは、傷痍軍人と赤十字についてであつた。周知の如く、戦争における犠牲者は戦死者だけではない。戦後の深刻な社会の問題となるのが、傷痍軍人という戦病者や戦傷者の問題であつた。

そこで、記事は「此人形は長瀬軍医長の説明書にも見冨明治十年西郷の乱に於て傷痍を受けたる兵士に救急治法を施こせる状況を示したるものにて其両眼を銃剣に貫かれたるもの」から両手両足を切断された者、「其他重傷の為に存亡旦夕に迫れるが如きもの扮扮し得て真に迫り」たるとし、殊に「草芊々たる原野に恰かも屍を列ねて苦

痛煩悶し居るに似たる者」であるとす。さらに、これらの傷痍軍人人形に対する広島鎮台軍医長一等軍医長瀨時衡軍医長が寄せた説明書を載せ、その意図するところを述べているが、それによると、長瀬軍医長は「茲二扮装セ人形八明治十年西南ノ役ニ於テ傷痍ヲ受タル兵士ニ救急治法ヲ施セシ状況ナリ……抑モ木ノ葉植木ノ劇戦ノ如キ一時二数百ノ傷者アリ軍医ノ方術モ其人寡クシテ普ク及フコト難ク走行セントスルニ足折レ匍匐セントスレハ手挫ク渴シテ水ナク飢テ食ヲ得ス天二号ヒ地ニ泣ク其惨状復云フヘカラサルナリ」と、近代戦争における戦場の悲惨さを述べ、ついで、「然ルニ歐洲各国ニハ夙ニ赤十字ノ締盟アリ民間救護隊ノ設アリ皆局外中立ノ特権ヲ有ス疾病傷痍ハ彼我ノ別ナク硝煙弾雨ノ間ニ立テ悠然トシテ十全無欠ノ治療ヲ受ケシム」と国際赤十字条約⁸⁸についての紹介をなし、その上で「我邦亦去ル十九年五月ヲ以テ之ニ同盟シ博愛仁慈ノ盛事ヲ挙ク文明開化此点ニ達シテ遺憾ナシト謂フヘシ」と記していた。

ここでは、西南戦争において戦傷者を救護した佐野常民や大給恒などが明治一〇年五月一日に設立した博愛社のことには触れてはいないが、日本が国際赤十字条約に加入していったことを述べた意義は大きい。しかも、一般の民衆に戦傷者に対する理解はもとよりその支援組織たる日本赤十字社への理解を求めのみならず、戦場の悲惨さを銃後の民衆に伝えていこうとするのがこの展示の目的であったことに注目したい。このため、日本が文明国として国際社会に乗り出している現状を語りながら、「今茲ニ明治廿一年島根県下有志者主事ニ死シ、將士ノ為メ記念碑ヲ建テ永ク其忠烈ヲ表彰ス此ノ祭典式ニ方テ当年負傷者ノ模様ヲ扮装シテ衆觀ニ供ス嗚呼今日此祭典ヲ受クル者ノ向キニ此赤十字ノ救護ヲ受ケハ或ハ万死ヲ免レ我輩ト同ク之ヲ祭ルノ人タランモ知ルヘカラス而今被祭人トナル哀夫此人形ヲ觀ル人此扮装ノ巧拙ヲ論スルナク国家保護ノ犠牲トナリシ忠魂ト今日社会ニ被ル幸福トニ鑑ルアラハ亦大ニ感スルモアラントス」と、戦死者の忠魂を慰めその「忠烈ヲ表彰」するに際して、彼らと同様に傷痍疾病

の戦傷病兵も国家に尽くした忠勇であることに思いを寄せることを呼び掛けていた。まさに、この展示は一般的に見落とされやすい傷痍軍人への社会的理解を深めようとした社会教育的側面を持ったものであった。このため、長瀬軍医長が戦場での熾烈さと悲惨さからの近代戦争の実態を示し、傷痍疾病軍人への理解を求め、敢えて戦場の悲惨さと兵士の惨状を露わに表現した「漫ろ気味悪」い人形を展示したのであった。

だが、この展示方法については問題があったようだ。記事は、「田舎出の臆病者や婦女、童幼の輩には一瞥慄乎として漫ろ気味悪の感情を惹起さしめア、兵隊は怖いものぢや可愛の慈子慈孫そして不幸斯の如くならしめば如何に不憫の事にやあらん杯云へる言語を愁然として眩やけるもの多く此人形を飾りし当局者の精神は彼の赤十字勸奨の旨意に基けるもの、由なれど這は其目的の實際相反せる処はなき那須からく一考すべき次第なるべし」と指摘していたように、意図と効果にはかなりの落差があったからだ。確かに戦場の悲惨さを伝えることは、戦争の現実を国民に理解させるには有効的ではあるが、その目的が「赤十字勸奨の旨意」にあるとすると、その効果は逆に働いたようである。これが実感されるのは、大規模で多くの犠牲者を出した日露戦争を待たなければならなかった。

近代という時代は、閉じられた封建制社会の時代とは異なり、集合と開放の時代でもある。その一つがイベントであるが、その主役は民衆であり、その空間は娯楽の場であるだけではなく社会教育の場でもあった。維新から僅か二〇年余の、しかも山陰の地で、その全てが揃っていたのである。それは、驚異的な大変革でもあった。そこから、明治という時代の躍動感が伝わってくる。

ここでの事例から、明治七年台湾出兵から西南戦争、そして師団制・改正徴兵令・国際赤十字条約への加入を経て、同二一年の戦歿者慰霊と戦争記念碑建立という明治初期の二十年余の過程で、天皇による勲功褒賞と戦死者慰霊、国家による戦死者遺族補償、国民による戦死者に対する忠魂慰霊と顕彰、国家における傷痍疾病軍人への補償

という、国家と国民、軍隊と軍事支援、戦死と慰霊、戦傷痍疾病と廃兵という国民軍形成に不可欠な要素の全てが出そろっていたことが判る。つまり、僅か数年後に起こる日清戦争とは、かかる国民的戦争支援の基盤が整っていたなかで行われた戦争であったことになろう。

このように、記念塔碑の建立は、単なる建碑運動ではなかった。そこには、松江市民に新しい感覚での愛郷心を醸成させ国民国家建設への精神的土壌を培うとともに、天皇の藩屏たる松平伯を中心として天皇の軍隊を担う兵士を作り出すことによつて、帝国を支える臣民としての地位の確保を狙つたものでもあった。国民統合といつても、そこには様々な現象があり、主唱者にはそれなりの意図がある。松江の場合は、盲目的服従的な統合論によるものではなく、より近代の息吹を体現した野心的で積極的な国家への関わりを目指した、まさしく市民的感覚を持ったものであった。銅製の記念碑や英文の碑文や弔文、そこには文明国を模倣し近代化を成し遂げるために文明開化を推し進め、民権運動の潮流の中で新しい国家像を模索するという、より積極的な政治的意図があった。さらに、松江の記念塔碑は建碑の経費を県民が共同体的意識を基に自主的に負担するという住民運動によるものであり、竣工と慰霊祭を県民挙げて祝つていくという大衆運動的性格を帯びていたのである。

三、西南戦争戦死者記念碑の建立

西南戦争の戦死者を慰霊・顕彰する記念碑は、この記念塔碑だけではない。

そもそも、西南戦争にかかわる記念碑は、大きく二つに分類することが出来る。それは、戦争直後から建立された現用形記念碑と、日清戦争以降の戦争（日清・北清・日露）で建立される際に追加的に建立乃至は追祀された追

加形記念碑とがあるからで、一般的には後者の追加形記念碑が多い。それは、従軍者・戦死者の数の問題だけではなく、国民国家の基本となる国民の形成の問題と深くかかわっていたからであった。したがって、ここでの課題は形状や系譜ではなく、建立者の建立主体に分析の視点を置くことにある。それは、日本の戦争記念碑とは何であるのか、日本の戦歿者慰霊と戦争記念碑の特徴は何処にありそれは何を意味しているのかを解く鍵を握っていると考えられるからでもある。

一般論的には、日本の戦歿者慰霊は明治維新で斃れた勤王の志士の国事殉難者慰霊と、戊辰戦争という内戦において藩主に従い出征し戦死した官軍方戦死者を君主（天皇および藩主）が慰霊するということ、前近代的な「忠臣慰霊」が基となっている。従って、そこには近代の国民国家における「祖国」という論理はなかった。それが、日本の戦歿者慰霊問題の本質的な矛盾となっていく。

最初の忠臣慰霊は、明治元（一八六八）年に京都東山で行われた、禁門の変と鳥羽伏見の戦いで斃れた薩摩・長州など、五藩の戦死者を祀る招魂祭からで、翌二年、東京招魂社が建立され、ここに靖国神社を頂点とした天皇の忠臣慰霊のかたがでできあがっていく。また、藩主による忠臣慰霊は、招魂祭に次ぐ長州藩の山口招魂社、薩摩藩の靖献霊社や因州藩招魂祠・芸州藩水草霊社・尾張藩旌忠社といったような、藩招魂社の創建により形成されていった。こうして、官軍を名乗った戦死倒幕派藩士の慰霊施設が組み合わさることによって、靖国神社を頂点とする忠臣慰霊体系が築かれていくことになる。しかし、そこには「天皇に聖別された皇国の祭神」「皇国皇軍の英霊顕彰」という論理への道は敷かれるものの、必然的に「国民統合の象徴としての英霊顕彰」という国家の論理が抜け落ちていく。それ以上に大きな問題は、ここでの戦歿者慰霊は天皇の忠臣慰霊にせよ藩主による忠君慰霊にせよ、その多くが旧支配者であった藩士乃至武士であって、「国民」という概念には当て嵌まらない前近代的のものであったこ

とにある。このため、ここでの慰霊という行為は、近代国家における戦歿者慰霊という概念からは切り離して考えるべきであろう。

これを顕著に表しているのが、日本近代史最初の海外出兵となった明治七（一八七四）年の台湾出兵であった。この出兵では、軍人軍属三六五八人・軍役人夫五〇〇余人が従軍し、その一三パーセントにあたる五三八人が死亡していたが、東京招魂社に合祀されたのは戦死したわずか二・二%の二二名にすぎなかった。⁽⁹¹⁾つまり、国家を背負った対外的戦争であっても、均しく「祖国」に殉じた「英霊」として「聖別」されるといふ論理は用意されていなかったことになる。帝国の戦歿者慰霊の本質的矛盾は、忠臣慰霊を基とした差別化にあった。戦死者に対する差別的扱いによる格差の溝を補ったのが、国民的な広がりをもった地域共同体による戦歿者慰霊にほかならない。つまり、各地に造られていった招魂社や忠魂堂といった戦死者慰霊施設と戦争記念碑や忠魂碑といった戦争の記憶を後世に伝えるために建立されていった各種の記念碑は、靖国神社を頂点とする国家の慰霊施設とは全く異なる反対極に位置したものであったとみるべきであろう。

勿論、国民的の広がりを持った戦歿者慰霊が成立するためには、その基本となる国民的軍隊の登場を待たなければならぬ。それが、国民皆兵による徴兵制軍隊の誕生とそれを認知する「国民」の存在である。この徴兵制軍隊による最初の海外出兵が台湾出兵ではあったが、派遣軍の実態は完璧な徴兵制軍隊としてのものにはなっていないかつたし、未だ封建的色彩の濃い時期であったこともあり管見の範囲ではあるが「国民」による戦死者慰霊ということも行われた形跡はない。一方、海外派遣軍における最初の靖国の祭神は、前述の如く江華島事件で京機道永宗城で明治八年九月二二日に死亡し戦死者として扱われ靖国神社に合祀された雲揚艦乗組員の松村千代松一等水兵であったが、これも「国民」が形成されていないこの時期では国民的運動としての慰霊顕彰はされていない。もっとも、



写真4 西南之役戦死者記念碑(2013年11月1日筆者撮影)

松村一等水兵の墓は佐古・梅ヶ崎招魂社の墓地にあり、国家としての慰霊顕彰はなされていたといえよう。⁹³⁾

徴兵制軍隊として最初の戦死者が出たのは佐賀の乱であり、それが明治初期の乱となっていくが、これは明治国家草創期における事件であったことから、戦歿者に対する国家及び社会としての慰霊の取扱いについては全くの模索段階にあった。

さて、ここで記念塔碑以外の戦争記念碑をみていく。先ず島根県内でみると、島根県大田市大森町に建立されている「西南之役戦死者記念碑」⁹⁴⁾を挙げることができる。この碑は、写真4にあるように自然石台座一段付割石型自然石形のもので、碑石が高さ三七三センチメートル・横幅九五センチメートル(底辺七七センチメートル)・厚さ六〇センチメートル(底辺七九センチメートル)、台座は高さ七三センチメートル・横幅三〇センチメートル・奥行き三三〇センチメートルであるが、土台となった岩は高さ七二センチメートル(幅は測量不能)という巨大なものであった。

碑面は、正面に、

西南之役戦死者記念碑

島根県知事従四位勲三等籠手田安定書

とあり、右面に「明治二十年十月建之」と刻まれている。

裏面に、戦死者の出身地と氏名が刻まれているが、摩耗がかなり進んでいるため完全には判読できない。さらに、そのなかに恐らく建立の発起者にかかわるものが刻まれていたものと思われるものがあるが、それらも判らない。このため、判読できたものを手掛かりに推測すると、左記のようになる。

村	福	準吉	稲用村	福田六太郎	邇摩郡久利村
福光村	中川	□	長久村	□	西島
同村	□	□	村	山	常吉
小浜村	田儀豊太郎	村	岡	長太郎	□
西田村	大屋善三郎	小屋原村	堀越富五郎	□	□
天河内村	木島 貫一	同村	堀越辰五郎	□	□
磯竹村	橘 弥太郎	沢村	森 武男	□	□

福原平太郎

もつとも、碑面は正面とは異なり研磨されていないのみならず平板ではなく複雑に彎曲していることから、ここでの表記には限界があるのでその点は留意されたい。まず「村 福 準吉」であるが、これは近衛師団歩兵第二聯隊第一大隊第四中隊兵卒の福間準吉のことで、明治一〇年四月一日に熊本県山本郡石川村で歿していた。⁹⁵安濃郡稲用村の福田六太郎は、広島鎮台歩兵第一一聯隊第三大隊第三中隊兵卒として出征し久留米陸軍病院で同一

年二月一日に歿している。⁹⁶ 数行文は摩耗のため読めないが、「村山常吉」は、恐らく広島鎮台歩兵第一聯隊第三大隊第一中隊兵卒山尾常吉のことではないかと思われるが、山尾常吉は熊本県山本郡滴水で四月二日に戦死していた。⁹⁷ 小浜村の田儀豊太郎は、広島鎮台第一聯隊第三大隊第一中隊兵卒として出征して山本郡荻迫で四月六日に戦死し、「村」の岡長太郎は広島鎮台歩兵第一聯隊第三大隊第四中隊兵卒で日向臼杵郡三河内村三嶽山で八月四日に戦死⁹⁸、西田村の大屋善三郎も広島鎮台歩兵第一聯隊第三大隊第四中隊兵卒で玉名郡高瀬陸軍病院で三月二六日に歿し、⁹⁹ 小屋原村の堀越富五郎広島鎮台歩兵第一聯隊第二大隊第二中隊兵卒として出征して玉名郡高瀬病院で三月二六日に戦死し、¹⁰⁰ 天河内村の木島貫一は近衛師団歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊兵卒として出征して玉名郡高瀬陸軍病院で四月一日に歿し、¹⁰¹ 同村の堀越辰五郎広島鎮台歩兵第一聯隊第二大隊第三中隊兵卒も大阪臨時陸軍病院で五月八日に歿し、¹⁰² 磯竹村の橋弥太郎広島鎮台歩兵第一聯隊第三大隊第二中隊兵卒は山鹿郡鍋田で三月二日に戦死し、「択村」の森武男は広島鎮台歩兵第一聯隊第三大隊第三中隊兵卒として出征し熊本県玉名郡二俣で三月八日に戦死していた。¹⁰³

このように、判読できるものだけを抽出しただけの範囲ではあるが、それでもこの碑が建立された明治二〇年一〇月の時点でみると、旧浜田県下の邇摩郡の久利村・福光村・小浜村・西田村・小屋原村・磯竹村・天河内村(二名)の七ヶ村(九名)と安濃郡の稲用村・長久村の二ヶ村から出征した兵士であったことが判る。このことから推測すると、この碑は江戸期における幕府領大森代官所支配地であった邇摩郡と安濃郡における西南戦争記念碑であったとみられる。また、出征兵士は、近衛師団歩兵第二聯隊が福岡津吉・木島貫一の二名、広島鎮台歩兵第一聯隊が福田六太郎・山尾常吉・田儀豊太郎・岡長太郎・大屋善三郎・堀越富五郎・堀越辰五郎・橋弥太郎・森武男の九名であったことから、概ね郷土の軍隊の記念碑的性格と天皇の軍隊の兵士ということになる。但し、これだけの

資料では確かなことは言えないが、西南戦争直後から各地に建立されていく一般的な西南戦争記念碑の一種とみることも出来なくもないが、碑石の規模から考えると、多くの郡民がかかわっている可能性を否定することは出来ない。日清戦争における戦争記念碑の建立事例から推測すると、現金の寄附以外に、土地など敷地の提供、建設にかわる労役の提供といったこともあつたことから、かなり広範に寄附を集め多くの人を動員して行われたと思われる。建立の時期的観点からすると、徴兵制度を支える地方支援組織の結成が進められているなかでの建設であつたことから、一般的な西南戦争記念碑の系譜ではなく、松江城内に建立された記念塔碑の系譜として捉えるべきではなからうか。

それは背景的な問題もある。この地域が、開幕後石見銀山領と称されたところであるだけでなく、慶応二年の第二次長州征伐に幕軍が敗北した際に大森代官の鍋田三郎右衛門が遁走してしまい、その直後に安濃郡烏井村で百姓一揆が起こり、これを侵攻してきた長州軍が鎮圧し、その後この石見銀山領は長州藩の軍政下に置かれるようになった。明治二年に大森県が設置されて維新政府の直轄地となるが、明治三年に浜田県となり、その後、紆余曲折があつたものの、同六年五月に邇摩郡と安濃郡は第三大区となるが、同一二年に前年の郡区町村編成法に基づき大区を分けて安濃郡が再置されていく。

このような幕末期の歴史的位置にかかわる間接的背景を語るものとして、四境戦争の一つとなる石州口の戦いにおける浜田藩土岸静江国治の史蹟がある。国治に関する史蹟は三基あり、現在は益田市指定文化財（指定昭和四六年六月二一日）ともなっている。幕府の長州再征を受けながらも反撃に転じた長州藩の村田蔵六が指揮する一五〇〇名余の一隊が、慶応二年六月一六日の一二時頃に扇原関門に迫り開門を強要した。浜田藩から関門の隊長を命じられ僅かな部下と急募の猟銃を携えた農民を率いて関門を守っていた国治はこの要求を拒否し、ここに石州口の

戦いがおこる。しかし、圧倒的な兵力を持つ長州軍に抗しきれず、国治は配下の諸兵を逃し単身関門を死守したものの敵弾を全身に受け仁王立ちして壮絶な戦死を遂げてしまふ。享年三十一歳。この国治の所為は、長州軍も賛美し、昭和になって靖国神社に合祀されることになる。

この岸静江国治の史蹟の一つが、島根県益田市多田町の扇原関門跡入り口にある墓石と位牌である。墓石は、土台石乗尖塔式四角柱型台座二段式のもので、墓石正面に「浜田藩岸静江墓」が、右面に「慶応二年丙寅六月十六日戦死于扇原関門」と刻まれている。墓石の隣には、小さな御堂が置かれ、そこに岸静江国治の位牌が安置されている。位牌には、「慶応二寅年六月十六日 空岸静全江居士 扇原関門ニテ戦死ス」と記されていた。

この墓石と御堂の向側から山に入っていくと、浜田領と津和野領の国境にあたる扇原関門跡があり、そこに高さ一五六センチメートルの研磨式自然石型の碑石に「岸静江戦死之地碑」と刻まれた記念碑が立っている。碑銘は陸軍中将野島忠孝の書によるもので、帝国在郷軍人会吉田村分会多田班により昭和八年九月に建立された。建碑の切っ掛けは、岸静江が昭和八年四月二五日に靖国神社に合祀されたことにある。ここに刻まれている碑文から岸静江国治合祀の理由をみていくと、扇原関門に押し寄せてきた長州軍の開門強要に対して「静江只管君命ノ重キヲ奉シ頑トシテ之ヲ肯セス」も、大軍を前に先ず「獵銃ヲ携ヘ加勢ニ集ヘル附近ノ農民二八旨ヲ諭シテ退散ヲ命シ」て「挺身武装ヲ固メ以テ防戦ニ之レカム」が、如何に「剛勇ニシテ錚々タル十方長槍ノ達人タルモ衆寡敵セス切齒シテ悲愴ナル最後ヲ遂ク乃チ飛弾満身既ニ絶命スト雖猶水門前二槍ヲ杖テ仁王立ちトナリ死ヲ生ケル力如ク儼然トシテ瞑目」したるため「敵兵ヲシテ大ニ之ヲ訝ラシメ暫シ進軍ヲ躊躇セシ」めたとある。このことから、合祀の理由は後に官軍となり勝者となった長州軍の抗した賊ではあるが、朝命により守備していたことと「君命」を奉じそれに殉じた忠臣であったこと、さらに農民兵を逃し単身抗敵し壮絶な死を遂げた古武士的美拳にあった。

これら三つの史蹟について、益田市教育委員会の説明板には「今でも多田地区民により手厚く葬られ」ているとあるように、確かに掃除も行き届いており、墓石はもとより鬱蒼と茂った山林のなかにありかなりの湿気がある場所に立っている碑石でもあるにもかかわらず、そこには苔すら付着していなかった。多田区民の思いを伺うことができるように、岸静江国治は現代においても地域住民の心のなかに生きていた。それは、幕末維新期における長州に対する島根県民の意識を表しているのではなからうか。このように、僅か二〇余年前の出来事からもたらされた現状を意識する中で、幕府直轄の石見銀山領であった両郡民が西南戦争戦死者記念碑を建立したと言ったところに、松江城内に島根県民として建立した記念塔碑に通じるものがある。

さて、ここで一般的な西南戦争の記念碑としてはどのようなものがあるのかを若干の事例からみていく。愛知県西尾市にある西尾城址公園には、明治一一年戊寅四月に建立された愛知県三河幡豆郡の戦死者勒名碑がある。この碑は、同郡から「官軍」として出征して戦死した七名を「欲建一石于其所勒其姓名以謀不朽記録」せんとするために建立されたもので、碑石は高さ一五六・八センチメートル、横幅七五・八センチメートル、厚さ二〇センチメートルの台座付割石研磨型自然石形のものである¹⁰⁾。もっとも、幡豆郡とはいえ、全域にわたっていたわけではない。ここでの七名というのは、針曾根村(豊田村)・上町村(西野町村)・平坂村(二名)・西戸城村(幡豆村)・鳥羽村(幡豆村)・中畑村(中畑村)であった(括弧内の村名は明治二年一〇月一日の町村制施行による町名を指す)。これらの村は、昭和六四年の段階で見ると、ほとんどが西尾市に編入されており、幡豆村の二村だけが幡豆町となっていたように、特定の領域を占めていた。つまり、郡単位とはいえ、旧幕藩時代の関係性の中でのものであると考えることが出来ることから、この時期では行政区分としての郡においてすら、地域共同体意識が醸成されていたとは言えない。それよりも、旧幕時代の共同体意識の方がはるかに強かったと見るべきであろう。

千葉県長生郡一宮町の玉前神社境内にも、「明治十年鹿児島之乱」において「千葉県上総国長柄埴生二郡」から「徴兵」に応じて従軍し戦場に斃れた戦死者のために建立された千葉県上総国長柄埴生郡西南戦争戦死者記念碑がある。この碑は、上総国長柄埴生郡区長戸長の発起により明治十一年一月に建立されたもので、碑面には「記念碑」と陸軍大将三品大勲位有栖川宮熾仁親王の篆書が刻まれた台座付割石型自然石のもので、規模は、碑石が高さ二〇六センチメートル・横幅一七一・四センチメートル・厚さ一六・四センチメートル、台座が厚さ九・五センチメートル・横幅九六・二センチメートル・奥行八三・五センチメートルと、一般的に見られるものである。この碑の特徴は、戦死者の詳細が記されていることで、この形は日清戦争の戦争記念碑に多く見られるものでもあった。つまり、地域共同体によつて建立される戦争記念碑は、物理的条件にもよるが基本的に戦死者の顔が見える形での情報を刻み後世に伝えようとしていたもので、個人を尊重する考え方が地域共同体による戦争記念碑に強く見られることの意味を改めて考えていくべきであろう。

このため、この記念碑について詳細を見ていくことにする。まず、碑石の正面には、

紀 念 碑

明治十年鹿児島之乱千葉県上総国長柄埴生二郡之徴兵与諸軍往勦之死者十六人事定後区長戸長請子官立記念碑
于長柄郡一宮本郷邨玉前神社請余作銘其不明 曰

嗚呼將帥之成功兮勒鼎鐘而光史策自非士卒之忠勇兮何得有功而克敵自誰昔而然兮況此役最賴其力繫十六人之致
死兮何啻一以当百天地鬼神無不知兮人間歲久功名寂嘉有志者之闡揚兮我其奮筆銘貞石

明治十一年十一月建

と刻まれている。裏面には、西南戦争に従軍して戦死した一六名が、

陸軍大将二品大勲位親王熾仁篆額

中邨正直撰 従五位長次書

広群鶴刻

明治十年四月二十日	戦死於肥後国立田山	長柄郡綱田村	武右衛門三男	吉野吉蔵
同年同月同日	戦死於同国新鍋村	同郡東浪見村	藤三郎二男	鶉沢文蔵
同年五月三十一日 ^マ	死於長崎病院	同村	金右衛門二男	鶉沢広吉
同年七月二十二日 ^マ	戦死於日向国龍尾山	同村	八右衛門二男	峰嶋留次郎
同年四月十八日	死於長崎病院	同郡一宮本郷村	樋口蔵吉	
同年四月二十日	戦死於肥後国新鍋村 ^マ	同郡金田村	六郎兵衛二男	長谷川卯之助
同年九月十八日	死於大坂臨時病院	同郡中之郷村	八郎左衛門二男	石川倉蔵
同年十月五日	死於長崎病院	同郡針ヶ谷村		小倉蔵太郎
同年七月二十六日	死於八代病院	同郡渋谷村	禎作弟	若菜謙次郎
同年四月十七日	戦死於肥後国吉麓村 ^マ	同郡法目村	秀五郎二男	石渡住五郎
同年十月二日	死於西京病院	同郡古所村	次郎右衛門弟	片岡利助
同年四月十二日	戦死於肥後国山鹿	埴生郡小沢村	米蔵弟	古美山吉蔵
同年四月二十日	戦死於同国保田窪村	同郡蔵持村	金次郎弟	鈴木豊次

同年四月五日	戦死於同国南田嶋村	同郡上永吉村	半十郎弟	中山清吉
同年四月八日	戦死於同国木留	同郡坂本村	重次郎弟	米沢仙次郎
同年十月五日	死於西京病院	同郡綱嶋村	金吾三男	山坂丑松

と刻まれていた。しかし、この長柄埴生二郡から出征し戦死した一六名のなかで、靖国神社に合祀された者は次の者であった。

長柄郡綱田村の吉野吉蔵は、東京鎮台後備歩兵第一大隊第二中隊兵卒として従軍し詫摩郡保田窪にて明治一〇年四月二〇日に戦死している。⁽¹⁶⁾同日死亡した同鎮台歩兵第二聯隊第三大隊第三中隊兵卒鶴沢文蔵も、同じ保田窪村で戦死していた。⁽¹⁶⁾もっとも、同じ歩兵第二聯隊第一大隊第一中隊兵卒の鶴沢広吉(五月四日に搬送先の長崎陸軍病院で死亡⁽¹⁶⁾)と、峰島留次郎(同歩兵第二聯隊第一大隊第四中隊兵卒として従軍し七月二〇日に日向国諸縣郡龍ノ尾山で戦死した⁽¹⁶⁾)については、公式記録と碑石の記録とに違いがある。

一宮本郷村出身の樋口徹吉四等巡査は、別動第三旅団警視局に所属して従軍し、四月一八日に長崎警視病院で死亡していた。⁽¹⁶⁾だが、次の者については注意する必要がある。金田村の長谷川六郎兵衛の次男長谷川卯之助は、東京鎮台歩兵第二聯隊第三大隊第三中隊兵卒として従軍して四月二〇日に戦死しているが、碑石には「戦死於肥後国新鍋村」で死亡とあるものの公式記録では「詫摩郡保田窪村」となっている。⁽¹⁷⁾また、石渡住五郎は、碑石には「同年四月十七日 戦死於肥後国吉麓村」と刻まれているが、同歩兵第二聯隊第一大隊第四中隊兵卒として従軍した石渡は、公式記録上では四月一三日に八代郡古麓村で戦死していると記されていた。⁽¹⁸⁾ここでも、軍の公式記録と地方行政機関が掌握している公的記録との違い又は戦争記念碑に刻まれた記録との違いがみられる。靖国神社の記録は、

基本的に陸海軍の公式記録を指し、地方行政機関の記録は兵事課の原簿や戸籍簿の記録にかかわっていることから、そこでの齟齬は大きな社会的問題となり得る。しかし、このような記録上の食い違いの事例は、後の日清戦争や日露戦争でもみられることから、日本の記録管理の問題として別に検討すべき課題であろう。

埴生郡小沢村から出征した東京鎮台歩兵第二聯隊第三大隊第二中隊の古美山吉蔵伍長は、鳥巢方面での戦闘に参加して負傷し、四月一二日に山鹿郡山鹿陸軍病院で死亡している⁽¹⁹⁾。同郡上永吉村から出征した同鎮台歩兵第二聯隊第三大隊第一中隊兵卒の中山清吉は、合志郡南田島で四月五日に戦死し⁽²⁰⁾、同郡坂本村の米沢仙次郎は、近衛歩兵第二聯隊第二大隊第二中隊兵卒として従軍し四月八日に山本郡木留で戦死している⁽²¹⁾。

以上の一〇名が靖国神社に合祀されたが、四月二〇日に保田窪村で「戦死」した蔵持村の鈴木豊次をはじめ、石川倉蔵・小倉蔵太郎・若菜謙次郎・片岡利助・山坂丑松の六名は合祀されなかった。その理由は判らないが、碑石の記載からすると、「戦死」と刻まれた鈴木その他は全て「死」とあり、しかも歿地が大阪臨時病院(石川倉蔵)・長崎病院(小倉蔵太郎)・八代病院(若菜謙次郎)・西京病院(片岡利助と山坂丑松)と病院内であった。もともと、死地が戦場である必要はなく、合祀されている兵卒の鶴沢広吉と警視局四等巡査の樋口蔵吉は長崎病院で、古美山吉蔵伍長は山鹿陸軍病院で死亡していることから、死亡した場所ではないことになる。したがって、合祀基準は、戦闘死・戦傷死か戦病死かの違いと考えることが出来るもの、それでも碑石の記録の中に石川以下五名は「死」とあるものの鈴木だけが「戦死」とあることから、鈴木が病死であったとは断定できない。

ここでも、戦死者の取り扱いにおける靖国神社の合祀基準の問題が明らかになる。これは、靖国神社合祀の制度の欠陥を意味するだけでなく、そもそも国家としての戦死者慰霊に対する考え方と制度とが不完全なものであることを示したものであるからにほかならない。さらに、戦死者慰霊が国家における慰霊であるとする、彼ら英

霊は国民に周知させ理解させなければならぬ。靖国神社合祀の大きな問題点の一つが、何故、その人物が合祀され又は合祀されていないかが明確にされていないことであるが、それ以上に不明確なのはいったい誰が如何なる理由で合祀されているのが国民に知らされていないことにある。唯一、昭和十一年に陸海軍が編纂し一九三五年に靖国神社事務所から刊行された、『靖国神社忠魂史』があるが、それでも個々の祭神の詳細は殆ど記されていない。何にせよ、地域共同体により建立された記念碑の特徴は、共同体の構成主体である「家」が基本的な単位になっていることであり、戦死者個人が尊重されそれが全面的に表現されていることにある。このため、記載情報は、戦死者氏名・戸主名とその続柄・郡町村名・死亡日・死亡場所で、さらに勲功・兵科・階級が記載される。これが、日清戦争になると町村単位に建立されることから、戦死者個人に対する記載はさらに詳細になる。この形が、日本の戦争記念碑の基本形となるが、日露戦争では戦死者の数が大幅に増えたことから物理的にこのような形式の碑石を建造することが困難になり、大幅な簡素化が図られていく。それが、一般的に「忠魂碑」と称されている戦争記念碑であるが、「忠魂碑」が日本の戦歿者慰霊のために建立された戦争記念碑の基本形であるわけではない。地域共同体が建立する戦争記念碑は、前述のように、碑銘・碑文・建立日と、戦死者名又は従軍者（凱旋者）・建立者（発起者）・寄附者の氏名が刻まれるが、物理的制約（戦死者の数と寄附金の額）によりこの中の戦死者に関する情報と建立者・寄附者に関する情報量とに調整が加えられていく。さらに、これも一つの碑石に収まらない場合は、碑銘・建立日・建立者・碑文を刻む本碑と、戦死者や従軍者と建碑にかかわった建立者以下の者に関する情報を刻む副碑又は建碑にかかわる記録を刻む記録碑が造られていく。勿論、戦死者に関する詳細な情報については、戦争記念碑という限られた情報しか刻めない建造物ではなく、日清戦争に見られたような『忠魂誌』といった書籍に委ねるといふ方法も採られるが、これも地域性があり、全国的なものでもなければ、況んや国家的なものでもない。

勿論、戦争記念碑には、ここで挙げたような県市町村といった地域住民によるものだけでなく、師団など軍団隊・戦友・同僚などの関係者による建碑もある。これは、戦後の戦友会などによる記念碑建立に通じるもので、日清戦争において戦友などの軍関係者によって建立された記念碑といったようなものもあるが、系譜的には長崎市の佐古・梅ヶ崎招魂社に建立されている征台役関係記念碑類や東京都墨田区両国の回向院境内に建立されている有馬組による「台湾従軍兵糧方死者招魂之碑」などを起点としつつも、原点的には幕末維新期における同志記念碑によるもので、その意味ではもともと古くから存在するものであった。その一つとして、東京都文京区の小石川音羽にある護国寺境内に建立されている西南戦争戦歿警察官記念碑¹²⁾をみることができる。

この碑は、東京警視第四方面第四分署から出征して死亡した者、すなわち「警部巡查従軍死者二十人」の霊を「同僚悼之建記念碑」として建碑されたものであった。この記念碑は、割石型の碑石が円形の土台石の上に置かれた八角形台座に乗せられたもので、全体の高さは二八四・二センチメートルである。碑石の構造は、正面に題字と碑文が、裏面に戦死者と建立した東京警視第四方面第四分署員の名前を刻む形になっている。

表面は、篆額に二品勲一等親王東伏見嘉彰題額の「記念碑」が、「討薩之役東京警視第四方面第四分署警巡查従軍死者二十人(以下略)」の碑文が、そして末尾に、「明治十三年一月二十八日 東京市小石川区中村正直撰并書」と刻まれている。

裏面には、上段に

戦 死 人

緒方惟典 狩野山弼成 喜多川亀太郎 八重盛政尊 高橋常太郎 永井房之助 川北悌介 遠山余三郎 小林
明躬 常木広順 上野庄太郎 三枝道弘 福井正利 山口作次郎 岩寄中 和田正一 籠谷楯蔵 安藤正之助

本郷雅郎 関口孝久

とあり、その下に「東京警視第四方面第四分署員」として円谷豁以下三〇名の名前が七段にわたって記され、八段目に石田馬之助以下四名の名前が刻まれていた。つまり、この建碑には二一四名の東京警視第四方面第四分署員が同僚としてかわわっていたことになる。

さて、ここに刻まれている戦死者であるが、このなかにも靖国神社に合祀されていない者がいる。それは、八重盛政尊・福井正利・山口作次郎・安藤正之助・本郷雅郎の五人で、その結果、この事例での合祀率は七五パーセントとなる。戦死者で合祀された者を見ると、本籍地別に分けてみていくならば、東京府五人・鹿児島県・福島県・静岡県がそれぞれ二人、青森県・千葉県・石川県・兵庫県・高知県がそれぞれ一人となる。所属部隊であるが、彼らは緒方惟典を除き別働第三旅団警視局に所属して従軍していた。

これを、府県別にみていくと、最も多い東京府では、別働第三旅団警視局に所属していた喜多川亀太郎二等巡査が同年三月一二日に飽田郡漆畠で戦死⁽¹⁰⁾、和田正一四等巡査は山本郡植木で四月六日に戦死⁽¹¹⁾、遠山余三郎三等巡査は阿蘇郡坂梨峠で四月一三日に戦死⁽¹²⁾、狩野山弼成警部補は四月一四日に益城郡飯田山で戦死⁽¹³⁾している。なお、遠山三等巡査の死についての詳細は判らないが、『靖国神社忠魂史』に「情況の視察、報告等のため潜かに熊本城内より出た者、城内に赴かんとする者等も途中賊徒の捕ふる処となり、殺された者⁽¹⁴⁾」として載せられたなかに記されていることから、通常の戦闘中の死亡ではなかった可能性がある。鹿児島県出身者では、緒方惟典二等少警部は第三旅団警視局に所属して従軍し、同年五月八日に搬送先の長崎警視病院で死亡⁽¹⁵⁾、川北悌介三等巡査は六月二四日に鹿児島郡武山にて戦死⁽¹⁶⁾していた。福島県出身者の常木広順三等巡査は山本郡木留で三月二八日に戦死⁽¹⁷⁾し、永井房之助二等巡査は搬送先の東京警視第六病院で一〇月二日に死亡⁽¹⁸⁾している。静岡県出身の三枝道弘三等巡査は三月一五日

に山本郡横平山で戦死¹³⁵し、小林明躬三等巡査は四月六日に山本郡植木で戦死¹³⁶していた。青森県出身の上野庄太郎三等巡査は同年四月六日に山本郡植木で戦死¹³⁷し、千葉県出身の関口孝久四等巡査は四月一日に山本郡横平山で戦死¹³⁸し、石川県出身の高橋常太郎三等巡査は三月一日に飽田郡漆畠で戦死¹³⁹し、兵庫県出身の籠谷楯蔵四等巡査は四月一日に山本郡横平山で戦死¹⁴⁰し、高知県出身の岩寄中四等巡査は四月二日に益城郡御船で戦死¹⁴¹していた。

この東京警視第四方面第四分署に所属し別動第三旅団として従軍し戦死した者のなかで、靖国神社に合祀された者一五人と合祀されなかつた者五人に差があるとすれば、合祀された者は戦闘死者と戦傷死者に遠山三等巡査のように戦闘中の行為に原因したものととして認定された者と、これの原因ではない者(戦病死者など)との違いとみることは出来ない。このように、同じ死に格差を付ける靖国神社合祀に必ずしも承服できない「同僚」や区長などの一般市民は、この二〇人を戦死者として認め建碑し招魂祭を行ったのであった。ここに、天皇制国家における聖別された「死の価値」による差別化に必ずしも納得できない国民や戦友・同僚による「死の同一性」の論理との乖離が生まれる。つまり、日清戦争に見られた国難に殉じた戦死者英霊論による戦争記念碑の建立という現象は、まさしく国家の「死の差別化」への無言の抵抗であったと考えることが出来よう。

ここで形状の問題をみていくが、かつての戦争記念碑研究でみられる一般的な考えとして碑石の形状をもって分類しその意味を解くというものがあるが、これは殆ど意味がない。それは、西南戦争記念碑ですら割石型自然石形だけでなく、愛媛県今治市の今治城内に建立されている西南戦争記念碑のように尖塔形三角柱型石柱もあるからで、形状に特段の意味はないからにほかならない。

この今治の記念碑は、西南戦争に愛媛県の越智郡と野間郡二郡から出征して戦死した「戦没者亦十有余名」の「兵士忠勇殺身以殉国家之難」とし、彼らを慰霊顕彰するために明治一九年冬に有志者が協議し戮力して建碑する



写真5 和歌山県四役戦亡者記念碑
(2014年1月19日筆者撮影)

ことを決め、郡長の賛同を得て明治二〇年四月に建立されたものである。¹⁰⁾この記念碑は、碑文からみると越智・野間両郡の名望家が相謀り招魂祭とともに建立されたもので、初期の戦争記念碑建立の典型的な事例であることが分かる。しかし、この碑石からは建立者にかかわる情報が記載されていないことや、建碑にかかわる記録を刻む副碑がないことから詳細が判らないが、碑石の形状と規模からみて建碑には名望家たちの義捐金だけではなかつたのではないかと思われる。それは、碑石の大きさなどから推測するとかなり大がかりな住民運動によるものではないかと推測されるからである。その背景として考えられるのが、

全国的に見られた徴兵制度支援組織の結成と支援運動であった。いずれにせよ、戦争記念碑についての研究では、特別な例外を除き形状には殆ど意味はなく、基本は建立主体と建碑にどれだけの組織や人々がかわっているかを見ることが基本となろう。

さて、記念塔碑とかかわり西南戦争記念碑として注目しなければならない記念碑としては、和歌山市岡公園に建立された記念碑と滋賀県大津市にある三井寺の奥の山に建立された西南戦争記念碑であろう。前者の和歌山県の記念碑は、佐賀・熊本・台湾・西南四戦役戦亡記念碑とでも言うべきもので、本碑と副碑の二基からなっている(写真5参

照)。本碑は、碑銘を「記念碑」、篆書を「陸軍大将兼議長議定官一品大勲位熾仁親王書」と刻んだ台座式割石型自然石形のもので、規模は碑石が高さ三六六センチメートル、横幅(腹部)一九二センチメートル・(底部)一一〇センチメートル、厚さ一〇九センチメートル、台座は厚さ六六センチメートル・横幅三七八センチメートル・奥行三二六センチメートルであった。^(註)この碑は、旧藩主徳川茂承と陸軍大佐岡本兵四郎閔迪教等旧和歌山藩出身陸軍将校の発起により、佐賀役・熊本役・台湾役・西南役の四役戦亡者四九一人の慰霊のために建立されたもので、明治一二年九月二十四日に式典が行われていた。

この碑を説明する記録碑が、次の副碑である。これは、和歌山県令神山郡廉によつて明治一六年九月に建立されたもので、高さ二〇〇センチメートル・横幅(腹部)一五〇センチメートル・(底部)一一二センチメートル・厚さ一三センチメートルの割石型自然石形であった。碑石正面には、

四役戦亡記念碑側記

嗚呼盛矣哉我和歌山県兵之殉国難也死佐賀役者五人死熊本役者六人死台湾役者三十三人死西南役者四百四十七人四役合四百九十一人佐賀熊本事起倉卒台湾外征皆能応其機毫無踏阻逡巡之色至西南役賊勢猖獗八閱月而平積骸為城釀血為池軫鬪百里守死不屈況如臨時徵募兵奉命即起奮然猛進快戰而死是雖由諸督勵得宜非勇敢知義安能然哉嚮者旧知事徳川茂承与陸軍大佐岡本兵四郎閔迪教等来謀於予大修招魂祭以慰答其靈又欲建碑以不朽之使予任其事閔県士民聞之爭醵金助工乃卜地於城南弁財天山請有栖川親王書記念碑三大字歲時祀之庶幾永終不墜抑我県赴役者前後幾千人而存者亡者幸不幸不待言也然自死者言之得尽其分毫無所憾自存者言之望其碑想見其勇不能無羨嘆之思焉則是碑也非独慰死者亦可以益勸奨我県士氣矣此則是碑之所以建也因紀其由刻諸石以樹于碑側

明治十六年九月

和歌山県令從四位勲三等 神山郡廉

と刻まれている。

徳川政権下において徳川御三家としての地位にあった紀州徳川家治下の和歌山県民は、維新後脇役に甘んじることとなる。しかし、国民皆兵による徴兵制軍隊の創設により、主役を演じる機会が生まれた。それが、明治七年の佐賀の乱から一〇年の西南戦争であつた。この一連の事件を、和歌山県は「四役」として一括して捉えようとしていた。まさしく、国家の運営を担わんとする意図が強調され、国家権力への参画を目指す目的意識が垣間見えてくる。「四役」、すなわち和歌山県では佐賀役で五人・台湾役で三三人・熊本役で六人・西南役で四四七人の戦死者を出していた。しかし、彼ら戦死者を維新政府は均しく捉え扱つことはなく、ここでも日本の戦歿者慰霊の矛盾の原点があつた。

和歌山県では、四役の戦死者を「四役合四百九十一人」として慰霊している。しかし、ここでも靖国神社に合祀されているのは、この内の三三九人⁽¹⁶⁾ではない。それは、佐賀の乱で熊本鎮台歩兵第一〇大隊の須佐為助軍曹・小池弥吉兵卒・田中竹蔵兵卒・神前民五郎兵卒の四人が、台湾出兵は石川幸安信号士官陸軍大尉と中野伊助陸軍兵卒⁽¹⁶⁾が、熊本⁽¹⁶⁾の乱（敬神党の乱）では熊本鎮台砲兵第六大隊の松浦義輔軍曹・木下良助伍長・坂井八十郎伍長・室家惣助伍長の四人が、西南戦争では榎本佐一郎（熊本鎮台歩兵第一三聯隊第一大隊第三中隊伍長）以下三二九人⁽¹⁷⁾で、それは戦死者に対する合祀者の割合が、六九・〇パーセントでしかなかったからにほかならない。つまり、佐賀役が一人、熊本役が二人、台湾出兵では三一人⁽¹⁸⁾、西南戦争では一三八人が靖国神社に合祀されなかつたのである。その合祀率は、佐賀の乱が八〇パーセント、熊本役が六六・七パーセント、西南役は七三・六パーセントで、台湾役にいたつては六・一パーセントと少ない。ここに、国民意識と天皇制国家意識との大きな乖離がみられる。かかる維新政府の戦死者慰霊の判断に反撥するように、国民や住民が自ら主体者となつて慰霊顕彰する日本型戦歿者慰霊の

第4表 和歌山県所属師団
・鎮台別割合

所属部隊	戦死者
近衛師団	77
大阪鎮台	179
熊本鎮台	15
東京鎮台	10
広島鎮台	1
名古屋鎮台	7
教導団	1
游撃隊	43
別動第3旅団	4

形が生まれる素地があつたといえよう。

ここで、資料的限界から『靖国神社忠魂史』第一巻を基に合祀者を事例にこの四役における和歌山県民との関係をみてみていく。まず、第4表からこの四役合祀者の和歌山県所属師団・鎮台別の割合をみると、近衛師団七七人(二二・八パーセント)・大阪鎮台一七九人(五三・一パーセント)・熊本鎮台一五人(四・五パーセント)・東京鎮台一〇人(三・〇パーセント)・名古屋鎮台七人(二・一パーセント)・広島鎮台一人(〇・三パーセント)・教導団一人(〇・三パーセント)と游撃隊四三人(二二・八パーセント)・別働隊第三旅団四人(一・二パーセント)であつた。郷土の軍隊としては大阪鎮台とはなるものの、近衛師団の割合がかなり高く、それだけに旧和歌山藩の位置とともに県民のなかに国家意識が高かつたともいえる。

次に、第5表から和歌山県所属部隊別割合をみていくと、大阪鎮台管下の歩兵第八聯隊一三四人(四〇パーセント)・歩兵第九聯隊二人(六・三パーセント)・歩兵第一〇聯隊一七人(五・一パーセント)と、参謀部・砲兵第四大隊・予備砲兵第二大隊・工兵第二大隊が各一人(〇・三パーセント)にその他三人(〇・九パーセント)、近衛師団が歩兵第一聯隊四〇人(一一・九パーセント)・歩兵第二聯隊二九人(八・七パーセント)・砲兵第一大隊八人(二・四パーセント)、熊本鎮台が歩兵第一三聯隊四人(一・二パーセント)・歩兵第一四聯隊三人(〇・九パーセント)・歩兵第一〇大隊二人(〇・六パーセント)・砲兵第六大隊四人(一・二パーセント)、東京鎮台は歩兵第一聯隊二人(〇・六パーセント)・歩兵第二聯隊五人(一・五パーセント)・歩兵第三聯隊一人(〇・三パーセント)・

第5表 和歌山県所属部隊別割合

大阪鎮台	歩兵第八聯隊	134	広島鎮台	歩兵第一一聯隊	1
	歩兵第九聯隊	21	名古屋鎮台	参謀部	1
	歩兵第一〇聯隊	17		歩兵第六聯隊	1
	予備砲兵第二大隊	1		歩兵第七聯隊	1
	参謀部	1		後備歩兵第四大隊	4
	砲兵第四大隊	1	近衛師団	歩兵第一聯隊	40
	工兵第二大隊	1		歩兵第二聯隊	29
	無所属	3		砲兵第一大隊	8
熊本鎮台	歩兵第一三聯隊	4	教導団	歩兵第一大隊	1
	歩兵第一四聯隊	3	遊撃隊	歩兵第一大隊	6
	歩兵第10大隊	2		歩兵第二大隊	2
	砲兵第六大隊	4		歩兵第五大隊	20
東京鎮台	歩兵第一聯隊	2		歩兵第六大隊	15
	歩兵第二聯隊	5	別三旅団	警視局	4
	歩兵第三聯隊	1			
	工兵第一大隊	2			

工兵第一大隊二人(〇・六パーセント)、名古屋鎮台が歩兵第六聯隊と第七聯隊が各一人に後備歩兵第四大隊四人(一・二パーセント)、広島鎮台歩兵第一一聯隊一人、教導団は歩兵第一大隊一人、遊撃隊は歩兵第一大隊六人(一・八パーセント)、歩兵第二大隊二人(〇・六パーセント)、歩兵第五大隊二〇人(六・〇パーセント)、歩兵第六大隊一人(四・五パーセント)、別働隊第三旅団は警視局の四人(一・二パーセント)であった。これらの数値からみると、和歌山県民が所属する部隊は、大阪鎮台の歩兵第八聯隊を中心とするものではあったが、島根県のようにはっきりとした郷土部隊的な存在にはなっていないかった。

それは、階級別割合ともかわっていた。次の第6表の和歌山県合祀者階級別割合から彼ら戦死者の階級をみると、大尉三人・中尉八人・少尉四人・士官候補生三人・生徒一人・曹長五人・軍曹二人・伍長三七人・兵卒二四〇人・喇叭卒四人・

第6表 和歌山県合祀者階級別割合

大尉	3	軍曹	24
中尉	8	伍長	37
少尉	4	兵卒	240
士官	3	喇叭卒	4
生徒	1	馭卒	4
曹長	5	巡查	4

にわたる駐留中における病魔であった。病魔の猛威は、都督西郷従道中将をはじめとする殆どの将兵が病床に伏していた¹⁰ことから判るように、深刻な状況にあった。

次に、第9表台湾出兵和歌山県戦死者階級別より、戦死者の階級をみると、草創期の軍隊でもあったこともあり、士官二人・下士官三人・兵卒八人・砲卒一〇人・馭卒六人・喇叭卒一人・賄夫二人・従者一人であった。比較的に兵卒の割合が少ないのは、所属部隊の関係がある。

そこで、彼らの所属部隊を第10表台湾出兵和歌山県戦死者所属部隊よりみると、歩兵第一一大隊二人・歩兵第一九大隊七人・歩兵第二二大隊一人・第三砲隊一九人・会計部賄夫二人・陸軍士官従者一人・所属不明一人と、基本的には熊本鎮台兵であった。

馭卒四人・巡查四人で、将校と下士官が一四・二パーセントとかなりの割合を占めていた。幕末維新期の和歌山藩の位置にかかわっていたものとみられる。

ここで靖国神社合祀者が極端に少ない台湾役をみていくが、台湾役については戦死者についての詳細な資料が残されていることから、それを踏まえて具体的に検討してみると、まず和歌山県の台湾出兵戦死者は次の第7表のようになる。

この第7表をもとに、死亡場所をみていくと、第8表のようになる。

死亡場所は、戦地である台湾では一七人（五一・五）と圧倒的に多く、ついで内地還送中の高砂丸船内での三人（九・一パーセント）であるが、還送先の長崎でも一三人（三九・四パーセント）が死亡していた。このなかで、死地が台湾とはいえず戦闘死したのは石門と台湾爾乃社での討伐戦闘中のものではなく、大半は長期間

第7表 和歌山県台湾出兵戦死者一覧

氏名	死因	死亡日	享年	場所	職名官位	所属部隊	族籍等
土生釜平	病死	11月29日		長崎	少尉	熊鎮歩第22大	土族
山本晴義	病死	10月20日		長崎	軍曹	熊鎮第三砲隊	土族
木村義明	病死	7月16日		長崎	伍長	熊鎮第三砲隊	県
岩橋慶晴	病死	1月1日*		長崎	伍長	熊鎮歩11大1中	県
中野伊助	戦死	6月2日	24才	爾乃社	兵卒	熊鎮歩19大3中	農
石川幸安	戦死	12月14日	23才	石門	大尉		貫属土族
柳谷又三郎	病死	9月14日	23才	台湾	兵卒	熊鎮歩19大2中	農
田中虎吉	病死	9月29日	21才	台湾	兵卒	熊鎮歩19大2中	農
宮野亀吉	病死	11月22日	23才	台湾	兵卒	熊鎮歩19大2中	農
内山源三郎	病死	9月15日		高砂丸	兵卒	熊鎮歩19大2中	県
松本国次郎	病死	10月16日		長崎	兵卒	熊鎮歩19大4中	農
有田正行	病死	12月31日*		長崎	兵卒	熊鎮歩11大4中	土族
杉本英之助	病死	10月4日	20才	台湾	兵卒	熊鎮歩19大4中	土族
坂上正明	病死	6月7日	20才	台湾	砲卒	熊鎮第3砲隊	商
堀江誠喜	病死	9月7日	22才	台湾	砲卒	熊鎮第3砲隊	土族
小川正行	病死	9月8日	22才	台湾	砲卒	熊鎮第3砲隊	農
細部義長	病死	9月13日		台湾	砲卒	熊鎮第3砲隊	土族
中西信良	病死	10月4日		台湾	砲卒	熊鎮第3砲隊	県卒
三田嘉守	病死	10月5日		台湾	砲卒	熊鎮第3砲隊	土族
寺沢大輔	病死	9月20日		長崎	砲卒	熊鎮第3砲隊	土族
山本永貞	病死	10月24日		長崎	砲卒	熊鎮第3砲隊	県
山本国故	病死	9月15日	22才	台湾	砲卒	熊鎮第3砲隊	県
木村宗辰	病死	10月15日		高砂丸	砲卒	熊鎮第3砲隊	農
著尾高吉	病死	10月4日		台湾	馭卒	熊鎮第3砲隊	土族
西岡久之進	病死	10月15日		高砂丸	馭卒	熊鎮第3砲隊	県卒
田中徳兵衛	病死	11月7日		長崎	馭卒	熊鎮第3砲隊	農
日置金敬	病死	9月29日		台湾	馭卒	熊鎮第3砲隊	県卒
瀬戸延行	病死	10月25日		長崎	馭卒	熊鎮第3砲隊	県卒
亀井儀平次	病死	10月27日		長崎	馭卒	熊鎮第3砲隊	土族
屋代 禱	病死	9月13日	23才	台湾	喇叭卒	熊鎮第3砲隊	県卒
寺木定七	病死	9月16日	25才	台湾	賄夫		平民
寺木嘉吉	病死	11月12日		長崎	賄夫		
南方定次郎	病死	12月1日		長崎	従者		農

出典：『西郷都督と樺山大将：西郷都督樺山総督記念事業出版委員会・昭和11年より作成。

略表記：死亡日は、*は明治8年、それ以外は明治7年。

享年は、記載の無い者は不明者。

所属部隊の表記は、熊本鎮台歩兵は熊鎮歩、熊本鎮台は熊鎮と略した。

表記中、大は大隊、中は中隊を指す。

族籍欄で県のみ記載は、記録上「和歌山県」とのみ記載のあるもの、空欄は記載の無いものを指す。

第9表 台湾出兵和歌山県
戦死者階級別

士官	2人
下士官	3人
兵卒	8人
砲卒	10人
馭卒	6人
喇叭卒	1人
賄夫	2人
従者	1人

典拠：『西郷都督と樺山大将』
(前掲) より作成。

第10表 台湾出兵和歌山県
戦死者所属部隊

歩兵第11大隊	2人
歩兵第19大隊	7人
歩兵第22大隊	1人
第3砲隊	19人
なし	1人
その他	3

典拠：『西郷都督と樺山大将』
(前掲) より作成。

宗総本山長等山園城寺三井
賀県大津市にある天台寺門
くことにする。これは、滋

碑で特徴的な位置を占めて
いる滋賀県の事例を見てい

が、四役記念碑建立の背景
にあったのではなからうか。

一人の平均年齢二二・三年であつた。維新时期という状況と建軍草創期の軍隊の実態がみえてくる。このように、和歌山県は薩長のような位置を占めることはなかつたもの、維新政府を支える立場にあつたことが判ってくる。これ

第8表 台湾出兵和歌山県
戦死者死亡場所

台湾	17人
船内	3人
内地	13人

典拠：『西郷都督と樺山大将』
(前掲) より作成。

次に、第11表の台湾出兵和歌山県戦死者族籍から戦歿者の族籍をみるが、士族が一人と全体の三三・三パーセントを占めていたが、農民が九人・商人一人・平民一人・卒五人・不明五人・記載の無い者一人で、士族以外の徴兵の兵士が比較的多くいた。もつとも、草創期であることから士族以外の者の割合が比較的少ないとはいへ、それは近代への移行期における依然とした封建制的性格を色濃く残しながらも近代的軍隊への変質をとげはじめている状況を示していよう。なお、彼らの年齢(一二名分しか記録されていない)であるが、限られたなかで見ると死亡時の年齢は二〇才から二五才までで、二〇才二人・二二才一人・二三才三人・二三才四人・二四才一人・二五才



写真6 滋賀県西南戦争記念碑
(2004年11月27日筆者撮影)

第11表 台湾出兵和歌山県
戦死者族籍

士族	11人
農	9人
商	1人
平民	1人
卒	5人
不明	5人
記載なし	1人

典拠：『西郷都督と樺山大将』
(前掲)より作成。

寺の奥の御幸山に建っている尖塔式四角錐形台座付の明治初年戦役記念碑¹⁰⁾で、高さ六五六センチメートルの記念碑本体(写真6)には、正面に「記念碑」、裏面に「陸軍少将正五位勲二等三好重臣書」と刻まれている。この碑は、西南戦争で戦死者した滋賀県の将兵を慰霊するために、大阪鎮台大津官所第九聯隊の士官などが相謀って園城寺境内に建立したものであった。また、入り口の門柱からこの記念碑建立には真宗本願寺派第二一世貫道大教上大谷光尊がかかわっていることが判る。本碑の形状であるが、高さ六五六センチメートル尖塔式四角錐形の碑石柱は、底部の

横幅が一〇三・七センチメートル、奥行き九三センチメートルで、写真7にある台座は、一段目が高さ七四・五センチメートル、二段目の高さが一六・五センチメートル、三段目にいたる扇形の袖部が厚さ一一・七センチメートル・正面横幅九七・七センチメートル・幅が左右合わせて四四八・五センチメートルとかなり大きなものであった。

この記念碑は、小高い御幸山の山頂部を切り開いて築かれた敷地に建立されたもので、その構造は山の斜面を削り、前部側の斜面に長さ七一メートル八

かなり広い敷地に築かれた一連の構築物である。本碑の付属的構築物として、写真9のように本碑を取り囲むように配された高さ三三・五センチメートル、幅三〇・二センチメートルの枠石が三〇メートル四四センチメートルにわたって稲妻形に置かれ、さらにこの枠石に付随するように門柱と二四段の石階段が設けられた。建築的には、かなり大がかりな土木工事が必要になるが、それが可能であったのは恐らく建立主体にかかわっているのではないかと思われる。このように、この碑はかなり凝ったもので規模も極めて大きいものではあるが、今は多くの人の記憶からは忘れ去られた過去の遺物と化したものになっている。



写真7 台座部分(前同)



写真8 台座側左面の碑文(前同)

一・五センチメートルにわたって築かれた高さに四メートル二〇センチメートルの石垣が積み、後側の背にも長さ五メートル四七センチメートル、高さ一メートル三センチメートルの石垣が積まれて平に削られた



写真9 門柱と稲妻形壁石 (前同)

れていることから、階段を含めこの滋賀県西南戦争記念碑にかかわる全ての構築物が完成したのが明治一三年五月二四日ということになる。この記念碑の性格は、招魂堂的な慰霊施設的構造をしていることにある。全体的には山の斜面を切り開いたもので、五〇センチメートルの高さの石積みだが、そこに高さ四二〇センチメートル・九段の階段が付けられ、この階段の登り口と登り切ったところに「本願寺」と記された門柱がそれぞれ左右に配され、そこに広がる空間に高さ三三・五センチメートル・幅三〇・二センチメートルの石壁が三〇四四センチにわたって堡塁形に囲み、その中央部に本碑が建てられていた。

この碑の特徴は、西南戦争の記念碑としてはかなり大規模なものではあったが、建立主体が軍関係者であった点にある。この記念碑は、「佐賀熊本山口之叛乱」から「明治十年二月西郷隆盛叛」において戦死した「百七十余人」(以上碑文より)の殉難者の霊を「園城寺内」に「征西之功績」と合わせて弔うという目的で、「大津第九聯隊陸軍士官某等建碑」されたものであった。それは、「征西」に殉じた者すら靖国神社に合祀された滋賀県人は一三八人に過ぎなかったことも、建碑の切っ掛けになったものと思われる。

この記念碑の建立は明治一一年八月又は九月といわれるが、それはこの碑に刻まれた滋賀県令籠手田安定と歩兵第九聯隊長山口素臣陸軍少佐の碑文の日付によるもので、実際に竣工したのは記念碑の入り口にある門柱に「明治十三年五月廿四日竣成」と記さ

第12表 滋賀県三役合祀者

敬神党の乱	1
西南戦争	138
竹橋事件	1

第13表 三役戦死者滋賀県所属
鎮台・師団・部隊等

大阪鎮台	109
近衛師団	10
熊本鎮台	4
名古屋鎮台	2
東京鎮台	2
游撃隊	4
別三旅団	9

本碑にかかわる文字情報であるが、碑石の正面には「記念碑」、後面には「陸軍少将正五位勲二等三好重臣書」と刻まれている。また、記念碑の両翼にあたる左翼側壁(写真8)には「明治十年二月西郷隆盛」以下の碑文が刻まれているが、これは明治十一年八月の日付を入れた籠手田県令の文と滋賀県七等属伊藤紀の書になるものであった。また、右翼側壁にはこの記念碑は戦死者を慰霊するために博交社員と各隊が協力しさらに軍人軍属の義捐によって砲台を模して築いたものであるといった、建碑の経緯を記した山口少佐の碑文が刻まれている。また門柱であるが、上部の正面には「本願寺」、左面には「明治十三年五月廿四日竣成」と、右面には「寄附 真宗本願寺派第二十一世實道 大教上大谷光尊」と刻まれている。

さて、明治初期の戦役・事件で戦死し靖国神社に合祀された滋賀県出身者は、第12表のように、熊本役(敬神党の乱)で一人・西南戦争で一三八人・竹橋事件で一人であった。敬神党の乱では明治九年一月二十六日に熊本鎮台歩兵第一三聯隊第一大隊第一中隊の新舞清八伍長⁽¹⁵²⁾が戦死し、日本陸軍最初の叛乱事件となる竹橋事件では同一年八月二三日⁽¹⁵³⁾に近衛師団歩兵第一聯隊第一大隊第四中隊兵卒の北川庄太郎⁽¹⁵⁴⁾が戦死していた。西南戦争では、滋賀県最初の犠牲者となったのが明治一〇年二月二七日に戦死した大阪鎮台歩兵第八聯隊第二大隊第二中隊伍長の原脩三⁽¹⁵⁵⁾で以下一三八人が戦死者として靖国神社に合祀されていた。

この三役における彼ら戦死者についてみていくが、まず所属部隊は第13表と第14表のようになる。第13表のように、大阪鎮台が一〇九人(七七・九パーセント)・近衛師団一〇

第14表 三役戦死者滋賀県所属部隊等

大阪鎮台	歩兵第八聯隊	1
	歩兵第九聯隊	99
	歩兵第一〇聯隊	5
	砲兵第四大隊	1
	後備歩兵第五大隊	1
	予備砲兵第二大隊	1
	工兵第二大隊	1
熊本鎮台	歩兵第一三聯隊	2
	歩兵第一四聯隊	2
近衛師団	歩兵第一聯隊	6
	歩兵第二聯隊	2
	砲兵第一大隊	2
名古屋鎮台	歩兵第六聯隊	2
東京鎮台	歩兵第一聯隊	2
游撃隊	歩兵第二大隊	4
別三旅団	警視局	9

人(七・一パーセント)・熊本鎮台四人(二・九パーセント)・名古屋鎮台と東京鎮台が各二人(二・四パーセント)・游撃隊四人(二・九パーセント)・別働隊第三旅団九人(六・四パーセント)と、大阪鎮台兵が基幹部隊となっている。大阪鎮台兵とはいえその中核は歩兵第九聯隊で九九人で七〇・七パーセントを占めていた。なお、游撃隊は歩兵第二大隊であった。

合祀者の階級別割合では

第15表 三役戦死者滋賀県階級別割合

少尉	2	喇叭	2
軍曹	4	馭卒	2
伍長	15	警部	2
兵卒	106	巡查	7

第15表のように少尉二人・軍曹四人・伍長一人・兵卒一〇六人・喇叭卒二人・馭卒二人・警部二人・巡查七人と、士官は僅か一・四パーセントでしかなく、喇叭卒・馭卒を含めた兵卒が七八・六パーセントを占めていた。ここに、維新期における滋賀県の立たされていた位置がよく分かる。それとの関係があるのか、滋賀県の西南戦争記念碑は和歌山県とは大きく異なっていた。

もっとも、ここで挙げた西南戦争の記念碑は、全国的には決して一般的なものではない。一般的には、追記形のもので、多くが日清戦争において初めて戦争記念碑を建立する際にそれまでの戦死者を合祀して慰霊顕彰するとい

うものであったからだ。その典型的な事例として、愛知県西尾市上町の実相寺境内に建立されている戦争記念碑群をみていく。ここには、西南戦争記念碑・日清戦争戦捷従軍記念碑・維新以降殉国忠死軍人碑・日露戦争戦勝記念碑・大東亜戦争英霊碑が建立されている。⁸⁶⁾ここで注目したいのは、西南戦争と日清戦争にかかわる三基の記念碑についてである。この三基の記念碑は、(a)西南戦争記念碑が「明治十年西南役記念碑」(明治三〇年三月建之・西野町村)、(b)日清戦争記念碑が「明治二十七八年戦役記念碑」(明治三〇年三月建之・西野町村)、(c)維新以降殉国忠死軍人碑が「忠死軍人碑」(明治三〇年四月建之・西野町村)で、これら碑石の概要は、次のものである。

(a) 西南戦争記念碑

形状 四角柱型

規模 高さ二四九・五センチメートル、横幅二九・六センチメートル、奥行き一六・四センチメートル

碑面 (正面) 明治十年西南役記念碑

(右面) 従四位勲三等子爵松平乗承君書

建設委員 杉浦九衛 小林幸衛 稲垣和蔵

(裏面) 陸軍歩兵加藤閑蔵 陸軍歩兵榊原竹次郎 陸軍歩兵稲垣彦太郎 陸軍歩兵近藤仁 市

陸軍歩兵杉浦辰次郎

明治三十年三月建之 西野町村中

発起人 征清役従軍兵有志者

(b) 日清戦争記念碑

形状 自然石型台座付

規模 (碑石) 高さ一八二・八センチメートル・横幅八七・二センチメートル・厚さ三二・一センチメートル

(台座) 高さ二六・八センチメートル・横幅一七四・五センチメートル・奥行き八四・八センチメートル

碑面 (正面) 明治二十七八年役記念碑

陸軍中将正四位勲二等男爵茨木惟昭書

(裏面) 従軍者

陸軍歩兵曹長 勲八等 杉田寿太郎 (以下二名省略)

発起人 伊藤庄一郎 (以下一八名省略)

建設委員 稲垣和蔵 (以下三名省略)

明治三十年三月建之

西野町村

(c) 維新以降殉国忠死軍人碑

形状 自然石割石型台座付

規模 (碑石) 高さ一四六・五センチメートル・横幅九四センチメートル・厚さ二二・八センチメートル

(台座) 高さ四三・五センチメートル・横幅一三四・二センチメートル・奥行き四七・五センチメートル

碑面 (正面) 忠死軍人碑

明治維新以降吾西野町村出身軍人而殉国家之難者有四氏曰近衛歩兵一等卒加藤閑蔵陸軍歩兵二等

卒山田金次郎陸軍歩兵一等卒高須彦太郎近衛歩兵二等卒岩田豊松而加藤氏十年之役授命於向坂之
戦山田氏廿七八年之役殞身於朝鮮平壤之戦也高須岩田二氏同年之役不幸為二堅所侵或入于義洲野
戦病院或溜于台湾兵站部各事療養竟以不起惜天今茲丁酉夏闔邨有志者懷諸氏以身殉国家之難而又
恐其躋湮没而無聞于後也相議各捐義金建碑于実相寺側以謀不朽可謂美善矣幹事者某請余銘之銘曰

内冠外患 沐雨櫛風 戰病雖異 忠節斯同

郷人膏議 卷石維龔 栄名千古 留在瑞峰

明治三十年四月十五日

瑞境山実相安国禅寺住持沙門宮路宗海識

勅賜判任待遇赤十字社員内田不賢額併書

斎藤勘四郎鐫

(裏面) 明治三十年四月建之

西野町村

建碑委員 稲垣和蔵 杉浦九衛 小林幸衛

この愛知県幡豆郡西野町村の記念碑の特徴は、国民的戦争となった日清戦争に勝利しその戦勝記念事業として国民的運動となつて全国的に起こつていた、日清戦争記念物建設運動の一つとして行われた戦争記念碑建立として、(b)の日清戦争記念碑が建設されることにかかり、過去に遡及しその一つとして西南戦争従軍者顕彰と西南戦争戦死者の慰霊追頌が行われたということにあつた。それが、(a)の西南戦争記念碑であつた。

日清戦争を切つ掛けとして、全国的な徴兵制施行により国家の軍隊となりしかも皇軍兵士として従軍した者を郷

士の誇りとして顕彰しその功績を讃えるとともに、その戦死者を国難に殉じた忠霊として祀りその功績と名前を不朽のものとして刻んでいくという戦争の記憶の記録化運動が起こり、その一つとして戦争記念碑が建立されていく。つまり、島根県の西南戦争記念塔建設運動が異例で、一般的にはこの西野町村のような日清戦争戦捷記念事業としての日清戦争記念碑建立の際に、同じ共同体内での平等性を担保するために改めて日清戦争以前の戦役などの顕彰が行われて(a)の建碑がなされ、さらに招魂祭などを通じて日清戦争戦死者慰霊に合わせ、西南戦争などの日清戦争以前の戦死者の追祀が行われ、その名前が刻まれていく。それが、(c)の維新以降殉国忠死軍人碑であった。

もっとも、西野町村の記念碑の特徴は、従軍記念碑と忠魂碑とが分けられて建立されるということにあった。実は、全国的に見ていくと、日清戦争の際に西南戦争を追記するために西南戦争だけを単基で建立するということが例外的で、一般的にみられるのは後述のように一つの碑石に纏められ戦死者が刻まれるとともに、従軍者までもが追記されるというものである。さらに注目しておかなければならないのは、(c)の維新以降国難に殉じた軍人を祀るとした「忠死軍人碑」で、これは、碑銘にかかわらずまさしく忠魂碑の原形ともいえるものであることで、日露戦争を忠魂碑の起源とする考えは間違いである。

この「忠死軍人碑」を建立したことから、西野町村では一〇年後の日露戦争の戦勝を記念して「戦勝碑」と題した記念碑を明治四〇年九月に建立していた。この碑は、「明治三十七八年役戦病死者」として陸軍歩兵一等卒勲八等杉田清松以下五名と、「全従軍者」として陸軍歩兵少尉正八位勲六等杉田寿太郎以下七八名の名前が刻まれるだけで、そこには詳細な記録はない。戦後経済と建碑負担との関係及び関係者の数から簡略化されていたもので、それが大原の言う「忠魂碑」の様式(註21参照)ということになる。いずれにせよ、西野町村では各戦役毎に建碑されるようになる。各戦役毎に建碑が行われ、そこで全てが処理されるといふ連続性と一貫性が貫徹されていっ

たのであった。この考えは、戦後も継承され、昭和二十七年一〇月に稲垣和以下一九名の発起人により西野町英霊碑建設会が設立した「英霊碑⁽⁸⁾」は、碑石の裏面に刻まれた「大東亜戦争戦歿者芳名」として、下町の村松周蔵以下七名の名前が刻まれているだけのものになっていた。

このように、単碑型となる西野町村の西南戦争記念碑は、日清戦争を契機に建立されたものであるが、その建碑は「発起人征清役従軍兵有志者」とあるように、日清戦争従軍兵士有志者の発起により西野町村の有志者の義捐金等によるものであった。なお、そこに刻まれている五名の内、加藤閑蔵は(c)の碑文にあるように戦死者である。加藤は近衛師団歩兵第二聯隊第二大隊第二中隊に所属して従軍し、田原坂の戦闘に参加し明治一〇年三月二〇日に山本郡向坂で戦死⁽⁹⁾した。なお、榊原竹次郎以下四名は(c)の碑文に戦死者として記されていないことから無事に凱旋できたものと思われる。

いずれにせよ、徴兵制を導入し国民軍としての建軍を目指しはじめたとは言え、依然として維新の官軍的色彩の強い明治一〇年頃までの軍隊と、国民国家としては完成してもいなかっただ封建的人民意識が強かった時期の戦争や外征について、多くの人々はそこに従軍し戦死した者への思いを共有するには至らなかつた。

ここで、西南戦争と日清戦争における戦争記念碑の基本形を見ていくことにする。その事例として、岐阜県大野郡の二つの村の戦争記念碑を挙げる。まず、岐阜県高山市江名子町の郷社式内荏名神社の向側に建立されている岐阜県大野郡大名田村征清忠魂碑⁽¹⁰⁾であるが、これは本碑と副碑の二基一対型のもので、形状が自然石台座石付き割石型自然石形のもので、規模は碑石が高さ二六五・五センチメートル、横幅が腹部で一・一五センチメートル・底部一・二・六センチメートル、厚さは腹部が五センチメートル・底部三・一センチメートルである。台座は高さ二二センチメートル・横幅二二センチメートル・奥行き一一六・八センチメートルと、日清戦争においては一般的

なものである。碑石は、正面に「征清忠魂碑」、裏面に「明治卅三年四月 大名田村建之」と刻まれていた。

副碑は碑文石で、自然石台座石付き割石型研磨形である。規模は、碑石が高さ一六三・八センチメートル、横幅が腹部七六・七センチメートル・底部七二・六センチメートル、厚さは腹部一八・一センチメートル・底部二七・二センチメートルであった。一方、台座は高さ三三・一センチメートル、横幅一一二センチメートル、奥行き六七センチメートルである。碑石の正面（裏面や側面には記載がない）には、

故陸軍歩兵二等軍曹反中豊吉者本所大野郡大名田邨反中惣吉二男也明治廿七年九月從軍于征清之役發清国大連湾航行中適罹疾終没于広島陸軍臨時病院壯齡廿九歳実廿八年七月一日也忠勇之魂可招嗚呼悲矣而本邨同此役者曰保木友之助、丸田利助、岩田初之助、門前友之助、蜘蛛弥二郎、東本秀之助、牧个墅栄次郎、野村兵之助、今川鶴之助、高柳辰之助、川尻莊之助、中川久太郎、北平鶴之助、鴻巣安之助、二反田益太郎、山崎徳之助、桜本吉之助以上十七人咸為国家從軍而各有功者也併勒其氏名於石以伝不朽銘曰

錦嶺之美 錦水之妍 勝景鍾此 名譽著然

水兮不尽 山兮不霽 其人其役 与山川伝

明治卅三年四月

大名田村建之

富田豊彦撰並書

高原忠吉郎刻

と刻まれている。

この戦争記念碑の特徴は、典型的な日清戦争記念碑であることだ。典型的な記念碑というのは、第一が建立主体が村といった地域共同体（但し、村費といった公費ではない）であること、第二が戦死者に関する情報として所屬・兵科・階級・氏名・出生地・戸主との関係・軍曆・戦歴・死因・死亡場所・享年が記録されていること、第三が建

立目的が死者を慰霊するとともに戦死者の戦功を讃え忠義なる殉国者であることを称し顕彰すること、第四は戦勝が共同体の功勞でもあり誇りであることとしてそれを担った従軍者を讃えるために凱旋者・従軍者の名前を刻む顕彰碑的役割を果たすことといったことにあるからにはかならない。さらに注意しなければならないのは、この記念碑は碑銘を含めて「忠魂碑」として建立されていることだ。基本的には、碑銘に「忠魂碑」という文字を刻んで建立されるのは、繰り返すが日清戦争からで、決して日露戦争からではない。

このように、日清戦争において全国的に建立されることになる戦争記念碑のなかで、特徴的なものが、日清戦争以前の戦争を記念したり戦死者を慰霊するという遡った複合的に建立されていくという、共同体内での一体性の原理による建立である。それには、西野町村の西南戦争記念碑のような単独型又は独立型と、日清戦争での戦死者を記念するために敢えて先の戦争・戦役で戦死した将兵を遡って祀るために建立された合葬型・合祀型の記念碑がある。一般的には、後者の合葬型・合祀型の記念碑の方が多い。

その事例として、岐阜県高山市新宮町の新宮神社境内に建立されている「上枝村旌忠碑^⑧」をみる。この碑は、自然石台座石付き割石型研磨形のもので、規模は、碑石が高さ二八五センチメートル・横幅(腹部)一三八・三センチメートル・(底部)一四六センチメートル・厚さ(腹部)一八・三センチメートル・(底部)二六・四センチメートル、台座が高さ四〇センチメートル・横幅二二・八センチメートル・奥行き一二三センチメートルのもので、碑石には次のように刻まれている。碑石正面は、

旌 忠 碑

殉難三士碑銘

陸軍砲兵大佐從五位勳四等功四級

押上森感篆額

国家有事之日挺身奮戰以全大義或為瘡厲所侵暴屍異域如我三士者謂之忠臣烈士豈不可哉按狀三士曰清水佐兵衛

曰池田長松曰大溝安之助並我飛驒大野郡上枝邨人佐兵衛明治九年四月入歩兵第七聯隊十年二月出戡定越中砺波郡乱民三月鹿兒島賊徒作乱乃入別働第一旅団赴肥後日奈久始戰立神邨更転戰肥薩之間進抵鹿兒島為斥候兵偵伺武邨近傍適為敵彈所傷既而脚疾劇癉九月十八日遂没年廿三歲長松明治廿年十二月為徵兵入歩兵第十九聯隊廿七年征清役起其八月長松從師抵朝鮮進入清國盛京省更戰二道河子拆木城海城興乾泉堡廿八年三月戰於鞍山店牛莊田莊台各有功就中田莊之役先衆奮戰士氣為振六月全軍凱旋長松適罹疾七月八日遂没広島陸軍病院年廿八安之助廿五年十二月始入近衛歩兵第三聯隊廿八年三月応命赴清國大連灣經金州至旅順口六月航台湾七月十三日從台北進溯大姑隘河時匪徒陰起襲我孤軍我軍奮闘死傷略尽安之助亦中丸而斃時年廿四年嗚呼此三土生同郷里死異境土而其死同為国殉難可不謂忠矣哉今茲四月有志者相謀將勒其功於石以伝不朽徵銘於予因叙梗概係以銘曰

見量之岳

河上之川

混々流北

魏々聳天

鍾美此地

忠勇並肩

奮激殉国

大節炳焉

山兮高峻

水兮清研

茲録嘉績

万古長懸

明治三十二年五月

飛驒高山

田中登作撰

富田豊彦書

湯万年刻

とあり、碑石裏面には、

征清従軍兵士

森本由之助	瀬戸直之助	野中長太郎	石田徳之助	大垣内鶴之助	松葉万之助	井口梅之助
道下安之助	都竹虎之助	坂下石松	田原亀吉	岩本藤之助	平田鉄之助	清水友之助
大沢栄太郎	表常之助					

上枝村民建

となつてゐる。

この碑は、日清戦争記念碑では典型的なもので、徴兵制軍隊となつてから地域社会に徴兵支援組織が作られそれが母体となつて徴兵制度の円滑な運用が可能となり、それに伴い地域住民に帝国臣民としての義務に関する意識形成を施して国民意識を醸成させてきたという基盤の上に、国民的戦争として戦われた清国との戦争に勝利したことを村の大きな出来事であると位置付け、その記録を残そうとし、共同体内での一体性と一貫性を求め、日清戦争以前の戦争にも遡及して顕彰しようとしたものでもある。これに類する記念碑は、日露戦争記念碑にもみられるが、それが日清日露二戦役記念碑であり、日清北清日露三戦役記念碑となる。これらの多くは、日清戦争で建碑のなかつた所で多くが建立されていく。

碑銘でいうと、旌忠碑の類いは、尾張藩主が建立した旌忠社にもみられるように維新期に多く見られるもので明治二〇年代以降になると多くはない。この碑文で注目したいのは、第一が「国家有事」の際に上枝村民が挺身奮戦して大義を達成したこと、つまり個人の功労に対する顕彰が、地域共同体構成員の功労によるものであるという国民的意識の萌芽がみられる点にある。第二は、戦場となった異域に斃れ屍を曝さざるを得なかつた三人の村民は、上枝村から出征したのであり、不幸にも銃弾や罹患により凱旋を果たせなかつたとして、かれらの死を国難に殉じた「忠臣烈士」として村の誇りとして讃えその霊を慰め鎮める点である。第三は、「忠臣烈士」の三人の詳細を刻みその勲功を讃えんとし、その詳細を碑文に認め後世に伝えようとしている点にある。

先ず、清水佐兵衛兵卒は「我飛騨大野郡上枝町人」で、明治九年四月に名古屋鎮台歩兵第七聯隊に入隊し同一〇年二月に越中砺波郡乱民の戡定に出動し、次いで三月に鹿兒島賊徒討伐のために歩兵第七聯隊第一大隊第二中隊別働第一旅団に属して従軍し、各地を転戦し斥候として偵察の任務を担っていたが、武村近傍で敵弾のために負傷し、九月一八日に大坂臨時陸軍病院で歿している。^(原)享年二三歳であつた。天皇の軍隊の皇軍兵士となる徴兵制軍隊

の兵士は、決して外国との戦争だけに動員されるわけでもそこで戦死したわけではない。清水のように、越中砺波郡乱民の鎮圧に動員された者もいたが、敢えて書かないが全国の陸軍墓地の墓石を悉に見ていくと地方農民の一揆の鎮圧で死亡した者を見つけることがある。徴兵の兵士であるからといって、地域の住民との意思疎通が一体化するのは、殆どが外国との戦争の犠牲者に対してであって、「敵」が同胞ではない場合でしかない。明治初期、徴兵制軍隊の兵士は郷土の同胞の叛乱の鎮圧にも携わらされていたのであった。それ故、徴兵が嫌われ敬遠され忌避されていく。民衆にとつて、軍隊は敵でもあった。それが、郷土の軍隊となっていくのは、警察制度が確立し国内治安を担う体制が整い国内が安定してきたことと、国民軍として認識され国民的戦争の担い手として理解されてからである。陸軍墓地を、一概に「聖地」とするのはあまりにも実態を無視した短絡的な論理でしかない。

一次の池田長松は、明治二〇年一二月に徴兵により第三師団歩兵第一九聯隊に入隊していたが、同二七年八月に「征清役」が起り八月に予備役として召集され歩兵第七聯隊第三中隊に属し朝鮮から清国の盛京省に進撃し二道河子・柞木城・海城の戦闘に加わり、さらに二八年三月には鞍山店・牛莊・田莊台の激戦に参加し、なかでも田莊台の激戦では勲功をあげるなど奮戦したが、平和恢復後の六月に全軍凱旋となったものの、不運にも罹患し七月八日に広島似島臨時陸軍検疫所避病院で歿した。⁸⁴⁾ 享年二八歳であった。

さらに、大溝安之助は、明治二五年一二月に近衛師団歩兵第三聯隊第二大隊第五中隊に入隊し現役兵として二八年三月に出征し清国の大連湾を経て金州・旅順口に赴いたところで台湾に派遣され六月に台湾に上陸し、七月三日に三角湧で戦闘死している。⁸⁵⁾ 享年二四歳であった。

このように、基本的には故人の所屬・兵科・階級・軍歴・戦歴などが記載され、それをもって所謂「忠魂碑」として建立していったものであった。もっとも、この碑の特徴は、まさしく戦死者だけでなく、凱旋者を従軍者と

して記録していることにある。つまり、第四として、碑石裏面に「征清従軍兵士」として森本由之助以下一六名の名前が刻まれていることにある。さらに、第五として挙げなければならないのが、建立者の記載方法である。日本の記念碑には、国際的に見ると必ずしも一般的ではない、建立にかかわる基本的情報が刻まれている点にある。しかも、その記念碑建設にかかわる呼び掛け人や賛同者などの名前はもとより、経費負担や敷地の提供、建築にかかわる労働力の提供までかなり詳細である。勿論、このような多くの情報を一つの碑石に纏めることは戦死者情報と合わせて困難であることから、副碑として別に記録碑を建てその建設の記録を後世に伝えようとする。

このような記念碑のかたちは、日本の記念碑が忠魂碑であろうと慰霊碑であろうが、国家に強制されたためで国家のためのものでもなく、飽くまでも地域共同体の記録として共同体の構成者の共通の記憶として伝承していくためのものであるからで、出征者を送り出していった共同体が戦死者やその遺族にその意義を説明し送り出していった事への責任をとることにあつたからでもある。

したがって、一九四五年の敗戦は、それらの論理が破綻したことを意味する。それにより、戦後建立された多くの記念碑は、共同体によるものが圧倒的に少なくなっていく。このため、戦後の戦死者の慰霊は戦歿者慰霊として行われ、しかもその主催者たる主体は建立を含めて当事者たる遺族や直接の関係者となっていくことから、基本的に地域共同体はかわってこないことになる。それは、戦争に対する考え方について共同体内にさまざまな議論が起り、一つに纏めきれないという現実が横たわっているからにほかならない。このことは、靖国問題に象徴的に表れているように、過去の戦争及び大日本帝国という国家の行ってきた行為に対する評価にまでおよび根本的な問題に繋がっているからでもある。

結

このように、松江城内に建立されていた記念塔碑は、日本の戦歿者慰霊と戦争記念碑の原点に近いものであったのみならず、戦歿者慰霊と戦争記念碑の日本の特徴の源流をも示す貴重な存在の建造物であった。しかも、この記念塔碑は日本の戦争記念碑に関する定説をも書き直す歴史的にも重要な役割を果たすものでもあった。

ここで、本論で論証してきたことを整理し纏めると次のようになる。

第一は、松江の記念塔碑は西南戦争に直接的な関係を持つたものではなく、世俗的な西南戦争十周年記念事業を切っ掛けにしたものであったことで、その建立は日本の戦争記念碑の嚆矢的な位置にあるとともに日本の戦争記念碑の特徴を表していること、第二は、松江の記念塔碑は飽くまでも西南戦争の戦死者を慰霊するためという内戦犠牲者を対象にしたものであったことから、建立運動そのものと建立された記念碑の果たす役割は戦争記念碑を通じて国家への国民統合と戦争支援体制形成の国民動員のための象徴的建造物ではあっても、そこには対外戦争を基にした排外主義的ナショナリズムや偏狭な愛国主義さらには強権的な国家主義は存在してはならず、却って旧藩意識による地域ナショナリズムによる愛郷心を基にした国民意識の形成にあったこと、第三は、記念塔碑の建立は県知事呼びかけにより、旧藩主をはじめ島根県の主立った者が積極的に賛同し主唱的役割を演じるとともに、県民挙げての建立運動の成果として建設されたものであること、第四は、この記念塔碑建立が成功したもつとも大きな要因は、元島根県に編入されていた鳥取県戦死者を排除して旧松江藩と旧浜田藩を中心に据えた新島根県民運動として展開され、そこでは小学校生徒をはじめ各村の住民をも含め各層にわたる幅広い多くの県民が義捐金の供出に協力し、さらには招魂祭と建碑式典には前代未聞の人々が松江を訪れ一大イベントに参加し、それによりさらに県民

意識を醸成させていったこと、第五は、この記念塔碑は単なる戦捷記念の象徴物としてではなく、戦歿者（戦死者）慰霊のための象徴的建造物として建てられ建立後毎年この碑の前で慰霊祭が催されていったという、戦歿者慰霊施設としての役割を果たしていったこと（その都度、地域ナショナルリズムと国民意識を育成させていく）、第六は、ここで行われた招魂祭は神仏の棲み分けによる共存的關係を保ったもので、神道は神式で、仏教も真宗を除き松江の仏教寺院の多くが一致連帯して仏式の招魂祭を行うといった総力を挙げたものであったが、これは日清戦争で全国的にみられたもので日本の戦死者葬儀や祭典の基本形であることから、それらは既にこの時期には一般化したものであったこと、第七は、この碑の建立運動は既に県内各地で展開されていた徴兵制度を支えるための徴兵支援運動の一翼を担うとともに、その運動を通じてさらに島根県民に愛国主義的意識を醸成し戦争支援体制形成の一翼を担い国民統合を果たしていったこと、第八は、この運動を推進させ成功に導いていった精神的支柱は、天皇の藩屏たる旧藩主を戴き旧藩士と旧領民とを島根県民として統合させるという旧藩意識にあったこと、第九は、松江の記念塔碑には英文の碑銘が刻まれただけではなく慰霊祭では中学校生徒が英文で甲文を書くと言ったように西洋的近代化意識による文明開化を体現するといった新時代への願望が込められていたこと、第一〇は、幕末維新期に体験した討幕派の不条理な強権への反撥を基にした甲文に込められた薩長藩閥政権への抵抗の論理がこの建立運動を成功に導いていったこと、第一一は、記念塔碑竣工と招魂祭にかかわる様々な催しや松江の街を彩る飾りなど、それらにはまるで日清戦争で全国的に見られた戦捷記念行事のような状況を先取りしたものであることから、それらは国家による強制ではなく日清戦争を含めて住民の自発的で自主的なものとして行われたものであったこと、第一二は、国民統合の象徴的建造物である戦争記念碑も、国難に殉じたものとしての戦争支援体制における行事としての戦歿者追悼も、対外戦争ではなく内戦による戦死者慰霊として行われたもので、そこには国家による国民統合の論理は

なく、いわば地方からの野心的な国家統一の礎としての英霊顕彰として行われたものであったこと、ということになろう。

以上を踏まえて、本稿の命題である日本の戦死者慰霊と戦争記念碑の特徴を明らかにしていくという視点から検討してみると、まず日本の戦争記念碑の建立は、地域共同体的国民運動として行われてきたが、それは文明開化と自由民権運動という文化と政治をベースに自らが近代人として目覚め国家を支える「国民」としての意識を抱き、自らを国家の一員と認識するなかでなされたものであったことから、必然的に国家権力に服属したものでも権力的強制によるものでもなく、さらに国家とは一定の距離を保ちながら天皇や国家が行っている靖国神社祭祀とは無関係に独自の立場で行われてきたものであった。だが、そこには国家からの独立という論理は存在せず、却って西洋式近代化の論理を基礎に天皇の藩屏となった旧藩主を戴きその下で旧領民は天皇の忠臣としての臣民的意識による結合を精神的基盤として、その末端に位置する村落共同体ではより素朴で純粹に共同体構成員の地縁的關係として慰霊顕彰をしながら、国家に積極的な関わりを持たせるといふ国家統一の論理があった。このため、この記念塔碑建立から僅か六年後に起こる日清戦争では、政府とは全く無関係に国民運動として全国的にわき起こっていく戦争支援運動が展開されていったのであった。すなわち、松江の記念塔碑建立はその先駆けともいべきものでもあったことになろう。

次に、日本の戦死者慰霊はそれまでの家族(身内)が行ってきた戦死者慰霊を、地域共同体的責任として行われるようになったことで、しかもその切っ掛けは西南戦争という内戦であったことに特徴を見いだすことにある。それは、封建時代の地縁的關係をはるかに超えた規模にまで拡大したものであるのみならず、そこには封建的身分制を取払った新しい社会秩序観があった。その範囲は、近世村や自然村に近い字を基本的単位としつつも、近代村か

ら郡さらには県の領域にまでに及んでいた。しかも、その県は、旧藩の領域をも越えるものでもある。このことは、死の領域を家族から近代的に編成された行政単位にまで拡大されたことを意味するが、同時にそれまで「人民」でしかなかった者が「国民」となった瞬間でもあった。それは、帝国憲法制定により「臣民」として一定の法的位置を確保すると同時に、天皇の藩屏たる旧領主と元の被支配民たる旧領民といった精神的関係に加え、内戦という困難に奉じ殉じることによって「天皇の兵士」となっていくことの思想的強制をつけることにもなる。いずれにせよ、封建時代では体験できなかった国家との一体感を戦歿者慰霊という「死」を通じて実感することになる。

さらに強調しておきたいことは、先に述べたように、筆者はかつて日本の戦争記念碑は日清戦争で全国的に起こった国民的な戦争記念碑建立運動が最初であったと論じてきたがそれは間違いであったことである。このため、それは少なくとも西南戦争の戦歿者慰霊と明治二〇年代初めの記念碑建立運動に求めるべきであると、訂正しておきたい。このことは、日本における戦歿者慰霊と戦争記念碑に関する研究について従来の研究を全面的に問い直す必要があることを意味する。松江の記念塔碑が重要なのは、碑の形状や建立時期にあるのではなく、その主体が県民による建立運動にあったことにある。しかも、未だ近代国家としては完成段階には達していない明治二〇年前後の時期に、国家による強い国民統制もなかった時期に、国家からの強制もなく、山陰の松江という一地方で起こった県民運動によって建立されたということにある。それも、内戦での戦歿者慰霊に対してであった。このことから言えば、日本における国民的レベルでの戦歿者慰霊と戦争記念碑の建立とは、上からの押しつけや強制、盲目的で服従的な国民統合の政策によるものでもなければ、偏狭なナショナリズムによるものでも排外主義的や国家主義的な思想によるものでもなかったことである。それどころか、国家を見据えながら、自らが国家の担い手であるという近代的市民意識を抱き、自主的で主体的な地方アイデンティティを基にした国民主義による地方自治的な主張

によるものであった。

その背景には、旧藩意識と文明開化意識を根底に自由民権運動による近代的西洋的思想を纏った権力志向性があつたことは言うまでもないが、その前提には徴兵により強制的に軍隊に編入した兵士を、国家が戦争に動員しておきながら戦死した者の全てを慰霊していないことへの反撥と、国家が国家として彼ら国難に殉じた者を祀り彼らによって勝利を獲得した戦争を記念し彼らの功績を称えそれを顕彰する記念物を造らなかつたことへの不満があつたことはいうまでもない。取りわけ、前者については問題で、同じ戦死者でも聖別されて天皇によって英霊として祀られる者と、それから除かれた者がいるという、靖国合祀の根源的矛盾に遺族と地域社会は納得せず、それへの消極的な反撥または国家への不信感が原動力になつてもいたと考えられる。これが、戦前期日本社会で一般化した国家による戦歿者慰霊と地方における一般の国民による戦歿者慰霊との棲み分けという二つの戦歿者慰霊の仕方が存在してきた理由ではなからうか。取り分け、圧倒的に仏教徒によつて占められている日本社会において、「死」の世界を異教に支配されることは許されない。したがつて、地方で行われる戦歿者慰霊は神仏混淆で両者の棲み分けを基本とするものであつた。しかも、仏式は基本的に各宗派合同が一般的なものであつた。勿論、このような形式は、松江における祭典で初めて行われたものではなく、それ以前から行われてきたものではあつたことはいうまでもない。例えば、箱館戦争に従軍し戦死した弘前藩士は藩主により神道式に招魂祭を催されてはいたが、戦死者の遺体は寺院の墓地に埋葬され仏式で供養されていたからで、それは武士の世界での慰霊の仕方でもあつた。徴兵制軍隊では多くの農民が兵士となり、戦場で斃れていった。彼ら農民にとつて、武士が行つてきた慰霊の仕方は別世界のものではあつたらう。彼らは、自らの信仰と地域社会の伝統とによる慰霊を求めていた。そこに、棲み分けの合理性があり、それを基礎とする戦歿者慰霊の方式が生まれていく。松江の戦死者慰霊祭典は、まさにその典型でもあつた。

以上のことから、日本の戦歿者慰霊と戦争記念碑に関する研究は、先ず内戦を契機とするものであったことを前提に再考する必要があるのではなからうか。

なお、本稿は、科学研究補助金基盤研究(A) 課題番号 24242026 「現代のおよび世界的視点からみた日本の戦歿者慰霊に関する総括的研究」(平成24年~27年) による研究成果の一部である。二〇一五年九月一六日脱稿。

- (1) ドルー・ギルピン・ファウスト著、黒沢真理子訳『戦死者とアメリカ』、彩流社・二〇一〇年、を参照。
- (2) 太平洋戦争における日本の終戦は八月一四日午後一一時であった(迫水久常『大日本帝国最後の四か月』、河出書房・二〇一五年、二七七頁)。
- (3) 木谷勤『1813年-1913年 解放戦争百周年記念式典をめぐる国家と国民』(『名古屋大学文学部研究論集』第一一三号)、松本彰『記念碑に刻まれたドイツ』、東京大学出版会・二〇一二年、を参照。
- (4) この記念碑前に展示してある説明板と小冊子『ニダーヴァルト・デンクマール』によると、記念碑の構造は、全体の総高さ三八・一メートルでブロンズ鑄造物の総重量は七五トン、総工費二〇万マルク、工期六年(起工式一八七七年九月一六日)、女神ゲルマニア像は高さ五八一センチメートル・重さ六・五トンとある。
- (5) 建立当時の状態は、今岡弘延編著『松江絵葉書 MUSEUM なつかしの松江 明治大正昭和絵葉書』(ワン・ライン、二〇一二年、六八頁)に収録されている写真から確認することができる。
- (6) 『松江市誌』、松江市、一九四一年・一五〇〇頁。なお、西南戦争における叛乱軍たる反政府軍兵士の慰霊については、今井昭彦『反政府軍戦没者の慰霊』(御茶の水書房・二〇一三年)がもっともまとまった研究書であり大いに参考になる。しかし、近代国家における戦歿者慰霊や国民国家における戦歿者慰霊の研究としては、一般の国民が徴兵制度により国家権力によって強制的に兵役に就き戦時において従軍させられ戦場などで斃れた兵士を、国家や社会がどのように扱ってきたのが基本的な課題であることから、自らの志し(私的強制があったとしても)により叛乱軍に身を投じて戦死した者

はその対象とはならない。同じ戦死者とはいえ、徴兵という国家権力の強制により死亡した者とでは全く異なることから同一視すべきではないであらう。

(7) 『靖国神社忠魂史』第一巻、靖国神社社務所・一九三五年、参照。

(8) 明治九年八月二日に鳥取県が島根県に併合されたため、西南戦争では旧鳥取県人は島根県人として従軍することになり、その戦死者は島根県人として靖国神社の合祀された。しかし、明治一四年九月二日に再び旧因幡国の八郡と旧伯耆国の六郡が鳥取県として分立して改めて鳥取県として再置されたことにより、この記念碑建立運動は鳥取県人を除いて行われ、したがってこの建碑で慰霊する対象者からも除かれることになった。尤も、ここで因幡・伯備を除いたことが記念塔碑建立を成功させた原因でもある。

(9) この建物は、明治天皇の山陰行幸の際に宿泊所として使用する目的で松江市が一万三四八九円程の経費をかけて造られたものであるが、まもなく日露戦争が起こり行幸は実現しなかった。だが、明治四〇年五月二日から二八日まで皇太子嘉仁親王（大正天皇）の山陰行啓の際の松江滞在のときに御座所として用いられた（『松江市誌』、前掲、一一二二頁）ことから、その務めは果たされたという。いずれにせよ、位置的には旧松江城内でも象徴的な場所に、この西南役陣没者記念碑建立のための義援金寄附者芳名碑と記念碑建立のための籠手田県知事の碑文を刻んだ記録碑が建立されていたという意味は重要である。

(10) 鉅鹿敏子『県令 籠手田安定』、一九七六年、二〇一頁。

(11) 碑石の形状と刻まれている史料情報は、次のものである。

史料名 西南戦争戦死者慰霊記録碑

所在地 島根県松江市殿町松江城内

調査収集 二〇一二年六月九日・二〇一三年一〇月二九日

形状 自然石二段式台座付円形石版型

規模 碑石 加工石 直径一八六センチメートル・厚さ四〇センチメートル

台座 自然石（一段目）高さ三八センチメートル・横幅二三七センチメートル・奥行き七四センチメートル

台座 自然石 (二段目) 高さ五四センチメートル・横幅二〇八センチメートル・奥行き七八センチメートル
 碑面 (正面)

明治十年西郷隆盛作乱官軍征討出雲石見隱岐之士百十四人死之願隆盛負維新之功收攬西南三国之人心驅使剽悍決死之卒翼以梟雄桐野篠原之徒有一拳拔熊本城風靡九州席卷中原之勢而官軍攻守得其宜自田原坂山鹿之役至人吉都城之戰百折不撓竟擣其巢窟而勦絕羣兇者雖藉皇威之烈抑亦忠奮義烈忘身報國之士与有力焉項下有志者追想往事胥謀釀金鑄銅建紀念碑于松江城山越五月碑成官民相集落之於是平死者之功烈是与金石不朽而夫寄財入貲相資以成斯盛事者其義亦不可泯滅也乃勒其姓名併伝之干戴云

明治廿一年九月建

島根県知事從四位勲三等籠手田安定撰

島根県属毛利八弥書

石谷為七刻

碑面 (裏面・右側から一列九段式)

特別 義 捐者

大谷 光尊	森脇甚右卫門	右田軍太郎	野村一之助	齋藤熊太郎	並河 義柄	増田 祐七
尾原 佐七	朝山清三郎					
堀 礼造	佐々木善右卫門	松平 直平	西久米太郎	桑原 温男	岩佐 淑一	武熊 長秋
森脇常太郎	宮崎忠之助					
増山 正直	松本 正友	三成三郎兵衛	中隈 輝雄	上田利右卫門	吉岡常四郎	藤岡 省成
青戸 建行	千家 尊賀					
松平 直亮	本多斧一郎	福田英太郎	藤井 清	森田金三郎	福島栄太郎	曾尔 一郎
三浦 ラク	広瀬 重助					
岡崎運兵衛	大原順之助	木村小左卫門	伊藤金三郎	大瀧新十郎	長谷川庄左卫門	曾尔 信男

千家 尊福	加藤清之助	中条 政恒	生島 力雄	清原 和助	森田 礼造	原 源蔵	白石 伊蔵	渋川忠二郎	木谷万之助	松本歎次郎	吉田 次助	大島新四郎	西川 自省	籠手田安定	田中作太郎	福羽 美静	安来梅太郎	亀井 茲明	野津岩次郎	山本秀太郎	松下 曠
曾田 美成	佐々布 温	伊藤 石介	高橋久次郎	若槻次郎右工門	山本 耕助	若槻 弥市	右田 三吉	奥原 三七	丸 孝平	羽川文四郎	長谷川長之助	三島佐次右工門	和田久太郎	安井 好尚	赤間 赳城	矢富 政直	山県 真幸	佐々田 懋	弥重平次郎	宮崎弥三郎	多胡 真強
村上 信夫		白築 政造		西田千太郎	熊谷 宣篤			藤井 宗昭		雲州清水寺住職	都野豊之進	本庄太一郎			斎藤 真男			遠藤嘉右工門	片寄 儀助		
鳥谷万次郎		泉 友助		森脇新兵衛	園山 伊助			金沢伝十郎		藤川文之助	織原嘉右工門	高見台次郎			園山七郎右工門			波多野政次郎	清原菅太郎		
渡辺寛一郎		鈴木銚之助		中村準一郎	布野 秀宗			橋本席一郎		山本 智充	山内 祥	山内 美道			住友 速蔵			佐野 直資	井川 精一		
新井 善教		鳥屋尾斎樹		吉山 則昭	沢田 弥			若槻甚太郎		木村由之助	田中 高德	古川 龍蔵			新宮善八郎			岩本武一郎	小豆沢健造		
池田太一郎		昌子卯一郎		神田 九蔵	青木 宏造			松原新之助		原 善次郎	原徳右工門	岩見忠兵衛			山田鉄之助			青山寛三郎	松井 茂助		

千家 尊紀	杉谷惣太郎	吉岡 弘	高橋 宣善	左乙女英武	湯川 宗	西田栄太郎	藤井又右卫門	溝部 惟幾	布野席之助	持田 直澄	宅和 央介	田部長右卫門	清水竹之助	佐藤喜八郎	竹内 光昌	雲州鰐淵寺住職	田中 弘重	西代喜太郎	加藤 伴蔵	岡本金太郎	福島 繁蔵
勝部健之助	高橋 伝蔵	足立健三郎	山崎 定静	井川 冽	黒柳 茂	三村 友芸	渡辺 長平	門野 長道	池亀 良郷	阪本 龍	斎藤小一郎	橋本 潤	大石 如雲	井川 武	仙田謹十郎	長崎 綱一	石原 光璋	大國 恒久	木村 栄	大橋 安敦	北川 精一
若槻 敬	西村 信勝	永江 帛市	石井 信敬	森山六之助	北島 脩孝	北島 齊孝	野津 道貫	高岡 直吉	福本 興儀	右田 古文	岡本 俊信	高橋 佐十郎	福村弥一郎	山内 佐助	古津伝太郎	深津助次郎	岡本 俊信	山崎 幹	中村千次郎	野中 久徴	原 又千
渡辺尚一郎	島谷理右卫門	森山六之助	須山 繁市	高橋 義比	安部 善造	間宮 公雄	山田万四郎	加藤豊十郎	福村弥一郎	山内 佐助	古津伝太郎	深津助次郎	福村弥一郎	山内 佐助	古津伝太郎	深津助次郎	庄司銀四郎	和田得一郎	和田得一郎	野中 久徴	原 又千
山田 寛	伊原龍太郎	高橋 義比	永井 卓一	矢野 コト	野津久太郎	野津久太郎	恒松 隆慶	成相 武治	田中大太郎	庄司銀四郎	山崎 幹	中村千次郎	田中大太郎	庄司銀四郎	山本 権七	山本 権七	山本 権七	和野 尊光	和野 尊光	野中 久徴	原 又千
勝田千之助	原 文平	矢野 コト	玉井 力子	入江美弥三郎	野津久太郎	野津久太郎	恒松 隆慶	山岡 十郎	貴谷長三郎	山本 権七	山本 権七	野中 久徴	山岡 十郎	樋野栄四郎	山口甲子次郎	山口甲子次郎	山口甲子次郎	小野 尊光	小野 尊光	野中 久徴	原 又千
玉井 清水	川北 一郎	入江美弥三郎	片寄三次郎		太田 德基	太田 德基	山村 政久	弥重 剛矣	樋野栄四郎	山口甲子次郎	山口甲子次郎	野中 久徴	樋野栄四郎	樋野栄四郎	山口甲子次郎	山口甲子次郎	山口甲子次郎	小野 尊光	小野 尊光	野中 久徴	原 又千

園山 勇	小畑 太惣								
大野 義就	久保田松次郎	宮廻藏七郎	山田 勇	長尾 義勝	春木 周七	小藤文次郎			
雲州円流寺住職	安部延四郎								
糸原 權造	岡崎捨太郎	中村 秀年	木村 常藏	渡部 善一	高木範之丞	清水捨五郎			
雲州円通寺住職									
桜井三郎右卫門	江角柳四郎	根岸 干夫	藤岡 直藏	山口 亮	深田福次郎	金山千次郎			
青山新太郎									
田野 俊貞	母里源次郎	津田 信行	井関百合藏	重村 俊介	岩橋寿一郎	山口卯兵衛			
森谷 栄助									
木佐徳三郎	宮崎 昌三	神庭 綏耀	清水 清	宮廻 隆一	谷村 厩造	玉木慶四郎			
安達孫三郎									
中溝 為雄	落合豊三郎	若山 茂雄	早原 亮	木村 忠七	宮本 忠助	角田国太郎			
斎藤源之助									
曾田愛三郎	松本 鼎	山村 信寿	伊藤 恭	青山勘兵衛	森本 文齋	田中助次郎			
斎藤真佐治									
桑原 太助	竹内平太郎	上田藤兵衛	佐藤 清明	寺本讓三郎	田中莊次郎	持田保一郎			
大利恵吉									

紀念碑建設委員

田中 知邦
 浜島 温忠
 山村唯一郎
 山下 栄保

猪股 定重

銅標鑄造 原 正次郎

全 助手 坂本 大蔵 永江 栄助

銅標台石工 中村長次郎

(12) それは、『県令 籠手田安定』(既述)と『史料 県令 籠手田安定』(後述)との違いで、前者は「二十二年には義捐者の名を刻んだ記念碑も……五月五日青銅標建設一周年を期してその左側に設けて成功式を行うこととなった」(同、二〇一頁)と記念塔碑建設一周年として明治二十二年五月五日に建立としたとし、後者は「城山招魂銅碑の側の円形の石碑は、この二十三年に落成を告げている」(鉅鹿敏子『史料 県令 籠手田安定』、一九八五年、五〇六頁)とあるように、一年の食い違いがあるからにほかならない。

(13) 『山陰新聞』明治二十三年五月六日・第一三五一号、三頁。

(14) ドイツの記念碑の特徴については、前掲の松本「記念碑に刻まれたドイツ」の他に、米沢薫の『記念碑論争 ナチスの過去をめぐる共同想起の闘い「一九八八〜二〇〇六年」』(社会評論社・二〇〇九年)や、ケンペル記念碑の建立を事例に論じた鈴木楠緒子『ドイツ帝国の成立と東アジア 遅れてきたプロイセンによる「開国」』(ミネルヴァ書房・二〇一二年)が参考になる。なお、米沢は、ベルリンの「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」建設を事例にドイツにおける記念碑については、「可視的になったこの記念碑ではなく、その論争であり、そこで論じられた問題であり、そして何よりも、その問題との取り組みとその継承である」(同書、四〇九頁)と指摘しているように、これはドイツ特有のものと考えるべきであろう。それは、このドイツの特徴は、日本はもとより他の国とはかなり違ったもののように思われるからで、記念碑の問題を考えるためには、その原因を探っていくことが重要ではなからうか。

(15) 例えば、福岡県直方市上境の公園にある旧福地村が建立した「忠魂碑 田中義一書」(碑正面)のように、全国各地によく見られる。この碑の詳細は拙著『近代日本における戦争記念碑と戦没者慰霊についての地域社会史的研究(上)』(課題番号14201035・平成一四年度から平成一七年度科学研究補助金【基盤研究(A)(1)】研究成果報告書・五一頁)六

○頁)に詳述しているのでこれを参照されたい。

(16) 『靖国神社忠魂誌』第一巻、靖国神社社務所・一九三五年、四五六頁。

(17) 『山陰新聞』明治一九年三月二三日・第六三六号、二頁。

(18) 『靖国神社忠魂誌』、第一巻、前掲、四八七頁。

(19) 同上、五〇二頁。

(20) 『山陰新聞』に掲載された記事は、次のものである。

邇摩郡福光村招魂祭 同村故中川友吉、松久惣太郎の両氏は明治十年西南の役に戦死せしが今回同村組戸長木島清之助外八名の發起にて各々資を投し且有志者を募り一大石碑を建設せり尤その高さは一丈有余にして幅三尺の自然石を用ゑ撰文は広島鎮台指令長官野津中将書は和知陸軍歩兵少佐に依頼し其の功を竣りしにつき去る十六、十七日の両日招魂祭を執行せり前日即ち十六日の祭場は建碑地を距る四町余同村八幡宮の社前に設け四方は幕を打廻し入口に緑門を造り羅紗地に鉄葉を以て忠臣の二字を書し周囲は銃を組合せし的一大額を横たへ又た紅白の大旗を翻せり偕祭場の準備整頓せしかば午前十時戸長の先導につれ当時巡回中の溝部書記官をはじめ中村郡長、佐田大田警察署長、久保温泉津分署長其他県属郡吏等来場尋て遺族者及び予備後備軍人十六名發起人等着席最と蔽そかなる祭典式あり「祭文等は略す」且つ小学生徒百六十名は紅白の二隊に区分して場の両側に並立し其他の參觀人等を合すれば無慮千五六百名もありしならん式畢り一同建碑を参拝溝部書記官には直く那賀郡へ向け発足さる午后三時よりは祭場に於て相撲を催ふし又た発起者は郡長を始め臨場せし四拾余名を小学校に招待して宴会を開きたり「翌十七日は仏祭にして該村瑞光寺本堂に参集せし僧侶は十六名回向法の如く且つ演説等あり本日も又た前日の如く相撲もありしか幸ひに両日共晴天なりしものから遠近よりの來觀者は実に夥多なりしと云ふ右の碑文は左の如し

人固有当死而不死其悔甚於死者又有臨難不避其榮勝於生者義命輕重之分不可不講也陸軍歩兵二等卒故中川友吉松久惣太郎島根県平民心徵兵俱隸我広島鎮台歩兵第十一聯隊性忠実勇武同輩皆推之明治十年西南之役方肥後國山本郡滴水平野進撃之際奮闘死之豈非安于義而無悔于心者乎官賜弔慰金各四拾五円盖亦榮矣於是邇摩郡有志者相謀投資將建碑于福光村以慰幽魂以存其榮於永久会余以十九年七月巡視過斯地來請記其事余亦与西南役追想当時苦戰之状不覺懷

然涙下嗚呼其死難可恨而名則不朽語云好惡有甚於死生者豈不信乎後進之士亦可以鑑矣

明治十九年十二月

陸軍中将從三位勲二等子爵野津道貫撰

陸軍歩兵少佐從六位勲六等和知藜一郎書

(『山陰新聞』第八四二号・明治二〇年五月三〇日・一頁)

(21) 大原康夫『忠魂碑の研究』、暁書房・一九八四年、を参照。

(22) 拙稿「帝国日本の戦歿者慰霊と靖国神社(中の甲)」日本統治下台湾における台湾人の靖国合祀を事例として」(『中

京大学社会科学学術研究』第三卷第一号、所収)を参照されたい。

(23) 『松江市誌』、前掲、九八三頁。なお、明治一九年五月に行われた西南戦争戦死者十ヶ年祭における「西南戦死者十ヶ

年祭寄附募集趣意書」によると五州の戦死者は二七一名という(註61参照)。だが、靖国神社に合祀されている者のみ
と、当時の島根県では佐賀の乱から西南戦争までの戦死者は二七〇名、西南戦争だけの戦死者は二六四名となっている。

いずれにせよ、『松江市誌』に記載されている数値にはならない。特に、合祀者の数より少ないというのは理論的にもお
かしいがその理由は判らない。

(24) 『靖国神社百年史』資料編上、靖国神社・一九八三年、一六三頁～一六四頁と三二七頁。

(25) 『靖国神社忠魂史』第一巻、前掲、三八四頁。

(26) 同上、三八五頁。

(27) 同上、三八八頁。

(28) 同上、三九〇頁。

(29) 『山陰新聞』明治二一年五月三日・第九九一号附録。ここで注意しなければならないのは、かかる戦死者の公示が西南
戦争の戦後処理としてではなく、戦後十周年であったことにある。

(30) 拙稿「帝国日本の戦歿者慰霊と靖国神社(中の甲)」、前掲、二二六頁。なお、この根拠及び詳細については、上記論文
を参照されたい。

- (31) 『靖国神社忠魂史』第一巻、前掲、三七七頁～三九二頁。
- (32) 『太政官日誌 第一局五課 明治七年自第百三十八号十月十四日至第百七十六号十二月三十一日』(陸軍省・太政官日誌・M7-4・1-5、0833～0836、アジア歴史資料センター)。
- (33) 佐賀の乱の犠牲者の合祀は、福岡で召募された貴属隊に属した福岡貴属隊第二大隊第一小隊の矢柄到が第五回合祀として追祀されていた。この合祀は、明治八年六月二七日陸軍省布達第一八九号達陸軍東京部内「来ル七月四日招魂社例大祭ノ節昨年佐賀討伐ノ際戦死候福岡県士族矢柄到同社へ致合祀候」(『明治八年陸軍省達全書』(陸軍省・太政官日誌・M8-1・24、0146、アジア歴史資料センター)によるものであった。何故、矢柄が追祀となったのかはこれだけでは判らないが、『靖国神社忠魂史』の記載をみると、二月二四日から二六日にかけて三ツ瀬峠附近で佐賀兵の出没甚だしく若干の犠牲者を出したとあり、そこでの戦死者の中に矢柄の名前が載せられているがそこには死亡した場所と日付が記されていない(同書第一巻、三八〇頁)ことから、死亡の確認ができなかったことによるものではないかと思われる。
- (34) 『太政官日誌 乾 明治八年從一月一号至四月四十八号』(陸軍省・太政官日誌・M8-1、0110～0112、アジア歴史資料センター)
- (35) 『公文録 明治八年第三〇七巻 朝鮮講信録(三)』七六、国立公文書館蔵。
- (36) 同上。
- (37) 詳細は、拙稿「帝国日本の戦死者慰霊と靖国神社(上)」(中京大学社会科学研究所 第三一卷第一号、二〇一一年、所収)を参照されたい。
- (38) 檜山幸夫編著『近代日本の形成と日清戦争 戦争の社会史』、雄山閣・二〇〇一年、参照。
- (39) 拙稿「近代日本における戦争記念碑と軍人墓地(下)」(九州史学 第三三九号、二〇〇四年六月三〇日、四三頁～六一頁)参照。
- (40) 拙著『日清戦争』、講談社・一九九七年、一〇四頁～一〇七頁、参照。
- (41) 『靖国神社忠魂誌』第一巻、前掲、五八四頁。
- (42) 同上、五七八頁。

(43)

この征西忠死者十年祭奉納大燈籠は、次のものである。

所在地 島根県松江市殿町 松江護国神社

調査収集 二〇一二年六月九日・二〇一三年一〇月二九日

形状 六角形台形型台座一段組石燈籠

規模 高さ 三五七センチメートル

柱 (正面) 上二八センチメートル・下四一センチメートル・縦一八三・五センチメートル

(左1面) 上二七・五センチメートル・下四三センチメートル・縦一八三・五センチメートル

(左2面) 上二八センチメートル・下四三センチメートル・縦一八三・五センチメートル

(左3面) 上二七・五センチメートル・下四二センチメートル・縦一八三・五センチメートル

(左4面) 上二八センチメートル・下四三センチメートル・縦一八三・五センチメートル

(左5面) 上二八センチメートル・下四一センチメートル・縦一八三・五センチメートル

台座 (正面から5面まで) 高さ二四センチメートル

横幅六三センチメートル・六四センチメートル・六四センチメートル・六三センチメートル・六四センチメートル

トル・六三センチメートル

碑面

(正面) 気凌霄漢之間

(左1面) 明治二十一年四月下浣 陸軍々医総監從四位勲二等松本順書

(左2面) 勲七等中島市造 全 和田正幸 全 山本利貞

(左3面) 勲七等片山辰之助 森山敬典 石工 為七作

(左4面) 明治廿一年五月上旬

(左5面) 征西忠死者十年祭費補余額建之

(44)

この西征忠死者十年祭記念大燈籠記録碑ともいふべき碑石は、次のものである。

所在地 島根県松江市殿町 松江護国神社

調査収集 二〇一二年六月九日・二〇一三年一〇月二九日

形状 尖塔式四角柱型

規模 高さ一四九センチメートル・幅一八・五・奥行き一九センチメートル

碑面

(正面) 西南役十年祭大燈籠の由来

(左面) 明治廿一年五月松江市城山に於て西南役殉難者を祀る招魂祭を執行し記念碑建設の際和田正幸その他により寄附この度和田氏の実子大阪在住横山郁之助氏に父の志を継ぎ夙に敬神の念篤く本年当神社御鎮座二十周年に当り松江市の許可を得て城山より此の聖域に移建寄附せらる

(右面) 昭和三十四年八月十日建 宮司 半尾芳春撰

(45) この記念塔碑建立のために集められた寄附金は次のものであるが、それは松江城山に掲示されると共に、『山陰新聞』に次のように「西南之役戦死者記念碑義捐金(広告)」として掲載されてもいた。

広告 西南之役戦死者記念碑義捐金(広告)

- 一金五拾円 伯爵松平直亮 岡崎運兵衛
- 一金三拾円 籠手田安定 子爵福羽美静 子爵亀井兹明 大島新三郎 松本歎次郎
- 一金貳拾五円 渋川忠二郎 原源蔵
- 一金貳拾円 清原和助
- 一金拾五円 男爵千家尊福 岡本金太郎 西代喜太郎
- 一金拾円 溝部惟幾 西田栄太郎 持田直澄 左乙女英武 吉岡弘 千家尊紀 大野義就
- 一金八円七拾銭 佐々木外迪廿一名
- 一金八円 美保神社々務所 羽川文四郎
- 一金六円 伊藤石介 曾田美成

一金五円

大國恒久 長崎綱一 井川武 橋本濶 坂本龍 大橋安敦 門野長道 三村友芸 井川洌
足立健三郎 勝部健之助

一金四円五拾銭

意宇郡宍道町組戸長役場部内

一金四円

石井信敬 永井虎市 西邨信勝 若槻敬 宮廻蔵七郎 中村秀年

一金三円六拾銭

野邨一之助

一金三円五拾銭

西久米太郎 中隅輝雄 亀井俊多外十一名 藤井清 伊東金三郎 安井好尚

一金三円

山田勇 本邨常蔵 藤岡直蔵 清水清 町原亮 伊藤恭 井関百合蔵 佐藤清明 斎藤熊太郎

桑原温男 上田利右衛門 森田金三郎 井川精一 大瀧新十郎 佐野直實 山内美道 山本智充

橋本虎一郎 布野秀宗 住友速蔵 山内祥 中村準一郎 鈴木録之助 渡部寛一郎 松村工イ外

二十九名 中村千次郎 山碕幹 庄司銀四郎 田中丈太郎 成相武治 山田万四郎 間宮公雄

永井卓一 高橋義比 伊原龍太郎 山田寛 長尾義勝 渡部善一 山口亮 重邨俊介 宮廻隆一

木村忠七 青山勸兵衛 寺本讓三郎 並河義柄 岩佐濂一 吉岡常四郎 福島栄太郎

長谷川庄左衛門 小豆沢建造 岩本武一郎 新宮善八郎 古川龍蔵 田中高徳 木邨由之助

若槻甚太郎 吉山則昭 沢田弼 鳥屋尾宗樹 新井善教 野中久徴 和田得一郎 山本権七

貴谷長三郎 山岡十郎 恒松隆慶 野津久太郎 玉井力ネ

一金貳円五拾銭

高橋伝蔵

一金貳円拾銭

小畑大惣

一金貳円

岩淵修三 羽左田義 宇田川信備 中島貞幹 山敷与四郎 永井周芳 志田貞三 陸原貞一郎

岡斎 三代蔵四郎 岡田令望 高城貫一 松原勝之助 勝田懋 松島隆成 川浪順三郎

遊佐正人

一金壹円五拾銭

毛利八弥 山本良次郎 原田貞男 内田正矩 末永景胤 永江真澄 諏訪豊之助 柴田有徹

山村唯一郎 原勝一 神山明澄 松本正行 塙新三郎 岩本義一 島村義則 田子為吉

渡辺真一郎 横山剛五郎 新国英彦 加部巖夫 前原宗義 林原省三 渡辺彰 大塚慎
 梶村愛一郎 伊藤克昌 川上寛一郎 吉屋雄一 向井愛蔵 長友安孝 松田敏 渡辺功
 碓山安邦 山田思積

一金壹円四拾銭

片山尚綱

一金壹円三拾銭

林玉之助 内藤新

一金壹円貳拾五銭

正木芳介

一金壹円貳拾銭

長谷川春水 和田幾太郎 桑原才 森山仙太郎 神庭久三郎 伊藤近太郎 岩井叙久
 杉生松太郎 椎野均 渡部善繼 岸野誠善 外山盛恭 森繁 鈴木利貞 須藤栄夫 田中文三郎
 広江長之助 和田米太郎 三沢為吉 海野典之 米村喜敷 香川真八郎 石川直方 的場銚之助
 本多市太郎 森良三郎

一金壹円拾銭

青山利助 倉崎金之助 松井重四郎 山根豊蔵 瀧郡之丞 渡部尚一郎
 坪井正幹 村上寿夫 和田賢助 安食久和之充 本田文之助 岸本重整 三島丈之助 原杏一

一金壹円

岸碕直 青山久之助 中川茂敬 大館三代太 田中為徳 石井定吉 酒井昌貞 田中音吉
 幡垣角市 高橋甫 梶谷国之丞 勝見信平 広田源吉 市川周吉 武居寅吉 前田得一 元吉環
 林銀太郎 坂牧常吉 鈴木量 東退三 宮川保之 小野隆三郎 福井順^(不詳) 内田信之 和田太郎
 田口義治 遠藤イ卜 端樵太郎 大島季吉 山本泰四郎 金川梅造 大多和栄 栗田辰次郎
 太田春造 梶野栄助 上田儀鉄 中島桐之助 高井鉄四郎 小豆沢猪一郎 日野英蔵
 長谷川庫之助 吉岡伊八郎 芦田元之助 山本淡蔵 泉鉄之助 神山銚次郎 生和八郎太
 堀実 岩佐専五郎 安井円右衛門 信太孫一郎 石原嘉一兵衛 市川豊省 三島伝太郎
 池田健助 川原源五^(不詳) 平塚庫敬 渡辺矢次郎 大西左源太 松浦荷前 田中溝一 池田武太
 吉岡倭文麿 安藤才吉 米原卯三郎 近藤理輔 小川敬邦 原田七^(不詳) 中山門 森寺寿
 佐竹綱次郎 木村栄 石井幸雄 重田長之助 前田饒 横尾邦二郎 葆原園助 渡辺確

君島多次見 植^{不明}惣一郎 武田春夫 平岩七郎平 河津保太郎 佐々木定一 小泉有本

内藤文蔵 前田茂一郎 山本茂一郎 高橋弼保 杉坂正治 檜崎録三郎 木島清之助 守野文一
伊藤兼太郎 渡部友次郎

一金壹円七拾銭 古瀬嘉蔵外七十七名

一金壹円廿三銭 安達安三郎外八十一名

一金壹円貳拾七銭五厘 袖本伝左衛門外八十四名

一金貳円七銭 石橋与右衛門外百卅七名

一金貳円八拾貳銭 田中伝左衛門外百八十七名

一金壹円四拾貳銭五厘 大原郡山王寺村

一金壹円六拾八銭 大原郡諏訪村

一金壹円貳拾四銭五厘 大原郡刈畑村

一金七円壹銭 島根郡西尾村外四村戸長役場部内

一金七円九拾三銭五厘 秋鹿郡古浦外三浦戸長役場部内

(¹山陰新聞、明治二年四月五日・第九七七号)

第2回

広告 西南之役戦死者纪念碑義捐金第貳回広告

一金百円 堀礼造

一金拾円 桜井三郎右衛門 田野俊貞 糸原権造 中溝為雄 木佐徳三郎 曾田愛次郎

一金七円 奥原三七

一金五円 子爵松平直平 久保田松次郎 岡崎捨太郎 江角柳四郎 母里源次郎 宮崎昌三 落合豊三郎

松本鼎 竹内平太郎 右田軍太郎

一金四兩

根岸干夫 山村信壽 津田信行 神庭綏耀 若山茂雄

一金三兩五拾錢

清原管太郎 波多野政次郎 園山七郎右衛門 高見台次郎

一金三兩貳拾錢

森山六之助 野津豊三郎外十四名

一金三兩

男爵小野尊光 矢野口卜 原文平 勝田千之助 春木周七 高木範之丞 深田福次郎

岩橋壽一郎 谷村虎造 宮本忠助 森本文齋 田中莊次郎 増田祐七 武熊長秋 沢フサ外八十

二名 藤岡省成 曾爾一郎 曾爾信男 松井茂助 青山寛三郎 山田鉄之助 若見忠兵衛

原徳右衛門 原善次郎 松原不明之助 青木宏造 神田九蔵 昌子卯一郎 池田太一郎 原又千

須山繁市 高橋佐十郎 山口甲子次郎 樋野栄四郎 弥重剛矣 山村政久 太田德基

片寄三次郎 入江美称三郎 川北一郎 玉井清水 松江第二活版所 小藤文次郎

一金貳兩五拾錢

藤間恭平

一金貳兩

松浦繁之助 鐘築愛三郎 田平平一郎 山崎竹一郎 金川為之丞

一金壹兩五拾錢

湯原源重 大嶋台之助 松田小太郎 長谷川周兵衛 中村狷蔵

一金壹兩三拾錢

江角淳蔵

一金壹兩貳拾錢

佐々木義三郎 森山白十郎 朝倉重太郎 高見賢三郎 木村峯之助 鶉飼慎終 渡部道徳

稲葉美登利

一金壹兩拾錢

黒川愛之助 安食弥平次 板倉仁平次

一金壹兩

伊藤兼太郎 村尾亭太郎 栢木仙松 佐々木泰道 高田武五郎 勝部貞太郎 小原真太郎

田中岩 森広可也 林好礼 福岡世徳 松村寛蔵 井上益之助 渡辺徹 奥村久太郎 内村友輔

吉川重之助 小林祐遺 吉岡武一郎 岡正蔵 小村房太郎 木村権市 向坂弘 江角丈助

内藤啓介 池田善兵衛 森山イウ 高島太右衛門 野波熊太郎 井原武三郎 伊東文太郎

長谷川協輔 今岡健市 長岡儀三郎 太田房太郎 山岡文平 中村庫二郎 藤田慶太郎

恩田勢太郎 羽田重遠 有田勘七 有田伝之助 島谷忠之助 鐘築不明助 新宮伊蔵 大野藤市

第3回

- 清山徳太郎 清田助左衛門 香西真一郎 梅木菊太郎 福井市松 浅島大造 佐藤於菟
 勝部理五郎 長田儀三郎 佐川文之助 小林秀昌 榎野安太郎 池水礼造 安達佐太郎
 大倉仙三郎 錦織金右衛門 坂本覚助 広沢幸得 今岡三郎右衛門 矢田義一郎 伊藤勘左衛門
 森広幾四郎 勝部義四郎 泉文二郎 藤間市太郎 高橋節夫 牛尾敬二 内垣末吉 片山吉則
 井上恒 忌部正弘 大皇虎之助
 一金五円六拾三銭 大原郡下佐世村外三村戸長役場部内
 一金三円七拾八銭 大原郡幡屋村遠所村前原村内
 一金六円貳拾貳銭三厘 意宇郡東岩坂村外二村内
 一金拾六円五拾壹銭五厘 安濃郡大田村外二村戸長役場部内
 一金拾壹円六拾五銭五厘 安濃郡池田村外四村全上
 一金九円八拾貳銭五厘 安濃郡川合村外一村全上
 一金九円五拾壹銭 邇摩郡井田村外四村全上
 一金拾円八拾貳銭五厘 安濃郡鳥井村外四村全上
 一金拾円拾八銭五厘 安濃郡山中村外四村全上
 一金拾七円拾五銭九厘 安濃郡波根西村外二村全上
 一金拾四円六拾銭 邇摩郡仁万村外四村全上

廣告 西南之役戦死者記念碑義捐金第参回廣告

金五拾円

山本秀太郎

金一拾円

中条政恒

(山陰新聞 明治二十二年四月一七日・第九八三号)

金拾五円

鱈淵寺住職伽羅陀覺湛 佐藤喜八郎

金拾円

第三国立銀行松江支店 森脇甚右衛門 桑原太助

金八円

三島佐次右衛門

金五円

三成三郎兵衛 福田英太郎

金三円五十銭

織原嘉右衛門 塩川文之輔 金沢伝十郎 園山伊助 森脇新兵衛 泉友助

金三円

山口卯兵衛 玉木慶四郎 清水捨五郎 金山千次郎 角田フサ 森脇常太郎 田中助次郎

持田保一郎 尾原佐七 青戸建行 三浦ラク 松下曠 野津岩次郎 安来梅太郎 田中作太郎

西川自省 吉田次助 木谷万之助 白石伊蔵 森田礼造 加藤清之助 福岡繁蔵 加藤伴蔵

金壹円六拾銭

松本林左衛門

金壹円五拾銭

滝川福之助 田辺亀次郎 鈴木蕃

金壹円貳拾銭

井上胡助

金壹円

山田良右衛門 和田正幸 森田敬典 藤井喜助 大谷善之助 布野重右衛門 長岡儀蔵

小西郷三郎 原田和一郎 中西熊三郎 入戸野虎吉 岩田春海 林原常次郎 吉田菊吾

竹並梅太郎 大賀恕矣 虎谷良助 大島正八 岡本久助 佐渡好蔵 森脇仙一郎 原文助

小竹原茂助 福島卯八 徳山宗四郎 本間尊寛 曾田吉右衛門 高見兵助 矢野伊助 熊野喜平

須田頼蔵 石原光璋 景山伊右衛門 常松卯助 早田豊一郎 諏訪部次郎右衛門 井上林兵衛

中島克巳

(山陰新聞 明治二二年四月二一日・第九八五号)

第4回

広告 西南之役戦死者纪念碑義捐金第四回広告

金拾円

佐々木善右衛門

金五円 遠藤嘉右衛門 木村小左衛門 斎藤真男 本庄太一郎 片寄儀助 都野豊之進

金四円 上田藤兵衛

金三円五拾銭 島谷万次郎 深津助次郎 古津伝太郎

金三円拾銭 渡部尚一郎

金三円 田中弘重 竹内光昌 清水竹之助 高橋宣善 杉谷惣太郎 宅和央助 布野虎之助

金貳円 藤井又右衛門 湯浅宗 園山勇 飯石郡多根村円通寺 島根郡西尾村円流寺

金壹円 鶴岡琢郎 湯浅義男 野津伝三郎

金壹円五拾銭 東良三郎 磯野善吉 片山本次郎 岡田透 林勝造

金壹円拾銭 伊東金八郎

金壹円 岩手厚雄 山田清徹 岩園吉孝 椿岩次郎 熊谷マツ 鎌田才治 河合篤恭 福田福五郎

宮崎与吉 榎野安太郎 増成茂三郎 青砥六雄 水野鎗太郎 江木温直 紀俊朗 柴山重幸

足立通 莊司半助 川上次之助 武田常助 森脇佐平 勝部蔵次郎 野津善七 虎谷惣七

松崎勢助 長谷川喜八

第5回

〔広告〕 西南之役戦死者記念碑義捐金第五回広告

金五円 能義郡清水寺住職小川賢教 藤井宗昭

金三円五拾銭 山内佐助 福村弥一郎

金三円一拾円 嶋谷理右衛門

金三円 青山新太郎 森谷栄助 安達弥三郎 斎藤源之助

金壹円 小野市兵衛 林田昇蔵 香取節 木村大三郎

〔山陰新聞〕 明治二十二年四月二十五日・第九八七号

金壹円三拾五銭	同	田橋村
金壹円三拾八銭五厘	同	横山村
金壹円三拾六銭	同	鍋石村
金六円三拾銭	同	跡市村
金貳円七拾八銭	同	千田村
金貳円四拾四銭	同	平田村
金壹円八拾六銭	同	周布村
金壹円五拾八銭	同	治和村
金貳円五拾銭	同	津摩村
金三円三拾貳銭	同	西村
金壹円六拾銭	同	折居村
金壹円四拾六銭	同	長安本郷
金壹円三拾六銭	同	程原村
金壹円八拾銭	同	三里村
金壹円六拾銭	同	門田村
金壹円拾貳銭	同	高内村
金壹円七拾七銭	同	小坂村
金貳円九拾四銭	同	朽木村
金三円廿六銭	同	河内村
金三円八銭	同	向野田村
金三円六銭	同	矢原村
金壹円六拾八銭	同	上古和村

第6回

広告 西南之役戦死者記念碑義捐金第五回^マ広告

金壹円七拾四銭	同	下古和村
金五円七拾貳銭	同	岡崎村
金壹円三拾四銭	同	東平原村
金貳円六拾四銭	同	西河内村
金三円七拾八銭	同	芦谷村
金七円七拾五銭	同	岡見村
金五円拾七銭	同	古市場村
金三円四銭	同	湊浦
金七拾円	増山正直	
金拾五円	田部長右衛門	
金拾円	松本正友 本多斧一郎	大原順之助
金六円貳拾八銭二厘	若槻弥市	
金六円貳拾壹銭	若槻次郎右衛門	
金五円	熊谷宣尊 村上信夫	白築政造 西田千太郎
金三円五拾銭	加藤豊十郎	
金三円三拾銭六厘	安部善造	
金三円	斎藤真佐加 久利恵吉	朝山清三郎 宮崎忠之助
金貳円	須藤虎吉 景山理造	

(『山陰新聞』明治二十二年四月二十七日・第九八八号)

金壹円貳拾錢	堀尾守真	土肥忠雄	小村鷹之助	野々内豊太郎
金壹円拾錢	清水本五郎	中村鷲藏		
金壹円	福井本太郎	松尾助九郎	川村一正	勝田松太郎
	須田行有	上村台一	志谷録次郎	本間廉太郎
	杉山栄吉	小倉鍛助	西川扇之助	恩田加喜穂
金九円八拾七錢	美濃郡下種村外四村			佐藤八州
金九円四拾六錢五厘	同	高津村外三村		高見岩藏
金六円七拾八錢	同	高津川村外二村		戸谷淳右衛門
金八円六拾七錢	同	波田村外四村		
金七円拾四錢	同	中吉田村外三村		
金五円三拾壹錢七厘	同	都茂村外三村		
金拾貳円壹錢三厘	同	益田本郷外四村		
金貳円八拾錢六厘	飯石郡	上赤名村		
金貳円九拾五錢四厘	同	下赤名村		
金壹円三拾七錢三厘	同	上來島村		
金壹円四錢八厘	同	真木村		
金壹円七拾貳錢壹厘	同	八神村		
金壹円貳拾壹錢壹厘	同	角井村		
金貳円貳拾壹錢	同	波多村		
金貳円貳拾錢九厘	同	大呂村		
金貳円拾五錢壹厘	同	多根村		
金貳円壹拾七錢四厘	同	根笠村		

第7回

- | | | |
|-----------|---|-------|
| 金三円貳拾七錢八厘 | 同 | 掛合村 |
| 金五円五拾四錢四厘 | 同 | 吉田町村 |
| 金壹円八拾四錢九厘 | 同 | 上熊谷村 |
| 金貳円拾六錢四厘 | 同 | 多久和村 |
| 金貳円五拾九錢七厘 | 同 | 乙加宮村 |
| 金壹円四拾九錢八厘 | 同 | 根波別所村 |
-
- | | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 廣告 西南之役戦死者記念碑義捐金第六回廣告 | |
| 金拾五円 | 島根県尋常師範学校男生徒一同 |
| 金拾円 | 宮崎弥三郎 男爵北島脩孝 同齊孝 佐々田懋 |
| 煙火七発 | 野津太三郎外一名 |
| 金五円 | 高橋佐十郎 岡本俊信 右田古文 福本与儀 高岡直吉 |
| 金四円拾五錢 | 松江三州学校生徒一同 |
| 金三円貳錢 | 松江分新土手字中道組中 |
| 金三円 | 布野虎之助 千家尊賀 多胡真強 弥重平次郎 山泉真幸 赤間越城 和田久太郎 |
| 金貳円 | 長谷川長之助 丸孝正 右田三吉 山本耕助 高橋久次郎 佐々布温 |
| 金壹円七拾五錢八厘 | 山崎定静 太田勝蔵 佐藤文之助 |
| 金壹円五拾錢 | 山田鉄蔵 |
| 金壹円四拾七錢四厘 | 中島伊八 河内忠助 景山文蔵 川岡清助 板垣仁吉 |
| 金壹円四拾七錢四厘 | 広戸松右衛門 |

(山陰新聞 明治二年五月一日・第九九〇号)

金壹円廿五錢三厘 直良新三郎

金壹円貳拾錢 河村雅美

金壹円

竹田門太郎 松井猪三郎 山根恒三郎 加茂熊藏 園山(不明) 鈴木齊 金木鹿之助 土江福十

服部又一郎 古川庄七 錦織芳三郎 梶谷精右衛門 浅津運左衛門 井山本豊七 男爵金子有卿

大村セソ 三嶋謙之助 大沢真澄 山本正義 中村久蔵 加納佐右衛門 野白才次郎

青山和太郎 坂田森之助 多久和林太郎 別所只次郎 中村和三郎

松江灘町外六町戸長役場役員 山口隆清 岩崎茂 平田順吉朗 石原半次郎 佐々木金十郎

安達兼三郎 浜田惣蔵 浅野八蔵 松本鉄太郎 内藤甚蔵 田中兵之助 森脇松四郎

木村重右衛門 太田竹之助 高橋長次郎 山田惣兵衛 白谷利吉 高城権八 坂本昌訓

伊藤博教 須山由太郎 香川善九郎 小笠原佐太郎 児玉信良 水津弥七 大河原与左衛門

三浦虎平 高橋良太郎

燈籠一台 中島市造外四名

金四円廿四錢 那賀郡 上府村

金四円九拾八錢 同郡 下府村

金六円六拾貳錢 同郡 国分村

金貳円五拾六錢 同郡 久代村

金貳円貳拾貳錢 同郡 日脚村

金三円七拾八錢 同郡 長浜村

金五円五錢 同郡 熱田村

金八円五拾六錢六厘 島根郡 北講武村外四村浦

金五円七拾九錢 同郡 下佐陀村外五村

金拾貳円八拾八錢 同郡 加賀浦外一浦

金五円六拾貳銭六厘 同 郡 東持田村外四村
 金貳円四拾五銭 同 郡 黒田村外一村
 金九円九拾銭 秋鹿郡 美野村外四村浦
 金八円四拾貳銭 同 郡 古曾志村外四村
 金七円七拾貳銭六厘 同 郡 佐陀宮内村外四村
 金三円拾貳銭 同 郡 大野村上分
 金貳円三拾七銭 同 郡 大垣村
 金壹円五拾銭 同 郡 岡本村
 金四円五拾壹銭五厘 同 郡 秋鹿町村
 金拾円五拾銭 意宇郡 東忌部村外三村
 金六円三銭 同 郡 湯町外三村
 金拾円拾六銭五厘 邑智郡役所奉職者中
 金拾三円四拾五銭 同 郡各小学校教員中
 金九円五厘 同 郡 各戸長中
 金拾九円五拾七銭三厘 同 郡 川本村外四村
 金九円五拾六銭 同 郡 築瀬村外七村
 金五円七拾五銭八厘 同 郡 畑田村外四村
 金六円貳拾四銭 同 郡 都賀本郷外四村
 金拾六円拾八銭 同 郡 上田村外三村
 金六円貳拾四銭九厘 同 郡 阿須那村外四村
 金貳円貳拾五銭四厘 同 郡 布施村外五村
 金七円三拾七銭七厘 同 郡 原村外四村

金五円三拾八銭	同 郡	出羽村外六村
金八円三拾四銭	同 郡	下田所村外三村
金三拾壹円八拾四銭壹厘	同 郡	中野村外二村
金八円拾貳銭六厘	同 郡	市木村
金七円七拾銭七厘	同 郡	市山村外四村
金八円七拾六銭	同 郡	渡村外三村
金九円九拾七銭三厘	同 郡	南佐木村外四村
金八円三拾五銭	同 郡	祖式村外三村
金拾壹円廿三銭五厘	周吉郡	西郷東町外二町
金五円五拾九銭五厘	同 郡	飯田村外四村
金三円拾五銭	同 郡	卯敷村外二村
金四円貳拾九銭	同 郡	元屋村外三村
金七円三拾貳銭	同 郡	原田村外三村
金七円四拾四銭	同 郡	八田村外六村
金五円五銭五厘	穩地郡	小路村外四村
金八円九拾八銭五厘	同 郡	都方村外三村
金五円五拾六銭五厘	同 郡	苗代田村外四村
金拾円八拾四銭五厘	海士郡	豊田村外三村
金七円八拾銭	同 郡	知々井村外三村
金六円四拾貳銭	知夫郡	知夫村
金拾九円五拾九銭	同 郡	宇賀村外三村

第8回

広告 西南之役戦死者記念碑義捐金第七回広告

金百円 西京本願寺

金五拾円 松江本願寺派寺院

金拾壹円二拾二銭 島根郡 江角浦外四浦

金拾円 矢富政直

金八円 三島佐次右衛門

金四円五拾九銭 長谷川房兵衛外三百五名

金四円二拾八銭 那賀郡浜田新町

金三円九拾銭 意宇郡西津田村

金三円 北川精一 第五十三国立銀行浜田支店 岩見国産紙会社 私立浜田銀行 仙田謹一郎 大石如雲

齋藤小一郎

金貳円三拾四銭 岩本好五郎外五十五名

金貳円三拾五銭 浜田西小学校教員

金貳円五拾五銭 内藤竹一郎外百三十六名

金貳円 藤井齋助

金壹円八拾壹銭五厘 北山友太郎外百二十名

金壹円六拾九銭 那賀郡浜田紺屋町

金壹円八拾銭 並河理二郎 原本権八郎

金壹円五拾銭 内田京太郎

金壹円三拾銭 加賀尋常小学校生徒 深津甚之助

金壹円貳拾五銭 伊原勝太郎外六十三名
 金壹円貳拾銭 那賀郡浜田新田外九ヶ町村浦戸長役場吏員
 金壹円貳拾銭 豊島伝兵衛 草光万平 川角松蔵 矢島丈三郎 大塚堅四郎 飯塚銀十郎
 金壹円拾銭 武田石之助 中沢治平衛 武藤六郎兵衛 竹内宇右衛門 藤井朝一郎
 金壹円 第一活版所 田辺昇六 林鉄之助 石川鉄三郎 田村惣次郎 山根松一郎 日野元雄 日野清衛
 大蘆尋常小学校生徒 桑原平次郎 内田耕造 小林寛三郎 玉田クウ 横田重左衛門 重松仏魔
 馬場又右衛門 岡崎伴蔵 小堀基 佐々木武寿郎 枝木林五郎 白名猪太郎 川角文左衛門
 松井勘太郎 菅原勝十郎 福原善之助 武田久蔵 大村利太郎 石橋与三郎
 金七円三拾壹銭七厘 邑智郡日貴村外二村戸長役場部内
 金拾貳円貳拾銭五厘 同 川戸村外三村戸長役場部内
 金壹円七拾貳銭五厘 大原郡中湯石村
 金貳円六拾八銭四厘 仁多郡大呂村
 金壹円四拾三銭 同 郡阿井町外二村
 金四円三拾八銭 同 郡湯村外二村
 金四円八拾五銭五厘 同 郡三成町外三村
 金四円 大原郡木次町外三村
 金五円三拾六銭 同 郡加茂中村外三村
 金拾壹円拾七銭五厘 同 郡東日登村外三村
 金六円三拾七銭五厘 同 郡大東下分村外四村
 金壹円貳拾六銭 同 郡新庄村
 金六円七拾七銭 同 郡東阿用村外四村
 金三円六銭八厘 同 郡仁和寺村

金五円七拾九銭五厘 同 郡宇治村外三村
 金八円 同 郡大東町外三村
 金四円三拾貳銭 同 郡猪尾村外七村
 金壹円拾貳銭五厘 同 郡本明村
 金拾五円 那賀郡浜田新町外九町村浦
 金五円 同 郡本都賀村外三村
 金三円拾壹銭五厘 同 郡今市村外三村
 金貳円六拾四銭 同 郡宇野村
 金六円八拾八銭五厘 同 郡西村外三村
 金壹円五拾七銭四厘 同 郡上有福村
 金七円八銭 美濃郡澄川村外三村
 金八円 同 郡神田村外四村
 金九円九拾貳銭 同 郡仙道村外四村
 金七円八拾九銭七厘 同 郡遠田村外三村
 金拾貳円拾八銭 同 郡小浜村外四村
 金七円六拾銭 同 郡横田村外四村
 金貳円八拾九銭貳厘 保科昌三郎外百八十二名
 金三円六十九銭七厘 池田武五郎外二百三十二名
 金貳円五拾九銭壹厘 桐野嘉右衛門外百六十三名
 金壹円貳拾九銭六厘 常松五右衛門外八十一名
 金壹円五拾三銭三厘 多根金五郎外九十六名

第9回

広告 西南之役戦死者記念碑義捐金第八回広告

金貳円八拾九銭四厘 岡儀之助外百四十八名

金壹円拾銭八厘 狩野惣助外五十六名

金壹円八拾四銭七厘 内藤運左衛門外九十四名

金壹円八拾四銭六厘 三代万次郎外九十四名

金三円六拾六銭八厘 松原新助外百七十九名

金壹円拾八銭 玉置与右衛門外二十名

金二円拾七銭 曾田和市外三十一名

金三円七拾五銭 土江蔵三郎外百名

金二円五拾五銭五厘 吉田唯八郎外七十二名

金拾四円拾九銭七厘 福田幸太外千百六名

金三円三拾八銭一厘 木佐五郎左衛門外百七十九名

金二円五拾五銭八厘 三代蔵重外百三十二名

金二円六拾銭六厘 周山弥兵衛外百七十二名

金一円六拾四銭一厘 新宮新四郎外百四名

金壹円六拾五銭 飯島多一郎外九十八名

金壹円六拾貳銭壹厘 高橋増蔵外九十五名

金壹円六拾銭七厘 高橋良助外八十九名

金壹円拾五銭貳厘 大福軍兵衛外六拾五名

金貳円拾五銭八厘 河瀬義三郎外百廿一名

- 金壹円貳拾五銭八厘 加納慶之助外七十一名
 金壹円拾五銭六厘 山根忠右衛門外七十一名
 金三円拾一銭 福田蓮之助外百七十一名
 金壹円三厘 山根与一右衛門外五十四名
 金壹円四拾銭 小林新市外九十名
 金壹円七拾銭 福田大次郎外百十三名
 金壹円 松村助三郎外六十六名
 金貳円六銭七厘 山岡新四郎外百五十名
 金貳円五拾壹銭五厘 三島岩一郎外百五十六名
 金貳円四銭六厘 金築善吉外百七十名
 金壹円貳拾八銭五厘 岡善右衛門外八十一名
 金壹円三拾銭壹厘 福岡善右衛門外六十六名
 金貳円一拾壹銭六厘 西尾富七外百卅八名
 金貳円四拾六銭壹厘 坂本喜八郎外百六十一名
 金壹円九拾貳銭八厘 勝田田一外百十八名
 金貳円七銭八厘 橋本市三郎外四十名
 金壹円九銭貳厘 吾郷愛太郎外二十名
 金壹円貳拾三銭八厘 園山嘉一郎外五十三名
 金壹円拾四銭六厘 今岡台八外四十九名
 金壹円六拾貳銭 三島峯蔵外七十四名
 金貳円貳拾四銭 能美恒七外百拾四名
 金壹円八厘 佐々木作兵衛外五十四名

- 金壹円廿四銭七厘 大谷民市外六十四名
金貳円三拾三銭三厘 桜井供造外二百卅五名
金三円七拾八銭六厘 石飛助市外三百廿四名
金貳円拾三銭八厘 木村弥助外百七十七名
金四円拾銭貳厘 伊藤林之助外四百十四名
金壹円五厘 今岡善市外七十七名
金壹円七拾六銭 江角栄次郎外百十六名
金貳円八拾銭 今若新四郎外百八十五名
金二円八拾貳銭壹厘 三原梅蔵外三百十四名
金壹円六拾三銭六厘 石飛藤三郎外百五十六名
金三円六拾五銭 桑原善三郎外三百六名
金三円三拾六銭 藤江喜三郎外二百七十五名
金壹円八銭九厘 小村惣之助外七十七名
金壹円二拾三銭壹厘 原兵次郎外百五名
金三円四拾六銭七厘 糸賀重太郎外二百四十二名
金貳円三拾銭壹厘 武田功績外百三十一名
金壹円九拾銭貳厘 磯田為三郎外百十二名
金三円貳拾貳銭 杉原茂市外百五十五名
金貳円七拾銭 小村惣兵衛外九十五名
金壹円九拾九銭 神田柳太郎外八十三名
金壹円六銭 原田松右衛門外三十三名
金三円三銭 伊藤本三郎外百四十名

第10回

広告 西南之役戦死者記念碑義捐金第九回広告

金貳円十九銭七厘 吉田亀三郎外百廿六名

金貳円貳拾三銭五厘 西本観円外百十七名

金三円拾九銭七厘 板垣運右衛門外百八十六名

金貳円六拾銭五厘 日下政蔵外百四十三名

金壹円四拾七銭九厘 竹田嘉右衛門外八十四名

金貳円拾七銭貳厘 園山藤十外八十四名

金四円七拾貳銭貳厘 園山喜代助外二百六十八名

金四円三拾一銭三厘 川上喜右衛門外二百八十一名

金貳円五拾壹銭四厘 三成熊助外二百十九名

金貳円九拾五銭壹厘 内藤源七外四百十三名

金貳円四拾貳銭壹厘 金山徳三郎外三百八十三名

金三円三拾三銭四厘 西尾金三郎外三百七十名

金三円七拾三銭壹厘 山田台一郎外三百五十名

金壹円五拾壹銭六厘 野津虎次郎外百廿二名

金壹円八拾四銭九厘 安田一郎兵衛外百四十九名

金壹円八拾九銭九厘 飯島穂蔵外百五十三名

金壹円拾四銭六厘 田中柳三郎外九十二名

金貳円七拾九銭壹厘 伊藤銀次郎外二百三名

金貳円四拾六錢五厘 岩谷善太郎外百七十四名
金壹円三拾六錢九厘 周藤末太郎外百十七名
金壹円七拾錢壹厘 鎌田辰次郎外百十四名
金三円貳錢九厘 蝶野儀一郎外二百十五名
金貳円五厘 伊藤福太郎外九十七名
金壹円六拾三錢八厘 島田常一郎外八十一名
金貳円五拾八錢 周藤忠太郎外九十六名
金壹円廿八錢八厘 土江庄^次衛門外八十三名
金壹円五厘 横田新七外四十三名
金壹円六拾五錢四厘 嘉田熊次郎外八十四名
金壹円五拾三錢九厘 永田年夫外百五名
金壹円四錢九厘 福山伝一郎外四十七名
金三円四拾五錢三厘 板倉平蔵外七十八名
金壹円四拾三錢五厘 勝部武一外百四十三名
金壹円八拾八錢六厘 内藤伊助外八十九名
金壹円八拾七錢貳厘 鐘築富三郎外百廿二名
金四円四拾錢 大滝円蔵外三百廿四名
金貳円壹錢壹厘 中田十一郎外五百四十六名
金三円六錢四厘 大島助一外二百七十五名
金壹円拾壹錢六厘 板垣才蔵外百四名
金三円四拾壹錢壹厘 児玉銀三郎外二百七十六名
金壹円拾七錢四厘 内藤善助外九十名

金吾円三拾五銭七厘 金山徳三郎外七十二名

金三円三拾五銭八厘 遠藤嘉吉郎外二百七十六名

(『山陰新聞』明治二十一年五月二七日・第一〇〇三号)

(46) ここで言う「国民の戦争記念碑」とは、国家が造る乃至は強制して造らせる戦争記念碑ではなく、国家の対極に位置する国民が国民としての意識をもって自らが造る(但し、地域共同体的強制を含むもので、必ずしも民主的な意味での地域住民の総意や自発性を意味しない)戦争記念碑を指す。

(47) 鉅鹿、『史料』県令 籠手田安定、前掲、四二七頁、四二八頁。

(48) 例えば、広島県山県郡筒賀村(筒賀町筒賀八幡宮)では、日清戦争の戦勝を記念し寄附金を集めて造営した日清戦勝記念公園を造り、そこに「征清記念碑 明治廿九年四月建之筒賀村」を建立(一九八六年一月二四日調査収集)しており、広島県高田郡可愛村(現、安芸高田市)では日清戦争の戦勝記念として高原山八幡神社の本殿の修繕がなされていた。その史料として、同社拝殿に掲げられている棟札には「大日本帝国万々歳 奉修繕八幡社本殿明治廿八年八月吉祥日惣氏子中(以下略)」とある(詳細は、拙著『近代日本の形成と日清戦争』、前掲、一三四頁～一三五頁参照)。この他、神社の石段を新たに設けたり玉垣を増築したり、戦捷を契機に共同体内の施設を整備するといったことが行われる。もっとも、これらは戦勝を理由とするものだけではなく、御大典記念・御成婚記念・皇紀二千六百年といったような国家的記念行事を切っ掛けとするものも多くある。

(49) 『山陰新聞』明治二十一年五月七日・第九九三号、三頁。

(50) 『山陰新聞』明治二十三年五月六日・第一三五一号、三頁。

(51) 『靖国神社忠魂史』第一巻、靖国神社社務所・一九三五年、四四〇頁。

(52) 同上、五二八頁(なお、『山陰新聞』には竹宮口で死亡とある)。

(53) 同上、四三五頁。

(54) 同上、五五七頁。

(55) 同上、四八五頁。

- (56) 同上、四五二頁。
- (57) 同上、四七三頁。
- (58) 同上、四八四頁。
- (59) 同上、四八六頁。
- (60) 同上、五四一頁。
- (61) 『山陰新聞』明治二〇年五月一四日・第八三四号、四頁広告欄。
- (62) この松江招魂社と、現存の松江護国神社（昭和一四年四月一日に出雲国と隠岐国の維新以降支那事変までの戦死者二三一二柱を祭神に創建された。『靖国神社百年史』資料編下、靖国神社・一九八四年、四五一頁）とは繋がりはない。実は、この繋がりがなく、紀念塔碑建立運動が起こった遠因があったと思われる。
- (63) 西南戦争の戦死者を祀ることも目的として創建された招魂社は、『靖国神社百年史』資料編下（前掲）によると次のものであった。
- 厩橋招魂社、明治一〇年一月二四日、祭神西南戦争出征戦死者、所在地前橋市曲輪町
銀着山招魂社、明治二二年九月一四日、祭神西南戦争戦死栃木県民、六六柱、所在地栃木市
臼杵招魂社、明治二一年六月、日下東その他、祭神西南戦争戦死者四三柱、所在地臼杵市
- (64) 『靖国神社百年史』前掲、三九二頁。
- (65) 『山陰新聞』明治二〇年五月一四日・第八三四号、二頁。
- (66) 『靖国神社忠魂史』第一巻、前掲、四三九頁。
- (67) 『山陰新聞』明治二〇年五月二二日・第八三八号、二頁。
- (68) 『山陰新聞』明治二〇年五月二四日・第八三九号、二頁。
- (69) 『山陰新聞』明治二〇年三月二七日・第八一〇号、二頁。
- (70) 竹永三男「籠手田安定と『西南戦争戦死者紀念碑』」ラフカディオ・ハーンを雇った島根県知事の一面」（松江市観光協会『湖都松江』Vol.20、二五頁）。

(71) 現存(島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四)の記念碑は、平成一六年一月に西郷水火災記念碑再建立実行委員会によつて再建されたものである。二〇一三年一〇月二一日調査収集。

(72) 『山陰新聞』明治二一年四月一七日・第九八三号、一頁。

(73) この撃剣野試合の参加者について、『山陰新聞』に次のような募集案内が掲載されていた。

今般西南ノ役ニ戦死シタル雲石隠三国人之為松江旧城内ニ於テ建碑式挙行ニ付撃剣野試合ヲ催ス御加入ノ諸君八
ル三十日迄ニ姓名御通知有之度日限八追テ広告ス

但当日出席ノ諸君八撃剣道具御持参之事

警察本部内

高山峯三郎

(『山陰新聞』明治二一年四月二七日・第九八八号)

(74) この對抗運動では、建碑式の軍歌として作曲された軍歌が唱われることになっていったよう(資料的に確認できない)で、それは浜田高等小学校校長芦谷重教の作で、次のようなものであったという。

思へ回せは今を距る 十歳往しの事なりき

殺氣逆巻く筑紫瀧 隼人の夷数千万

皇御威を汚さんと 猛りに猛し荒し男が

激浪怒濤の勢ひも 物の数やと身を棄て

国に報ゆる真良雄が 赤き心と赤き血を

田原山鹿に熊本に 人吉都に鹿兒島に

流す勲は千世八千世 朽ちぬ緑の松江なる

千鳥鳴くてふ城山を 仰げば高し君が代を

固めし紀念の碑は 倭島根と諸共に

動く時社無かるべせ

嗚呼

(『山陰新聞』明治二一年四月一七日・第九八三号、一頁)

(75) 『山陰新聞』 明治二年五月三日・第九九一号附録。

(76) 内務省総務局戸籍課『明治二十年十二月三十一日調日本帝國国籍戸口表』、三八頁(内務省・内閣統計局編『国勢調査以前日本人口統計集成』2、東洋書林・一九九二年)。

(77) 拙稿参照。なお、山口県護国神社訴訟は靖国神社合祀ではなく、そもそも国民の信仰の自由にかかわる憲法問題であった。また、箕面忠魂碑裁判は忠魂碑を宗教施設と捉えて行われた違憲訴訟であるが、そもそも忠魂碑を一律に宗教施設として捉えた原告の誤った認識によるものと、裁判官の知識不足により誤った判決がなされ、その結果、全国各地に建てられている戦争記念碑の管理に重大な支障が起きていることは、現代における大きな社会的問題でもあるといえよう。

(78) 『山陰新聞』 明治二年四月二七日・第九八八号、同四月二九日・第九八九号、同五月一日・第九九〇号、五月三日・第九九一号。

(79) 『山陰新聞』 明治二年五月三日・第九九一号、四頁。

(80) 『山陰新聞』(明治二年五月七日・第九九三号、四頁)の広告欄に、建碑発起者が、

松江城山記念碑工二付招魂祭執行ノ義広告シ置キタル処本日雨天二付仏祭式ノ内真宗ノ仏事二限り晴日マテ順延ス
右更ニ建碑費義捐ノ諸君ニ広告ス

明治二十一年五月六日

建碑発起者

と載せ、真宗も、

本日午後一時ヨリ同二時卅分迄本宗限り於当城山招魂祭執行スヘキ筈ニ候処雨天二付晴日迄順次延引ス此段広告候
事

五月六日

島根県真宗本願寺派 総組長事務出張所

とする広告を載せていた。

(81) 『山陰新聞』 明治二年五月七日・第九九三号、四頁。

(82) 前註(75)同。

(83) 『山陰新聞』 明治二年五月七日・第九九三号、三頁。

(84) 白瀧尋常小学校生徒が唱和した軍歌とは、次のものであった。同上。

嗚呼明治十年の事なりき 薩摩の迫門の荒磯に 逆だつ雲の漲りて 猛り出たる梟雄が 波風たゝぬ大御
 代を 乱さんものと大潮の 寄せ来る如き勢も 忠義に凝たる大丈夫が 勇気鋭き鋒は 千百万の敵軍
 を 縦横無尽に追くり いにしへ今も類なき いさほしころは立しかど 遂に其身八はかなくも たま
 やつるぎの其下に 討死しつるは哀にも 勇かりしことなりき
 嗚呼命果せし大丈夫よ 縱令屍は草むして 荒野の土となりぬとも 薫れり其名は千代までも 万代まで
 も亀田山 朽ちず動かぬ仮名ぶみに 永く伝へて大丈夫の 龜鑑ところはなりにけれ 嗚呼龜鑑ところは
 なりにけれ

(85) なお、この記事の続きは『山陰新聞』第九九四号以降に掲載されていたが、国立国会図書館にも松江市の島根県立図書館にも当該の新聞が保存されていないので判らない。ただ、当該箇所のマイクロフィルム及び原本について問合せをしたところ、その存在について両館ともに相手が判っているという不思議な回答していたことから、却つて事情がよく分からなかつた。

(86) 順延となつたため、建碑発起者という主催者と、島根県真宗本願寺派総組長事務出張所から、次の広告が出されていた。
 松江城山記念碑成工二付招魂祭執行ノ義広告シ置キタル処本日雨天二付仏祭式ノ内真宗ノ仏事二限り晴日マテ順延ス
 右更ニ建碑費義捐ノ諸君ニ広告ス

明治二十一年五月六日

建碑発起者

(『山陰新聞』明治二十一年五月七日・第九九三号、四頁)

本日午後一時ヨリ同二時卅分迄本宗限り於当城山招魂祭執行スヘキ筈ニ候処雨天二付晴日迄順次延引ス此段広告候事

五月六日

島根県真宗本願寺派 総組長事務出張所

(同上、四頁)

(87) 『山陰新聞』明治二十一年五月七日・第九九三号、四頁。

(88) 日本が一八八六年六月五日に加入した一八六四年万国赤十字条約を含む国際法にかかわる日本の認識については、拙稿「明治憲法体制と天皇大権 宣戦講和権と戦時認定権 (二)(一)、『中京法学』第二五巻第一号)を参照されたい。

(89) 前註(87)同。

(90) 「征蕃役ニ於ケル戦病死者名簿」(『西郷都督と樺山総督』、西郷都督樺山総督記念事業出版委員会・一九三六年、所収)。

(91) 前註(22)同。

(92) 『靖国神社忠魂史』第一巻、前掲、六四二頁。

(93) この「一等水兵松村千代松之墓」とは、次のものである。

所在地 長崎県長崎市西小島二丁目五番地 佐古・梅ヶ崎招魂社

調査収集 二〇〇五年三月一日

形状 尖塔式直方形型台座二段式

規模(墓石) 高さ三・六センチメートル+五一・五センチメートル、横幅二六・三センチメートル、奥行き二四・

二センチメートル

(台座一段目) 高さ二五センチメートル、横幅三八・四センチメートル、奥行き三四・五センチメートル

(台座二段目) 高さ二一・六センチメートル、横幅五二センチメートル、奥行き四四・八センチメートル

碑面(正面) 一等水夫松村千代松之墓

(左面) 山口県土族 周防国佐波郡三田尻人 行年二十九才十一ヶ月

(右面) 雲揚艦乗組明治八年九月廿二日於朝鮮国京機道永宗城戦死

(94) 「西南之役戦死者記念碑」は、現在、島根県大田市大森町五一 一石見銀山資料館駐車場内にあり、自然石台座二段付自然石型のもので外見的には破損は少ないが、摩耗が進んでいる。二〇一三年一月一日調査収集。

(95) 『靖国神社忠魂史』第一巻、前掲、四九七頁。

(96) 同上、四七一頁。

(97) 同上 四九二頁。

(98) 同上 四九九頁。

(99) 同上 五八四頁。

(100) 同上 四八七頁。

(101) 同上 四九七頁。

(102) 同上 四九八頁。

(103) 同上 五〇二頁。

(104) 同上 四七一頁。

(105) 同上 四三八頁。

(106) 『靖国神社忠魂史』(前掲、一六八頁)には、「石州方面 旧浜田藩 慶応二年六月一六日石見国益田駅附近岸静江国治」とある。

(107) 現在の処、その存在の有無についての確認はできていないが、『山陰新聞』によると明治一九年六月頃に名州浜田及び津和野の有志者が岸静江氏の記念碑を設立せんとすの計画(同紙、明治一九年六月七日・第六七四号、二頁)とがあつたようだ。今後の課題としたい。

(108) この「浜田藩岸静江墓」とは、次のものである。

所在地 島根県益田市多田扇原関門跡入口

調査収集 二〇一三年一月三日

形状 土台石乗せ尖塔式四角柱型台座三段式

規模(墓石) 高さ四・五+五六・五センチメートル、横幅二四センチメートル、奥行き二四センチメートル

(台座一段目) 高さ一九センチメートル、横幅三七・五センチメートル、奥行き三七・五センチメートル

(台座二段目) 高さ二四センチメートル、横幅五三センチメートル、奥行き五三センチメートル

(台座三段目) 高さ八〇センチメートル、横幅一九六センチメートル、奥行き二三五センチメートル

(109)

この「岸静江戦死之地碑」とは、次のものである。

所在地 鳥根県益田市多田

調査収集 二〇一三年一月三日

形状 石積み土台乗せ台座一段式研磨式自然石型

規模 (碑石) 高さ一五六センチメートル、横幅 (最大部) 七〇センチメートル、横幅 (底部) 二四センチメートル、

厚さ (最大部) 五〇センチメートル、厚さ (底部) 三八センチメートル

(台座) 自然石 高さ三七センチメートル、横幅一〇五センチメートル、奥行き一三センチメートル

(土台石) 四角形 高さ二二〇センチメートル、横幅二一五センチメートル、奥行き二一五センチメートル

碑面

(正面) 岸静江戦死之地 陸軍中将 野島忠孝書

(右面) 昭和八年九月建之

(裏面) 徳川幕府ノ末期天下挙テ騒然タルノトキ岸静江源国治浜田藩ノ命ニ依リ我力扇原関門ヲ預リ此地ニ住

ス斯クテ長州再征ノ役起ルヤ時八慶応二年六月十六日幕軍ノ西下ニ先チ長軍ノ一隊東進スヘク来襲シ

テ開門ヲ請フ然ルニ静江只管君命ノ重キヲ奉シ頑トシテ之ヲ肯セス而モ敵ハ奇兵ノ大勢ナリ爰ニ於テ

既ニ意ヲ決シタル静江先ツ獵銃ヲ携ヘ加勢ニ集ヘル附近ノ農民ニ八旨ヲ諭シテ退散ヲ命シ置キ挺身武

装ヲ固メ以テ防戦ニ之レカムサレト奈何セン剛勇ニシテ錚々タル十方長槍ノ達人タルモ衆寡敵セス切

齒シテ悲愴ナル最後ヲ遂ク乃チ飛弾滿身既ニ絶命スト雖猶水門前ニ槍ヲ杖テ仁王立手トナリ死ヲ生ケ

ル力如ク儼然トシテ瞑目ス為ニ敵兵ヲシテ大ニ之ヲ訝ラシメ暫シ進軍ヲ躊躇セシム其壮烈人咸感歎セ

サルナシ享年三十一歳

昭和八年四月二十五日靖国神社ニ合祀セララル

(110)

史料名 「西南戦争勅名碑」、所在地愛知県西尾市錦城町二二九西尾城址公園内、調査収集一九九八年二月二六日。

(111)

史料名 「千葉県上総国長柄殖生郡西南戦争戦死者記念碑」、所在地千葉県長生郡一宮町三〇四八五前神社境内、調査収

帝在郷軍人会吉田村分会多田班

集一九九九年五月一六日。

(112) 『靖国神社忠魂史』第一巻、前掲、五二六頁。

(113) 同上、五二五頁。

(114) 同上、四九九頁。

(115) 同上、五九一頁。

(116) 同上、五〇四頁。

(117) 同上、五二六頁。

(118) 同上、五一九頁。

(119) 同上、四九三頁。

(120) 同上、四九三頁。

(121) 同上、五〇一頁。

(122) 詳細は、拙稿「帝国日本の戦歿者慰霊と靖国神社(中の甲)」(前掲、二二五頁〜二二七頁及び二三七頁〜二四三頁を参照されたい。

(123) この「西南戦争戦歿東京警視警察官記念碑」とは、次のものである。

所在地東京都文京区護国寺境内

調査収集 二〇〇三年六月五日

形状 八角形台座円形土台式割石型

規模(碑石) 高さ二四三センチメートル、横幅(最大) 一二七・一センチメートル、同(底部) 一一一・二センチメートル、厚さ三二センチメートル

メートル、厚さ三二センチメートル

碑面

篆額部 縦二五・五センチメートル、横七五・五センチメートル

碑文部 縦一三二・七センチメートル、横九六センチメートル

- (124) 同上、四〇六頁。
（土台）高さ二九・二センチメートル、横幅五八・二×五八×五七×五八×五八×五六・五×五七×五七・五センチメートル
- (125) 同上、五〇〇頁。
- (126) 同上、四一三頁。
- (127) 『靖国神社忠魂史』第一巻、前掲、五二二頁。
- (128) 同上、四一二頁。
- (129) 同上、四四八頁。
- (130) 同上、五六三頁。
- (131) 同上、四八九頁。
- (132) 同上、五六四頁。
- (133) 同上、四五三頁。
- (134) 同上、五〇〇頁。
- (135) 同上、五〇〇頁。
- (136) 同上、五〇六頁。
- (137) 同上、四〇六頁。
- (138) 同上、五〇六頁。
- (139) 同上、五一六頁。
- (140) 史料名「西南戦争愛媛県越智郡野間郡戦没者記念碑」、所在地愛媛県今治市今治城址公園内、調査収集二〇一一年六月一日。
- (141) 史料名「佐賀役熊本役台湾役西南役四戦役戦亡記念碑」、所在地和歌山県和歌山市山陰丁岡公園内、調査収集一九九二

年二月三日及び二〇一四年一月一九日。

(142) 史料名「佐賀役熊本台湾役西南役四戦役戦亡記念碑記録碑」、前註同。

(143) 『靖国神社忠魂史』第一巻(前掲) 三七〇頁〜六四〇頁より集計。

(144) 同上、それぞれ上から順に三七九頁・三七九頁・三七二頁・三七二頁を参照。

(145) 同上、三七二頁・三七二頁。尚、詳細は拙稿『帝国日本の戦歿者慰霊と靖国神社(中の甲)』、前掲、二三五頁、参照。

(146) 同上、四人とも三八五頁。

(147) 『靖国神社忠魂史』第一巻(前掲) より集計。

(148) 『西郷都督と樺山大将』(前掲) より集計した数値。

(149) 詳細は、拙稿『帝国日本の戦歿者慰霊と靖国神社(中の甲)』(前掲) を参照。

(150) 史料名「滋賀県西南戦争記念碑」、所在地滋賀県大津市園城町封太山、二〇〇四年七月三日(予備調査) 及び同年一

月二七日に調査収集。規模は、次の通りである。

碑石柱 高さ六五センチメートル、横幅(底部)一〇三・七センチメートル、奥行き(底部)九三センチメートル

台座一段目 高さ七四・五センチメートル、横幅一六三・八センチメートル、奥行一五九・三センチメートル

台座二段目 高さ一六・五センチメートル、横幅一九九・四センチメートル、奥行一九六センチメートル

台座三段袖部(扇形) 厚さ二・七センチメートル、正面横幅九七・七センチメートル、左幅二三センチメ

ートル、右幅二五・五センチメートル

台座三段前部(扇形) 高さ九四・六センチメートル

堡壘型台形型後壁 高さ一四二・八センチメートル、後部高さ一〇六・三センチメートル

門柱(四角柱) 高さ一五九センチメートル、幅上部三三・四センチメートル×三二・二センチ、幅標柱部二七・四

センチメートル×二七・四センチメートル、台座部幅三七・五センチメートル×三七・二センチメートル

尚、測量図面を含めた詳細は、拙著『近代日本における戦争記念碑と戦没者慰霊についての地域社会史的研究(上)』

(平成一四年度) 平成一七年度科学研究補助金【基盤研究(A)(1)】研究成果報告書、平成一八年三月) を参照されたい。

(151) 『靖国神社忠魂史』第一巻(前掲)より集計。

(152) 同上、三八四頁。

(153) 同上、六四〇頁。

(154) 同上、四二二頁。

(155) 『靖国神社忠魂史』第一巻より集計。

(156) 詳細は、拙著『近代日本の形成と日清戦争』参照。なお、石碑に関する情報は、一九九九年一月二八日(日)に調査収集したものである。

(157) この「日露戦争戦勝碑」は、次のものである。

調査収集 一九九九年一月二八日

形状 自然石型台座一段式自然石型

規模(碑石) 高さ二二九・一センチメートル、横幅九一・七センチメートル、厚さ一一・五センチメートル

(台座) 高さ四一・三センチメートル、一七二・九センチメートル、奥行き七二センチメートル

碑面

(題字) 陸軍中将従三位勲一等功二級大久保春野書

(建立) 明治四〇年九月

(発起人) 杉浦熊太郎以下二一名

(建碑員) 畑中清吉以下五名

(158) 史料名「大東亜戦争英霊碑」は、次のものである。

調査収集 一九九九年一月二八日

形状 台座付一段式自然石型

規模(碑石) 高さ二七二・三センチメートル、横幅九六・六センチメートル、厚さ二八・八センチメートル

(台座) 高さ三七・七センチメートル、横幅一七八・九センチメートル、奥行き一一八・九センチメートル

(159) 『靖国神社忠魂史』第一巻、前掲、四六〇頁。

(160) 史料名「大名田村征清忠魂碑」、所在地は岐阜県高山市江名子町郷社式内荏名神社向側、調査収集一九九三年一月二七日。

(161) 史料名「上枝村旌忠碑」、所在地は岐阜県高山市新宮町新宮神社境内、調査収集一九九三年一月二七日。

(162) 『靖国神社忠魂史』第一巻、前掲、五五六頁。

(163) 同上、九一九頁。

(164) 同上、九七四頁。

追記

松江城内の記念塔碑の検証にとって最も重要な資料となったのは、有限会社今岡ガクブ子店(鳥根県松江市天神町25)の今岡弘延氏から提供された絵葉書(その中の一部は本文中に掲載)であった。この絵葉書きを含め、関係の資料等に対する今岡氏の御協力がなければ、この記念塔碑の形況や建立位置等を確定することができなかったことから、改めてこの紙面を借りて今岡氏に感謝の気持ちを記しておきたい。